



財務諸表監査における契約リスク評価モデルの構築に関する研究

宮本(石垣), 京子

(Degree)

博士 (経営学)

(Date of Degree)

2004-03-31

(Date of Publication)

2008-10-02

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲3017

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1003017>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



財務諸表監査における契約リスク評価モデルの構築に関する研究

氏名 石垣 京子

目 次

序 章	研究目的と課題および論文構成	1
第 1 章	契約リスクの基礎的概念と評価の意義	6
第 1 節	はじめに	6
第 2 節	監査契約締結と継続に関する先行研究	6
第 3 節	監査契約締結と継続に関する監査基準の規定内容	9
第 4 節	契約リスクの概念定義と評価の意義	11
第 5 節	要約	14
第 2 章	契約リスク評価の体系	15
第 1 節	はじめに	15
第 2 節	実務上からみた契約リスク評価の決定要因	16
第 3 節	Johnstone (2000)が形成した監査契約締結の意思決定モデル	20
第 4 節	Johnstone (2000)のモデルに対するわが国監査人の認識	23
第 5 節	わが国における契約リスク評価体系	31
第 6 節	要約	33
第 3 章	契約構成リスクの判断指標となる固有リスク評価要因	35
第 1 節	はじめに	35
第 2 節	契約構成リスクとしての監査リスク評価の意義	35
第 3 節	固有リスクの定義とその特性	39
第 4 節	監査基準および先行研究の成果に基づく固有リスク評価要因のまとめ	41
第 5 節	要約	44

第4章 契約構成リスクの判断指標となる統制環境評価要因・・・・・・・・・・ 47

第1節 はじめに・47

第2節 統制リスクの定義とその特性・47

第3節 監査基準および先行研究の成果に基づく統制環境評価要因のまとめ・50

第4節 要約・54

第5章 契約構成リスクに対するリスク軽減策・・・・・・・・・・・・・・ 56

第1節 はじめに・56

第2節 監査リスクとリスク軽減策に関する先行研究の立場・56

第3節 契約リスク評価時におけるリスク軽減策・59

第4節 要約・62

第6章 監査リスクの判断指標に対する監査人の認識・・・・・・・・・・・・ 64

第1節 はじめに・64

第2節 調査の概要・64

第3節 監査リスク評価要因に対する監査人の認識（分析その1）・66

第4節 監査リスク評価と契約リスク評価との間の関連性（分析その2）・68

第5節 監査リスク評価とリスク軽減策の利用の有無との間の関連性（分析その3） ・72

第6節 監査リスク評価要因とリスク軽減策との間の関連性（分析その4）・76

第7節 要約・79

第7章 監査リスクの判断指標の数学的分析に基づく契約リスク評価モデル の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

第1節 はじめに・81

第2節 主成分分析の数理・81

第3節	監査リスク評価要因の変量間の相関関係	・83
第4節	主成分と監査リスク評価要因との相関関係	・87
第5節	契約リスク判断指標を用いた監査人の判断形成の分析	・94
第6節	要約	・103
結 章	研究成果と将来の課題	・105
付録A-1	「監査契約締結における監査人のリスク評価を分析するためのアンケート調査」(質問票)	・113
付録A-2	「監査契約締結における監査人のリスク評価を分析するためのアンケート調査」(回答用紙)	・123
付録B-1	「監査契約締結時における監査リスクの評価に関するアンケート調査」(質問票)	・128
付録B-2	「監査契約締結時における監査リスクの評価に関するアンケート調査」(回答用紙)	・137
引用文献・参考文献		・144

序章 研究目的と課題および論文構成

本論文の目的は、法定監査としての財務諸表監査¹において監査契約を締結する際に、契約リスクの評価に関して監査人が形成する監査判断を、数学的モデルを用いて定式化することによって解明し、当該判断形成の質の向上をはかるための基礎を提示することである。

ここで、契約リスクとは、監査契約締結の可否を決定する際に、その判断の指標として、監査人が考慮し取り組むリスクを意味している。当該リスクに対する監査人の判断は、監査の結果としての意義に大きな影響を与えるものと考えられ、その重要性を改めて認識する時代となってきたが、このような研究領域に関する研究の蓄積はわが国では少なく、それを議論するために不可欠な基礎概念の形成に十分な研究努力が払われてきたとはいえない。

したがって、監査人が監査契約締結の可否を判断するために何をその判断基準として意思決定を行うのか、その判断内容を明らかにする必要がある。本研究では、その内実を契約リスクの評価であると捉え、当該リスクの評価方法を数量化することにより、監査人が客観的に自らの監査判断を認識するための1つのモデルを提示する。

このような監査契約締結段階でのリスク評価のモデルは、監査人が締結しようとする監査契約の適否を判断するための事前的な評価の手段となるだけでなく、当該監査契約に関する特性および発生する可能性のあるリスクについて認識をし、それらのリスクを識別してその後の監査プロセスにおいて対応するための手段ともなりうると考えられる。

そこで、契約リスクの評価に関して、その監査人の判断に関する意思決定の定式化、つまり契約リスク評価の判断指標を作成することを主目的として、次の5つの課題を設定する。

- (1) 契約リスクの基礎的概念の明確化。
- (2) 契約リスク評価の体系についての分析。

¹ 代表的なものとして、ここでは証券取引法監査および商法特例法監査を想定している。

- (3) 契約リスク評価の判断指標となる評価要因の抽出。
- (4) 統計的分析に基づく上記の個々の評価要因に対する監査人の認識の解明。
- (5) 上記評価要因の数量化分析に基づく契約リスク判断指標の導出。

これらの課題に取り組むにあたっては、基本的に次の 2 つのサブ・テーマを設定し、2 つの段階を経て研究に着手している。第 1 のサブ・テーマは、契約リスクの概念定義を明確にし、その構成要素である契約構成リスクの評価がいかに関契約リスク評価に統合されて監査契約締結の意思決定が行われるのか、その評価の体系を明らかにすることである。これにより、契約リスク評価に重要な影響を与える契約構成リスクを識別し、監査人の思考過程を探ることができる。

第 2 のサブ・テーマは、上記分析から得られた知見を用いて、契約リスク評価にリンクすると識別された契約構成リスクの個々の評価要因を導出し分析することにより、契約リスク評価に関してより実務に近いパフォーマンスの指標を見いだすことである。

このような 2 つのサブ・テーマの設定によって、わが国では未解明の領域である契約リスク評価の内実を解明し、数量化モデルを提示することにより、契約リスクという新たな概念の導入における監査判断の形成のあり方を 1 つの体系として構築することをねらっている。

このような問題意識のもとに、以上のようなテーマ設定に基づいて、本論文は以下の構成をとる。

第 1 章においては、海外において、いかなる観点から先行研究の蓄積が行われてきたのか、その要点を整理し、これらの研究成果の知見に基づいて契約リスクおよびその構成要素である契約構成リスクの概念定義を行い、当該リスクを評価することの意義を説明している。

第 2 章では、契約リスクの評価を分析する前提として、当該リスク評価がいかにあるべきかという基本理論を形成することを目的としている。そのために、先行研究の成果から、実務においていかなる決定要因が契約リスク評価の判断の基礎にあるのかを考察し、それらの要因を契約構成リスクと関係づけて検討を行う。そして、契約リスク評価の全体構造

のなかで、契約構成リスクがいかにして統合され、あるいは単独に契約リスク評価として監査契約締結の可否判断に結びついているのかを、アメリカの先駆的研究である Johnstone (2000)の成果に依拠しながら説明する。この章では、同研究の成果を用いてわが国の監査人に意識調査を行い、わが国の監査人の意思決定過程を考察する。その際、どのような日米の監査環境の違いが、両国の監査人の意思決定の相違を生みだしているのかを論じながら、わが国における契約リスク評価はいかにあるべきか、その判断形成の基礎を示す。

以上では、契約リスク評価に対する監査人の意思決定過程を解明する目的を有し、第 1 のサブ・テーマの探求を行っている。

第 3 章から第 5 章では、第 2 章での分析から得られた知見を用いて、契約構成リスクの 1 つである監査リスクに焦点を置き、監査リスク評価と監査契約締結の意思決定との関連性をさらに詳細に分析するために、その判断指標となる評価要因を日米の監査基準および先行研究の成果を利用しながら抽出している。すなわち、契約リスク評価時に考慮される可能性のある判断指標として、第 3 章では固有リスク評価要因を、第 4 章では、統制環境評価要因を、および第 5 章では監査リスクの軽減策を抽出し、これらを第 2 の研究課題の分析対象として用いる監査リスクの判断指標であると決定づけている。

第 6 章では、監査リスクの判断指標としてとりあげたこれらの評価要因を用いて、わが国の監査人が契約リスクの評価をどのように行っているのかを明らかにする目的を有して行ったアンケート調査結果に基づいて、個々の評価要因およびリスク軽減策についての監査人の認識を統計的に分析している。

第 7 章では、監査人が、評価要因に対する判断をどのように総合的に統合して契約リスクの評価を行うのかを明らかにしている。すなわち、数量化の方法により、契約リスク評価という概念を、それらの評価要因を用いて数量的にあらわす数式を導き、独立した評価軸、つまり判断レベルである契約リスク判断指標に分解して定式化を行っている。これにより、契約リスク評価における監査人の判断形成を分析し、その改善の基礎を提示する。

最後に、結章では、本論文の研究成果と新たな知見および限界を示し、残された課題を

述べている。

以上のような研究を遂行すれば、次のような成果が期待できる。まず1つは、これまでわが国において明らかにされていない契約リスク評価の体系を解明できるという新規性を有していることである。契約リスク評価の重要性を改めて認識する必要があることは、次のような多面的な観点からも説明される。つまり、現実の問題となる以下のような観点からも、契約リスクの評価体系を解明する必要性が生じている。すなわち、① 企業のビジネス・リスクが重要視されているが、監査人の意識のなかには、このリスクを勘案して契約リスクを考慮する可能性を有していること、② 海外の研究では、倒産会社およびゴーイング・コンサーンについて限定意見を受理した企業は翌年監査人を変更する傾向があるとされているが、このような事例からも監査契約締結には慎重な判断を要する状況がわが国においても生じていること、および③ 公認会計士法が改正されて、上場企業に対する監査の関与社員等の交替制が法定化され、監査人側と企業側双方の事情による監査契約締結先の選別がこれまで以上に行われるようになってきていること、以上を考慮すれば、契約リスクの評価体系の解明は監査の結果としての意義に大きな影響を与えと考えられる。

もう1つは、ここで提示するモデルは、国内はもとより海外の先行研究においてもみられない独自のモデルであり、これを用いることにより、契約リスク評価に際しての監査判断を客観的に体系化でき、そこから得られる発見事項は当該監査判断を改善する1つの手がかりとなる可能性を有しているということである。

すなわち、契約リスク評価に関する監査判断の形成は現在のところブラック・ボックスとなっているが、本研究で提示するモデルを利用すれば、専門家である監査人は当該判断を客観的に相互比較でき、その判断形成の特質を理解し改善のあり方を探ることができる。現実にはどのような契約リスク評価が行われているのかを理解することなく、その改善の方向性を導くことはできない。このような意味においても、ここで提示するモデルは、契約リスク評価に対する監査判断形成の理解に有意なものであると位置づけられる。

また、そのようなモデルは、契約リスク評価にとどまらず、監査リスク・モデルの体系におけるリスク評価にも発展できる可能性を有していると期待できる。すなわち、監査リ

スクの評価は、固有リスクに対する監査判断、統制リスクに対する監査判断、および発見リスクに対する監査判断から形成されるが、特に前2者について、本研究で提示するモデルを発展させることにより、固有リスク評価モデル、および統制リスク評価モデルを構築すれば、その評価や改善のあり方に大きな成果を提供できるだろう。つまり、現時点では、実務上も、固有リスクの評価および統制リスクの評価は、高い、中位、低いの3段階で行われているが、本研究のモデルを応用し新たなモデルを形成することにより、その判断を精緻化できる可能性を秘めている。このような意味において、ここで構築するモデルは、リスク・アプローチに基づく監査の全体的構図からみた場合に、共通の基本モデルとなるといえるだろう。

第 1 章 契約リスクの基礎的概念と評価の意義

第 1 節 はじめに

本章では、財務諸表監査における契約リスク評価を議論するにあたり、その前提として契約リスクの概念定義を行い、当該リスク評価を行うことの意義を説明する。

契約リスクという用語は、監査契約を締結するのかどうかを決定する際に、その判断指標となるリスクという意味において用いるが、その概念定義を行うに際して、監査契約の締結と継続に関する研究領域において先行研究がどのような研究成果を示し、また監査基準がどのような規定を設けているのかを考察する。そして、本研究がこれらのなかの、どのような分析視角をとりあげて契約リスクという概念を定義し、議論を進めるのかを説明する。

以下、次節では、いかなる観点から研究の蓄積が行われてきたのか、その要点を整理し、第 3 節では、日米の監査基準が監査契約の締結について何を規定しているのかを考察する。第 4 節では、第 3 節までの検討および AICPA の実務指針を参考に、契約リスクの概念定義を行い、その評価が有する意義について示す。

第 2 節 監査契約締結と継続に関する先行研究

わが国と比較して、アメリカやカナダにおいては、監査契約の締結と継続に関わる研究の蓄積がみられ、様々な問題提起と議論が行われている。7 ページから 8 ページの「表 1-1」では、これらの先行研究の概略を示している。

〔表 1-1〕 監査契約の締結と継続に関する先行研究

論文名 (年代順)	データの タイプ	定性・定量 の別	定量的研究に用い られた分析手法	概要または主要な知見
Huss and Jacobs (1991)	面談調査	定性的研究	—	・クライアントの受入れについての文書化、およびクライアントを承認する監査人の役職は会計事務所によって異なる。 ・監査リスク、特に固有リスクに影響を与えるようなリスク分析は、監査契約締結前に行われている。 ・監査契約締結前に考慮されるリスクは、クライアントのビジネス・リスク、監査リスク、および監査人自体のビジネス・リスクである。
Asare et al.(1994)	質問票調査 および 面談調査	定性的研究	—	・クライアントの受入れに際して分析する必要があるのは、①会計事務所の専門的知識と人員配置、②会計事務所の独立性、③会計事務所の評判とイメージに与える影響、④経営者の誠実性、⑤見込まれる契約の収益性、⑥クライアントの財政状態、および⑦クライアントの会計実務と統制構造である。
Asare and Knechel (1995)	質問票調査	定量的研究	平均値の差の検定	・クライアントの受入れを判断する際に、決定要因として重視されるのは、クライアントについての肯定的証拠ではなく、否定的証拠であることを発見している。
Ayers and Kaplan (1998)	質問票調査	定量的研究	平均値の差の検定・ 重回帰分析	・監査人の役職や経験の違いにより、クライアントの財政状態や経営者の誠実性に対する判断、リスクのあるクライアントを受入れることから予想される結果についての認識は異なる。
Cohen and Hanno (2000)	質問票調査	定量的研究	分散分析	・コーポレート・ガバナンスおよび経営者の哲学の強度は、クライアントを受入れる可能性の判断に影響を与え、その影響度は、経営者の哲学の方がより大きい。
Johnstone (2000)	質問票調査	定量的研究	相関分析・パス解析	・クライアントを受入れるかどうかの決定要因となるリスクは、クライアントのビジネス・リスク、監査リスク、および監査人自体のビジネス・リスクであり、監査人はこれら3つのリスクを評価した後に、リスクの高いクライアントを選別するが、リスク軽減策はとらない。
Gendron (2001)	質問票調査 および 面談調査	定性的研究	—	・Asare et al. (1994)の7つの判断要因のなかで、監査人は、会計事務所が統制できない要因のうち、経営者の誠実性およびクライアントの財政状態を重視する。 ・監査人は、クライアントを受入れるときよりも、拒絶するときの方が、入手する情報源の数が少なく、Asare and Knechel (1995)の主張と一貫する結果を得ている。 ・クライアントの受入れを考慮する際の文書化とレビューの必要条件は会計事務所間で異なり、さらに、業務の発展や収益性、報酬、会計事務所の評判、職業的責任などに対するインセンティブが異なって作用している。

(7 ページ より続く)	(データの タイプ)	(定性・定量 の別)	(定量的研究に用い られた分析手法)	(主要な知見)
Johnstone and Bedard (2001a)	会計事務所 が集積した データ	定量的研究	カイ二乗検定・相関 分析・重回帰分析	・クライアントのビジネス・リスク、監査リスク、監査人 自体のビジネス・リスクが、クライアントを受入れる可能 性にどのように影響を与えるのか検証しているが、特に、 監査リスクについては、誤謬に関するリスクと不正に関する リスクが与える影響の違いを発見している。 ・監査人は3つのリスクを評価した後に、それらのリスク の性質に応じて、リスクの高いクライアントを回避する場 合と、リスク軽減策を用いる場合があることを発見してい る。
Bell et al. (2002)	—	定性的	—	・クライアントを受入れる際の監査人自体のビジネス・リ スクの管理に焦点を置き、KPMG の手法を紹介しながら、 リスク管理のプロセスおよびリスク要因の例を説明して いる。

「表 1-1」では、監査契約の締結と継続に関する先行研究をとりあげてその概略を示したが、これらのなかで、新規監査契約を締結する、あるいは既存監査契約を継続するかどうかの決定を行うにあたり、どのような問題あるいはリスク要因を考慮すべきであるのかという観点から分析を行っている研究に注目したい。そこで、これらの点について見解を示している研究には、「表 1-1」の一番右の列の該当する欄を塗りつぶしている。

塗りつぶした部分をみると、考慮するリスクについて明確に述べている研究(Huss and Jacobs 1991 ; Johnstone 2000 ; Johnstone and Bedard 2001a)と、具体的な要因(Asare et al. 1994 ; Cohen and Hanno 2000 ; Gendron 2001)を挙げている研究(Asare et al. 1994 ; Cohen and Hanno 2000 ; Gendron 2001)がある。

前者のグループは共通して、① クライアントのビジネス・リスク、② 監査リスク、および③ 監査人自体のビジネス・リスク¹を、クライアントを受入れるかどうかを判断するために考慮するリスクであると主張している。

他方、後者のグループを見てみると、問題としている要因はすべて、クライアント自体に関するもの、監査人または会計事務所に関するもの、あるいは監査リスクの評価に関係するもののいずれかに該当している。

¹ これら3つのリスクの定義については、13頁の「表 1-3」を参照されたい。

これら両方のグループのうち、特に注目したい先行研究は次の3つであり、第2章において再度とりあげ、議論の前提として検討を行っている。まず、前者のグループのうち、Huss and Jacobs (1991)は、当時のビッグ6の会計事務所別に、実際の監査契約締結の可否決定においていかなる要因が決定要因となっているのかを調査し、それぞれの決定要因を上記3つのリスクに分類して示している。この研究は実務において行われている決定要因を調査し種別しているという点で重要な参考となるが、とりあげられた決定要因のどれが重要な要因であるのか、また、3つに分類したリスクはどのように監査契約締結の可否判断に統合されて評価されているのかの検討には至っていない。

次に、Johnstoen(2000)では、上記3つのリスク評価間の関連性およびそれらの評価と監査契約締結の可否判断との関連性をはじめて検証しモデル化したという点で注目したい。しかし、同研究で評価の基礎としている評価要因は限定的であり、さらなる評価要因の検討を要するものであると考えられる。

後者のグループでは、Asare et al (1994)が、当時の大手会計事務所の監査人が、監査契約締結の可否決定に際して、どのような要因を重視しているのかを調査しまとめており、現実に決定要因となっている重要な要因をとりあげたという点で重要な参考資料となる。しかし、これらの要因とリスクとの間にいかなる関連性があるのかという議論は行われていない。

このように、先行研究の成果では、監査契約締結に際しての重要な要因の調査、それらの要因の上記3つのリスクによる分類、および限定的ではあるが重要な要因に基づく3つのリスク評価間の関連性と監査契約締結との関係の検証が行われている。したがって、これらの先行研究を考察する限りにおいては、監査契約を締結するかどうかを判断するときに、上記①から③の3つのリスクのいずれか、あるいは全部が決定要因として考慮される可能性が示唆される。

第3節 監査契約締結と継続に関する監査基準の規定内容

上記では、監査契約締結の判断に際して、先行研究が決定要因として何を問題としてい

るのかを考察した。そこで、このような問題を、監査基準はどのように捉えて見解を示しているのか、以下では、日米の監査基準の規定内容を検討する。次の「表 1-2」を参照されたい。

〔表 1-2〕 監査契約の締結と継続に関する日米の監査基準の規定内容

	わが国	アメリカ
方針と手続について	・監査事務所は、監査契約の締結に伴うリスクの程度を最小化するため、監査業務を新規に受嘱するか否かまたは既存の監査業務を継続するか否かの決定に関する方針と手続を策定する。 ・監査契約の締結に伴うリスクの程度を評価するための手続を定める。 ・監査対象会社を評価するための項目を定める。 例えば、(a)会社の規模、事業内容および財務状況、(b)経営者の経営能力・誠実性等、(c)主要株主が会社に及ぼす影響力、(d)会社の属する産業の性質と動向、(e)会社の会計システムの整備状況および特殊な取引の有無、(f)会社を取り巻く法的な環境、を例示している。	・クライアントを受入れる、あるいは現在のクライアントとの関係を継続するかどうかを決定するために、方針と手続が策定されるべきである。 ・方針と手続は、誠実性を欠くクライアントとの関係を結ぶ可能性を最小化するという合理的保証を会計事務所に与える。
考慮事項	・必要な監査手続を実施できず監査業務を完了できないことが明らかに予想される場合、または監査業務を適切に遂行したにもかかわらず経営者の不誠実な対応により監査事務所もしくは監査従事者が不合理な追及を受ける可能性が高いと予想される場合には、監査契約を締結すべきでない。	・会計事務所は、専門的能力によって監査契約を履行できることが合理的に見込まれるときにのみ、監査契約を締結する。 ・特定の状況において、職業的サービスを提供することに関するリスクを適切に考慮する。 ・会計事務所は、クライアントとの関係を決定する際には、選択的であるべき。
リスクの高いクライアントとの監査契約について	・監査契約の締結に伴うリスクの程度が高いと判断されたにもかかわらず、監査契約を締結した場合には、監査事務所は、当該監査業務を適切に遂行できる専門的能力と実務経験を有する監査従事者を監査チームに配属したり、監査意見表明における審査の要求水準を相対的に高める必要がある。	—

(注) わが国については、「監査基準委員会報告書第 12 号(中間報告)「監査の品質管理」の改正について」を参照し、アメリカについては、AICPA が定めるクオリティー・コントロール基準書第 2 号を参照している。

まず、「表 1-2」の方針と手続についてまとめた欄をみると、日米ともに、監査契約の締結の可否を決定するために方針と手続を策定すると述べている点では共通している。わが国の監査基準は、クライアントを評価するための項目として、「表 1-2」に示したように(a)から(f)の 6 つの項目を例示しているが、これらは、企業のリスクに関する要因、あるいは監査リスクに関係する要因である。そして、「監査契約締結に伴うリスク」という言及があるが、それがどのようなリスクであるのかについては明らかにしていない。一方、アメリカの監査基準は、経営者の誠実性という側面を重視していることが分かる。

次に、「表 1-2」の考慮事項としてまとめた欄をみると、監査契約の締結に際して、日米ともに、慎重な判断を要するという主旨を示しているが、双方ともに何を判断指標として意思決定を行うのが不明確である。ここで、アメリカの監査基準は、「職業的サービスを提供することに関するリスク」という記述をしているが、その具体的説明はない。

3 つめに、リスクの高いクライアントとの監査契約の締結について、わが国の監査基準は、監査契約を締結した場合には、それに伴うリスクを軽減する方策を講じる必要性を述べている。このような記述にみられるように、わが国の監査基準の方が、アメリカの監査基準と比較して、クライアントの受入れにおいてリスク回避的であるだけでなく、リスク対応型でもあるというイメージを受ける。

以上、日米の監査基準の規定内容を考察すると、監査契約締結に際して、何らかのリスクが発生することは記述されているが、具体的な言及はない。

第 4 節 契約リスクの概念定義と評価の意義

上記のように、日米の監査基準は明確な指針を示していないが、他方、AICPA の実務指針(Practice Alert No.94-3、以下 AICPA (1994)という。)の記述をみると、新規監査契約の締結あるいは既存監査契約の継続の可否を判断する際に考慮するリスクは、「契約リスク」と説明され、その要因は、① 企業のビジネス・リスク、② 監査人自体のビジネス・

リスク、および③ 監査リスクの3つのリスクであると主張されている²。

この見解は、「表 1-1」にあげた3つの先行研究(Huss and Jacobs 1991 ; Johnstone 2000 ; Johnstone and Bedard 2001)の主張と一貫するものであり、その他の先行研究においても、上記3つのリスクのいずれかに関係する要因が着目されている。また、「表 1-2」に示したように、わが国監査基準が例示する評価項目においても、上記①あるいは③に関係すると考えられる項目が列挙されている。さらに、これらの他にも、Colbert et al.(1996)がAICPA (1994)の主張を支持し、契約リスクという概念は、監査契約に影響を与える要因およびリスクに関して、監査人が考慮すべき事柄を形式化するのに有用であると述べている³。これらの理由により、本論文では、このAICPA (1994)の主張を利用する。

すなわち、AICPA(1994)の説明を参考に、契約リスクを次のように定義する。

「契約リスクとは、監査契約締結の可否を決定する際にその判断の指標として、監査人が考慮し取組むリスクである。それは、次の3つのリスクから構成される。すなわち、

①クライアントのビジネス・リスク

② 監査リスク

③ 監査人自体のビジネス・リスク

である。以下、本論文ではこれら3つのリスクを契約構成リスクという。」

契約構成リスクのそれぞれの概念定義は、AICPA (1994)の定義および同説明を利用するが、それらは次ページの「表 1-3」に示すとおりである。

² AICPA (1994), Engagement Risk Factors 参照。

³ Colbert et al. (1996), p. 54.

〔表 1-3〕 契約構成リスクの概念定義

契約構成リスク	概念定義
クライアントのビジネス・リスク	企業の存続および収益性に関するリスク。 例えば、産業の急速な変化、流動性の悪化、その他不確実な要因のため、企業が収益目標を達成しない、あるいは存続しない可能性。経営者に関する要因、企業自体の要因、および産業要因が含まれる。
監査リスク	財務諸表に重要な虚偽表示がある場合に、監査人がその事実を見逃して財務諸表が適正であると意見を誤って表明してしまうリスク。
監査人自体のビジネス・リスク	監査人が適切かつ十分な監査を行ったとしても、訴訟の提訴、評判の悪化、あるいは報酬の不払いなどから、監査事務所の業務に支障や損害が生じるリスク。

(注) 企業のビジネス・リスクは、先行研究に倣い、クライアントのビジネス・リスクとしている。

このように、本論文では以降上記の定義を用い、契約リスクおよびそれを構成する契約構成リスクをとりあげて考察し、契約リスク評価を定式化することを主目的とするが、それは次のような意義を有すると捉えている。

(1) AICPA (1994)は、3つの契約構成リスクについて、最初に監査契約締結を考慮するプロセスから監査意見形成の段階に至るプロセスにわたり、監査人が直面するリスクであるという見解を示している。したがって、その第1段階として監査契約締結段階でのこれらのリスク評価を分析しその評価方法を定式化することは、当該契約に関する特性および可能性のあるリスクについて認識する手段となり、その後のプロセスにおける監査計画の策定に有用である。また契約リスクを評価することにより、存在するリスクを識別でき、識別したリスクに適切に対処することは、許容監査リスク水準を達成し適切な意見表明を行うためにも重要な意味を与えると考えられる。

(2) Huss and Jacobs (1991)によれば、会計事務所は程度の違いはあるものの実際に重要なリスク評価、特に固有リスクに影響を与えるようなリスク分析を監査契約締結前に行っているという証拠を得ている⁴。このような監査契約締結前のリスク評価について、監査基準は明確な指針を示しておらず、監査リスク・モデルにおいてもこのようなリスク分析は含まれていない。したがって、監査契約締結前のリスク評価である契約リスク評価について、

⁴ Huss and Jacobs (1991), pp. 20-21.

いかなる意思決定が行われているのかを明らかにし、また、より実務に近いパフォーマンスの指標を提示することは、このような評価段階における監査人の監査判断を改善するうえで有用であり意義のあることと考えられる。

第5節 要約

本章では、契約リスクおよびその構成要素である3つのリスクの概念定義を行った。概念定義を行うに際しては、これに関する先行研究の知見を整理し、監査基準の規定内容を考察した。先行研究の検討から導出された共通の認識によると、監査契約締結の可否判断に際して考慮すべきリスクは、3つのリスク、すなわち、(1) 監査リスク、(2) クライアントのビジネス・リスク、および(3) 監査人自体のビジネス・リスクである。また、これらのすべてをとりあげていない研究においても、3つのリスクに関わる要因が問題とされていた。

さらに、AICPAの実務指針がこれら3つのリスクを、監査契約締結の可否判断つまり同指針ではこれを契約リスクの評価と説明し、それらは契約リスクの構成要因であるという見解を示している。なお、日米の監査基準はともに、監査契約締結に際して何らかのリスクが発生するという見解をもつが、そのリスク自体を明確にする記述をしていない。

したがって、これらの検討結果から、本論文では、AICPAの実務指針の定義および説明を利用し、監査契約締結の可否を決定する際にその判断の指標として、監査人が考慮し取組むリスクを契約リスクとし、その構成リスクとして上記3つのリスクを契約構成リスクと定義づけた。

第2章 契約リスク評価の体系

第1節 はじめに

前章では契約リスクの概念定義を行い、それは3つの契約構成リスク、すなわち、クライアントのビジネス・リスク、監査リスク、および監査人自体のビジネス・リスクに分解されることを説明した。

この章では、契約リスクの評価を分析する前提として、当該リスク評価はいかにあるべきかという基本理論の構築を目標とするが、すでに第1章で述べたようにこれに対する監査基準上の明確な規定内容がないため、ここでは帰納的アプローチを利用する。すなわち、先行研究の知見および質問票調査の結果を用いて、実際に行われている契約リスクの評価方法を考察し、その中からよりいっそう一般的または共通的なものを抽出することによって、契約リスク評価に際するその判断形成の質の向上をはかるための基礎とする。

そこで、次のような手順により、現実に行われている契約リスクの評価方法を考察する。まず、次節では実際にどの契約構成リスクが契約リスク評価の決定要因とされているのか、日米の先行研究の面談調査結果を示しながらその実態を示す。

次に、第3節および第4節では、契約リスク評価の全体構造のなかで、それぞれの契約構成リスク評価がいかにして統合され、あるいは単独に契約リスク評価として、監査契約締結の可否判断に結びついているのか、その評価体系を探る。すなわち、第3節では、このような評価体系を1つのモデルに集約して説明しているアメリカの先行研究 Johnstone (2000)が形成したモデルを説明し、アメリカの監査人の意思決定過程を示す。第4節では、同モデルを利用して行った質問票調査の結果を説明しながら、契約リスク評価体系におけるわが国の監査人の意思決定過程を考察する。

これらの結果得た知見を用いて、第5節では、日米の契約リスク評価体系の相違点をまとめ、いかなる両者の監査環境の相違がその違いを生み出しているのかに注意しながら、わが国における契約リスク評価はいかにあるべきか、その判断形成の基礎を示すことにする。

第2節 実務上からみた契約リスク評価の決定要因

これまで、契約リスクは前述の3つの契約構成リスクに分解され、その評価に際してはこれらのいずれか、または3つすべてのリスクが考慮される可能性があることを述べたが、実際にどの契約構成リスクが決定要因とされているのかについて、先行研究の成果を利用し検討することにした。

そこで以下では、ややデータは古いが、これに関して7ページ「表1-1」においてとりあげたアメリカの先行研究 Huss and Jacobs (1991)および Asare et al. (1994)が、監査人に面談し調査した結果を示しながら検討を加える。まず、17ページから18ページ「表2-1」では、Huss and Jacobs (1991)が当時のビッグ6の会計事務所の監査人に面談し、得た結果をまとめている。

〔表 2-1〕 アメリカで契約リスク評価の決定要因とされている契約構成リスク(その 1)

1991 年当時のビッグ 6 の会計事務所	決定要因	クライアントの ビジネス・リスク	監査リスク	監査人自体の ビジネス・リスク
A 会計事務所	誠実性		○	
	リスクとリターン			○
	報酬の実現			○
	監査人の交替の理由		○	○
	特殊な状況(投機、海外資金調達など)		○	○
B 会計事務所	経営環境	○	○	
	事業環境	○	○	
	監査環境		○	○
	財政状態	○	○	
	経営者の誠実性		○	
	独立性		○	
	人員			○
	多国籍企業、共通制御、他の考慮事項		○	○
C 会計事務所	経営者の誠実性		○	
	監査人の交替の理由		○	○
	利用可能な資源			○
	報酬の実現			○
	特別なリスク			○
D 会計事務所	経営者の評判		○	
	監査人の遂行能力(人員、独立性)			○
	情報の種類(将来の特別な資金調達)			○
	報酬の実現			○
E 会計事務所	背景情報	○	○	

(17 ページより続く)	(決定要因)	(クライアントの ビジネス・リスク)	(監査リスク)	(監査人自体の ビジネス・リスク)
(E 会計事務所続き)	財務情報	○		
	監査リスク		○	
	ビジネス・リスク			○
F 会計事務所	事業環境		○	○
	財務諸表の用途			○
	経営環境		○	
	監査環境(無限定意見を見込めない)			○
	会計上の問題		○	○
	統制環境		○	

(出所) Huss and Jacobs (1991), pp. 28-31 からまとめたものである。

上の「表 2-1」では、1991 年当時のビッグ 6 の会計事務所の監査人が、監査契約締結の可否判断の際に契約リスク評価の決定要因であると回答した要因を、それがいずれの契約構成リスクに該当すると考えられているのかの回答結果と合わせて示したものである。

表から、まず要因ごとに見てみると、「経営者の誠実性」、「事業環境」、「経営環境」、「報酬の実現」、および「監査人の交替の理由」など、会計事務所によっては、共通して考慮される要因があるが、全体として考慮されている決定要因は様々であり、6 つの会計事務所間には明らかに相違がみられる。

次に、その相違は契約構成リスクごとに見てみると、より明確なものとなる。つまり、3 つの契約構成リスクすべてを考慮するグループ(会計事務所 B と E の監査人)、および監査リスクと監査人自体のビジネス・リスクを考慮するグループ(会計事務所 A、C、D、および F の監査人)に分けることができる。

さらに、ある要因について、それがどの契約構成リスクに該当すると考えられているのかという視点から見ると、監査リスクと監査人自体のビジネス・リスクには重複して分類されている要因があり、クライアントのビジネス・リスクに該当するものは、E 会計事務所の「財務情報」を除き、すべてが監査リスクと重複して分類されている。したがって、Huss

and Jacobs (1991)によれば、アメリカで実務上、契約リスクの評価に際し決定要因とされる契約構成リスクは、監査リスクと監査人自体のビジネス・リスクであり、このうち監査リスクにはクライアントのビジネス・リスクに該当するものが含まれているということがいえる。

この研究の後、Asare et al. (1994)が、4つの大手会計事務所の監査人7人に対し質問票および面談調査を実施し、契約リスク評価において重要であると考えられている7つの決定要因を提示している。そこで、これらの7つを「表2-2」に示し、「表2-1」と比較するために「表2-1」の契約構成リスクの分類にしたがって○印をつけている。

〔表2-2〕 アメリカで契約リスク評価の決定要因とされている契約構成リスク(その2)

決定要因	クライアントの ビジネス・リスク	監査リスク	監査人自体の ビジネス・リスク
会計事務所の専門的知識と人員配置			○
会計事務所の独立性		○	
会計事務所の評判とイメージに与える影響			○
経営者の誠実性		○	
見込まれる契約の収益性			○
クライアントの財政状態	○	○	
クライアントの会計実務と統制構造		○	

(注) 決定要因は Asare et al. (1994), p. 7 にあげられた要因である。

「表2-2」に列挙にした7つの要因のうち、クライアントの会計実務と統制構造を除く6つの要因は、「表2-1」にとりあげられている要因と一致することから、これらの要因は決定要因として重要であると認識されていることがわかる。また、「表2-2」にとりあげた要因は、監査リスクおよび監査人自体のビジネス・リスクに分類され、監査リスクのなかにはクライアントのビジネス・リスクに該当するものが含まれるという点で、Huss and Jacobs(1991)の結果と一致する。

以上のようなアメリカの先行研究の成果に基づきアメリカの実態を示したが、わが国では契約リスクの評価に関して先行研究の蓄積がほとんどみられない。そこで、契約リスク

の評価に関して、監査契約維持の可否の問題について、わが国の監査人 17 人(内訳はビッグ 4 に所属する監査人 14 名、その他 3 名)に面談調査を実施している町田(2003)をとりあげ参考としたい。町田(2003)によれば、わが国の監査人が監査契約維持の可否を考慮する際に重視する決定要因は、次の「表 2-3」にあげる監査リスクの要因であるとされている¹。

〔表 2-3〕 わが国で重視される監査契約維持の可否決定の要因

決定要因	クライアントの ビジネス・リスク	監査リスク	監査人自体の ビジネス・リスク
ゴーイング・コンサーン問題(16 名中 14 名)		○	
統制リスクの問題、特に経営者の資質(16 名中 10 名)		○	

さらに同研究は、監査契約の維持の可否は、経営者の会計および監査に対する認識・態度にかかっているという見解がほとんどであることを示している²。この見解は、128 ページ付録 B に示したアンケート調査の実施に先だち、面談を行ったあるビッグ 4 の監査人(代表社員)が示した、「契約リスクの評価に関して実際の監査契約締結の可否決定は、たとえゴーイング・コンサーンの問題がある場合においても、経営者の監査に対する協力の態度にかかっている」という見解と一致している。

以上のように、アメリカでの実態を中心として、契約リスク評価の決定要因を契約構成リスクごとに分類して見てきたが、次に、契約構成リスク評価間にはどのような関連性があり、それらの評価は契約リスク評価にいかに関係されると捉えられているのかについて、監査人が有する認識を考察する。

第 3 節 Johonstone (2000)が形成した監査契約締結の意思決定モデル

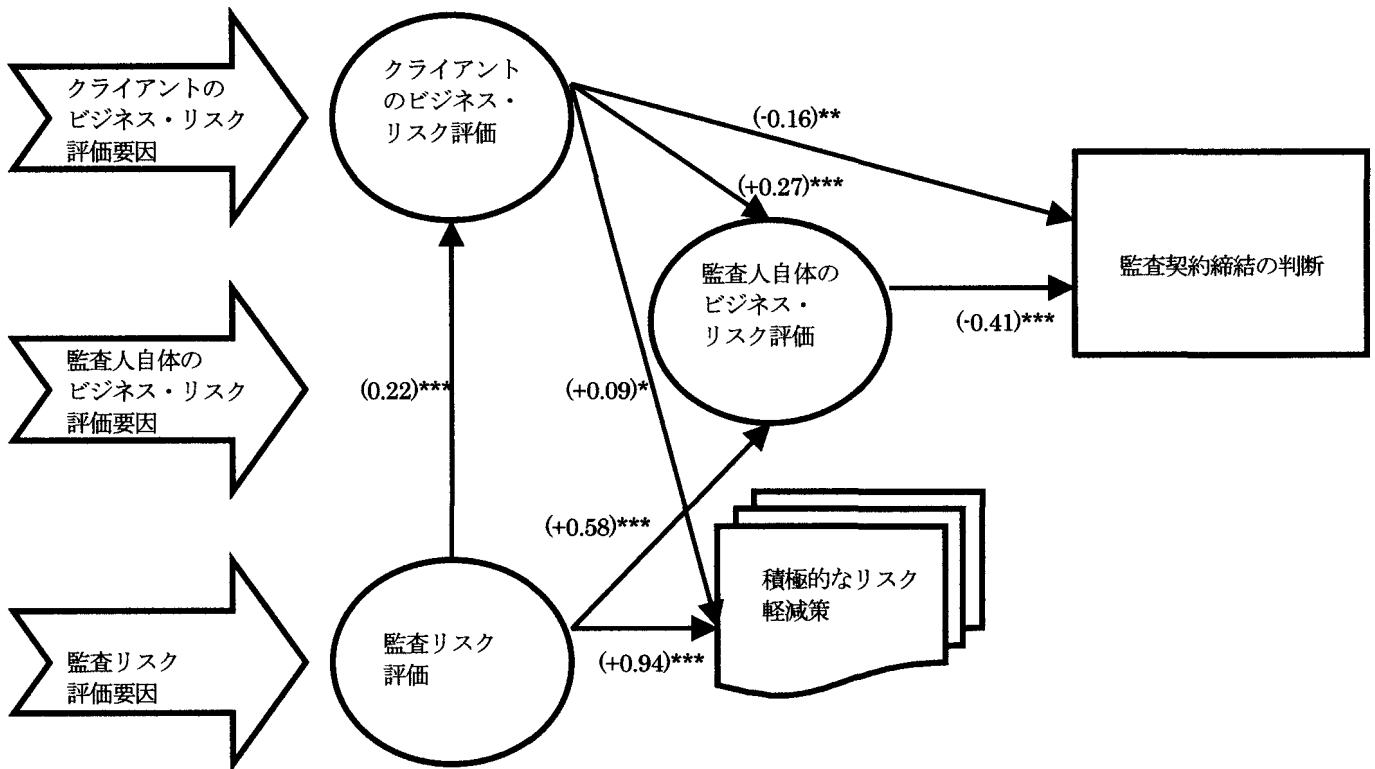
先行研究の記述をみるかぎりにおいて、3 つの契約構成リスク評価間の関係を取りあげ、それらの評価と監査契約締結の可否判断との関係を検証した研究は、アメリカの実証研究 Johnstone (2000)に端を発していると考えられる。そこで、その研究成果である同研究の

¹ 町田(2003), 113 頁。

² 町田(2003), 114 頁。

モデルを「図 2-1」として次に示している。

〔図 2-1〕 Johnstone (2000)の監査契約締結に関する意思決定モデル



(出所) Johnstone (2000), p. 18 の図の一部を加筆している。

(注 1) パス解析を用いたモデルであり、括弧内の数値は、パス係数を示し、それは各変数を結ぶパスの影響の強さを量的にあらわしている。

(注 2) 有意水準は、***が 0.1%水準、**が 1%水準、*が 5%水準で有意であることを示している。

「図 2-1」は、Johnstone (2000)が、当時の³ビッグ 5 に属する 137 人の監査人を対象とし、次の点について検証を行った結果を示したものである⁴。すなわち、

- (1) 特定の評価要因⁵を用いた 3 つの契約構成リスク評価が、矢印で示した方向にどの程度の相関性をもつか。
- (2) 3 つの契約構成リスク評価後に、次の①から③のいずれの判断方法を用いて、それらの評価は監査契約締結の判断にリンクされるのか。

³ Johnstone が調査を実施したのは、1997 年以前である。

⁴ Johnstone (2000), pp. 3-9.

⁵ 具体的要因については第 4 節で説明を行う。

- ① クライアントのビジネス・リスク評価に基づき、当該リスクの高いクライアントとは監査契約を締結しないという判断方法。
 - ② クライアントのビジネス・リスク評価あるいは監査リスク評価に、さらに監査人自体のビジネス・リスク評価を介在させて、監査人自体のビジネス・リスクの高いクライアントとは監査契約を締結しないという判断方法。
 - ③ 3つの契約構成リスク評価を行った後に、それらのリスクを軽減させる方策⁶を用いて、監査契約を締結するという判断方法。
- である。

「図 2-1」では、上記(1)および(2)の検証結果を示しているが、この図において Johnstone (2000)の主張は、次の4点に集約される⁷。

- (a) 監査リスク評価はクライアントのビジネス・リスク評価に影響を与え、これら2つのリスクは、監査人自体のビジネス・リスク評価に影響を与える。
- (b) クライアントのビジネス・リスク評価は、この評価自体が契約リスク評価として、監査契約締結の判断に直接的に影響を与える。その一方で、このリスクの評価には、監査人自体のビジネス・リスク評価を介在させて、これら2つのリスクを統合したものが契約リスク評価となり、監査契約締結の判断が行われる。
- (c) 監査リスク評価は、監査人自体のビジネス・リスク評価に強い影響を与え、後者のリスクを介して、つまりこれら2つの統合リスクが契約リスク評価となり、監査契約締結の判断が行われる。監査リスク評価が単独で契約リスク評価とならず、すなわち監査契約締結の判断に直接的に影響を与えないと考えられているのは、このような判断のためである可能性がある。
- (d) 監査人は、監査リスク評価およびクライアントのビジネス・リスク評価に応じてリス

⁶ Johnstone (2000)は、リスク軽減策として、(a) 監査報酬増加の要請、(b) 一般に認められた監査基準にしたがって監査が実施されていることを保証するために収集する必要がある監査証拠についての計画、(c) 高い経験水準や専門的知識をもつ人員の割当て、(d) クライアントについての情報量の増加、および(e) 専門的知識をもつ審査パートナーの追加的レビューの実施、をとりあげている。

⁷ Johnstone (2000)は、契約リスクおよび契約構成リスクという用語を用いていないが、第1章の定義に基づき、その内容に即して、用語を統一して説明を行っている。

ク軽減策を用いるという認識をもつが、実際にはリスク軽減策は監査契約締結の判断に影響を与えるものではない。つまり、監査リスク評価と監査契約締結の判断との関係は、リスク軽減策によって変化しない。

以上、Johnstone (2000)の研究成果に基づき契約リスク評価の体系を説明したが、この評価体系がわが国の監査人に妥当するのかどうかを次節以降で考察する。

第4節 Johnstone (2000)のモデルに対するわが国監査人の認識

契約リスク評価を分析する前提として、わが国の監査人が、契約構成リスクのうちのいずれを契約リスクとして、あるいは3つのうちのどの組み合わせに基づいて契約リスク評価を形成するのかを知りたい。そこで、Johnstone (2000)のモデルを参考に契約リスク評価の体系を明らかにする目的をもって、公認会計士に対するアンケート調査を実施した。

調査は、「監査契約締結における監査人のリスク評価を分析するためのアンケート調査」を表題とし、277人の公認会計士⁸を対象に、記述方式のアンケート調査票(無記名)を郵送する方法による。調査票は2001年11月13日に発送し、同年12月8日までに108件の調査票を回収し、約39.0%の回収率を得た。以下、調査の概要を示す。なお、調査票の詳細については、113ページ以降のアンケート調査票を参照されたい。

調査票では、以下の事項について質問を行っている。

- (1) Johnstone (2000)がモデルの形成に用いた、契約構成リスク評価の評価要因について、その重要性の順位づけは、アメリカと同じかどうか。
- (2) 「図2-1」に示したような契約構成リスク評価間のある関係があると考えerのかどうか。
- (3) 「図2-1」で示した思考過程によって、契約構成リスク評価が、契約リスク評価に統合されると考えるのかどうか。

なお、3つの契約構成リスクの定義については、13ページに示した定義を調査票において提示している。

⁸ 内訳は、ビッグ4に属する12の事務所108人の公認会計士、ビッグ4以外の24の監査事務所に属する72人の公認会計士、および学会に属する公認会計士のなかから無作為に選出した94人である。

以下では、これらについて尋ねた結果を順次示すことにする。

まず、次の「表 2-4」から「表 2-6」では、Johnstone (2000)がモデルの形成に用いた評価要因について、日米の監査人がどれを重視しているのか順位づけた結果を示している。

〔表 2-4〕クライアントのビジネス・リスク評価要因の重要性順位⁹

評価要因	わが国	アメリカ
売上高および純利益の状況	1	1
事業間の競争の状況	2	4
取引銀行の評価	3	-
財務比率の事業間比較	4	2
経営者の長期利益計画	5	3

〔表 2-5〕監査リスク評価要因の重要性順位

評価要因	わが国	アメリカ
クライアントと前任監査人との関係	1	2
内部統制に対する経営者の態度	2	1
内部監査部門の有無	3	5
クライアントの事業および産業内容	4	4
総資産に対する売上債権比率	5	3

〔表 2-6〕監査人自体のビジネス・リスク評価要因の重要性順位¹⁰

評価要因	わが国	アメリカ
賠償責任問題が生じる可能性	1	-
事業について監査人が有する専門的知識の程度	2	1
非監査業務を提供できる可能性	3	3
新規上場の予定	4	2
他の監査事務所との価格戦略	5	4

評価要因に対する日米の監査人の順位づけをみると、塗りつぶしをつけた評価要因について重要性の順位のつけ方に相違があらわれているように見える。Johnstone (2000)は、これらの評価要因をもとにモデルを形成しており、この順位づけは重要な意味をもつと考えられる。そこで、わが国の監査人が行った評価要因の順位づけが規則性をもつものであるのか、偶然の順序(何の意志も働いていない順序)によるものであるのかを、次の仮説を設定し、一致係数を求め F 分布を用いて(ケンドールの検定法)有意性を検定した。

帰無仮説 H_0 : 評価要因の順位づけは偶然つけられた順位である。

⁹ 「取引銀行の評価」は Johnstone (1997)において調査の被験者が重視すると回答した評価要因であるので追加している。

¹⁰ 「賠償責任問題が生じる可能性」は、他の 4 つの評価要因とも関わるが、監査人自体のビジネス・リスク評価の主たる評価要因であるという理由により追加している。

対立仮説 H_1 : 評価要因の順位づけには意味がある。

次の「表 2-7」はその検定結果を示している。

〔表 2-7〕 ケンドールの検定結果

評価要因	一致係数	F 値	自由度 a	自由度 b	限界値	有意性(有→○)
クライアントのビジネス・リスク評価要因	0.185	0.910	3.98	426.02	2.396	×
監査リスク評価要因	0.282	1.567	3.98	422.02	2.396	×
監査人自体のビジネス・リスク評価要因	0.407	2.746	3.98	414.02	2.397	○

(注 1) 一致係数は、 $S = \{(順位和) - (標本数) \times (評価要因数 + 1) \div 2\}^2$ としたとき、 $12S \div (標本数)^2 \{ (評価要因数)^3 - (評価要因数) \}$ となる数値をいう。

(注 2) F 値は、 $\{ (評価要因数 - 1) \times (一致係数) \} \div (1 - 一致係数)$ をいう。

(注 3) 自由度 a は $(評価要因数 - 3)$ 、自由度 b は $(標本数 - 1) \times (自由度 a)$ であり、限界値は F 値がこれらの自由度と有意水準 5% で示す値をいう。

「表 2-7」において、F 値と限界値を比較し、「F 値 > 限界値」となる場合には、帰無仮説 H_0 を棄却し対立仮説 H_1 を採択し、「F 値 $\leq$ 限界値」となる場合には、帰無仮説 H_0 を保留する。したがって、監査人自体のビジネス・リスク評価要因の順序づけには有意性が認められるが、クライアントのビジネス・リスク評価要因および監査リスク評価要因の順序づけには有意性が認められない。

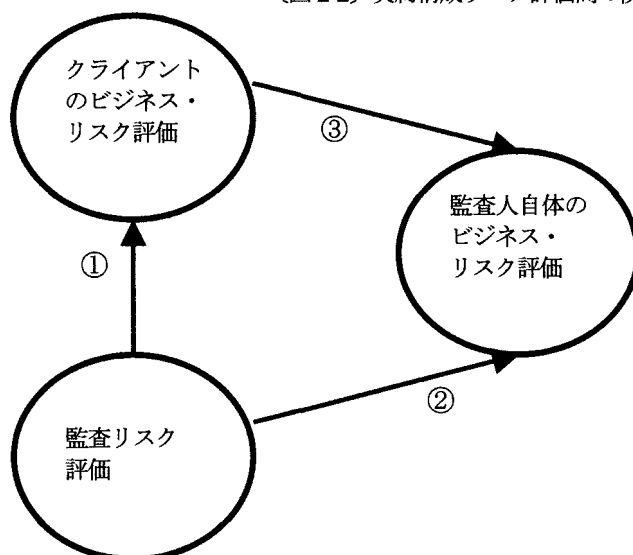
この結果から、わが国においては、提示した評価要因のうち、監査人自体のビジネス・リスク評価要因については妥当性があるが、他の 2 つの契約構成リスクの評価要因については契約構成リスクの適切な評価要因をあらわしていない可能性があると予測される。この理由として、① 提示した評価要因には、第 2 節で重要な要因としてとりあげた「経営者の誠実性」や「ゴーイング・コンサーン問題」が含まれていないこと、ならびに② 監査人自体のビジネス・リスク評価要因と比較して、クライアントのビジネス・リスク評価要因および監査リスク評価要因は実際には多岐にわたり、調査票では重要な要因が欠落しているという理由が考えられる。

しかしながら、当該調査では契約構成リスクの定義を提示しており、ここでの目的は提示した評価要因に基づくモデルの形成ではないという理由により、以降の調査結果については、記述統計結果のみを利用し、契約構成リスク評価間の関係を見ていくことにする。

それでは、Johnstone (2000) のモデルに示されたような関係が、契約構成リスク評価間にあるのかどうかをみてみよう。次ページの「図 2-2」では、同モデルに示されたように、

監査リスク評価を基点とした3つの契約構成リスク評価間の関係を矢印であらわしている。

〔図 2-2〕 契約構成リスク評価間の関係



調査票では、「図 2-2」の①から③の関係について、影響を与えると考えるのかどうかを5点法評価(「大きく影響を与える」5から「全く影響を与えない」1)により質問している。次の「表 2-8」はその結果をまとめたものである。

〔表 2-8〕 契約構成リスク評価間の影響度

契約構成リスク評価間の関係	平均値	分散	母平均の信頼限界	t値
① 監査リスク評価→クライアントのビジネス・リスク評価	4.06	0.78	3.89～4.23	1.983
② 監査リスク評価→監査人自体のビジネス・リスク評価	4.38	0.37	4.26～4.50	1.982
③ クライアントのビジネス・リスク評価→監査人自体のビジネス・リスク評価	3.94	0.79	3.77～4.10	1.982

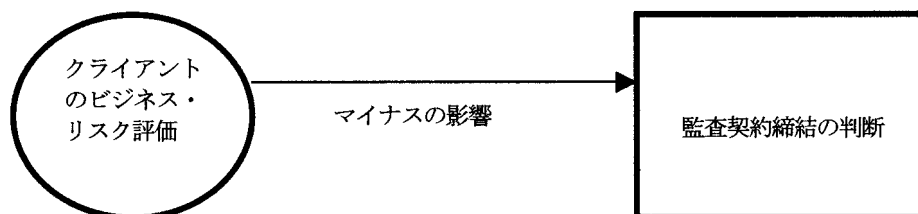
上の表の左から2列目では平均値を示しているが、これは調査の回答者の平均値をあらわしているにすぎないので、母集団すなわち公認会計士全体の特性値をt分布を用いて推定し、表の右から2列目に示している。すなわち、回答者の標本値から計算によって求めた2つの数値が決める1つの区間で、そのなかに母数である公認会計士全体の値が含まれると期待できるような区間を、ここでは95%信頼限界として示している。この数値(4.26～4.50)および分散の値(0.37)から、他の2つの関係と比較しても、監査リスク評価から監査人自体のビジネス・リスク評価への影響は高いものと認識されていることが分かる。

次に、契約構成リスク評価後、これらのリスク評価のどの組み合わせ、あるいは単独の

評価が契約リスク評価となるのかを考察する。

まず、クライアントのビジネス・リスク評価自体が単独で契約リスク評価となると考えられているのかどうかをみてみよう。

〔図 2-3〕 クライアントのビジネス・リスク評価が契約リスク評価となる場合



上の図は、Johnstone (2000)が主張するクライアントのビジネス・リスク評価と監査契約締結との関係を図示している。そこで、このような影響があるのかどうかについて調査した結果を次の「表 2-9」にまとめている。

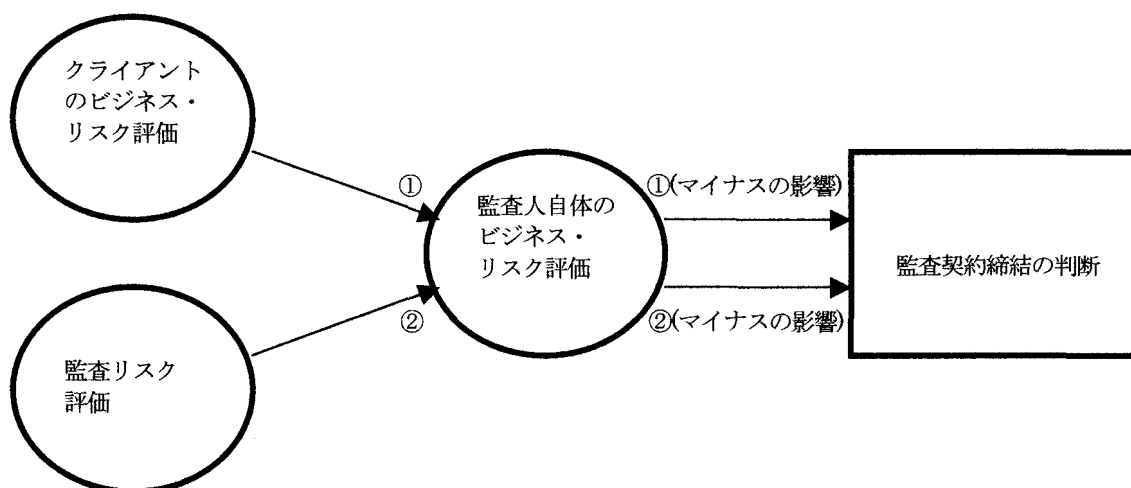
〔表 2-9〕 クライアントのビジネス・リスク評価と監査契約締結の判断との関係

クライアントのビジネス・リスク評価が契約リスク評価となる場合	平均値	分散	母平均の信頼限界	t値
クライアントのビジネス・リスク評価→監査契約締結の判断	3.82	0.68	3.66～3.98	1.982

「表 2-9」では、先ほどと同様に 5 段階評価での影響度についての母平均の信頼限界を求めて示しており、この値(3.66～3.98)は「どちらともいえない」と「影響する」の間の値であることから、クライアントのビジネス・リスク評価と監査契約締結の判断との間には、その強度は弱いが関連性があると認識されていることがわかる。

次に、クライアントのビジネス・リスク評価または監査リスク評価に、監査人自体のビジネス・リスク評価を統合し、これらのいずれかの組み合わせからなる 2 つの統合リスクが契約リスク評価となるのかどうかをみてみよう。すなわち、次ページの「図 2-4」の①または②の関係を考察する。

〔図 2-4〕 監査人自体のビジネス・リスク評価と統合されて契約リスク評価となる場合



調査票では、(i) クライアントのビジネス・リスク評価あるいは監査リスク評価に、監査人自体のビジネス・リスク評価を統合することにより、監査契約締結の判断は影響を受けると考えるのかどうか、および(ii) その影響は監査契約締結の判断を変える程度に大きいものである可能性が高いのかどうかを尋ねている。次の「表 2-10」は、その結果をまとめたものである。

〔表 2-10〕 監査人自体のビジネス・リスク評価の契約リスク評価への統合の影響度

	平均値	分散	母平均の信頼限界	t値
クライアントのビジネス・リスク評価と監査人自体のビジネス・リスク評価の統合				
(i)監査人自体のビジネス・リスク評価の介在による影響度	4.00	0.52	3.86～4.14	1.982
(ii)監査人自体のビジネス・リスク評価の介在により判断の変わる可能性	2.24	1.21	2.03～2.45	1.982
監査リスク評価と監査人自体のビジネス・リスク評価の統合				
(i)監査人自体のビジネス・リスク評価の介在による影響度	3.68	0.76	3.51～3.84	1.982
(ii)監査人自体のビジネス・リスク評価の介在により判断の変わる可能性	2.40	1.16	2.19～2.60	1.982

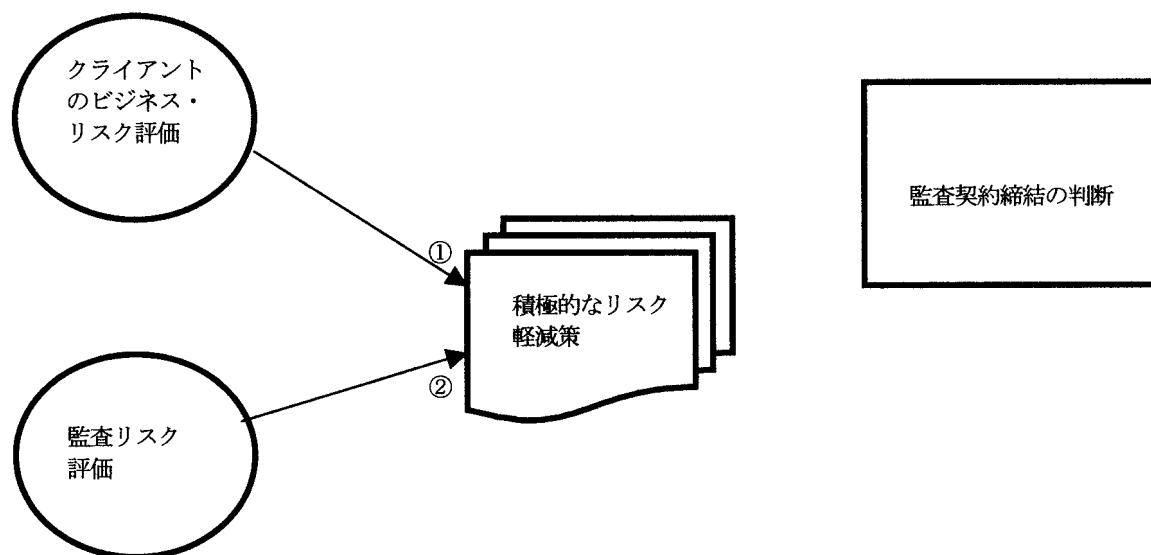
「表 2-10」から、5段階評価に基づく母平均の信頼限界の数値をみると、クライアントのビジネス・リスク評価、監査リスク評価の場合ともに、監査人自体のビジネス・リスク評価を介在させることにより監査契約締結の判断が変わる可能性は低く、また、影響度についても、「どちらともいえない」から「影響を与える」を示す区間の弱い影響をあらわす数値を示している。これらのことから、クライアントのビジネス・リスク評価あるいは監査リスク評価に、監査人自体のビジネス・リスク評価を統合して、契約リスク評価を形成

する可能性は低いのではないかと考えられる。

最後に、わが国の監査人は、契約構成リスクを軽減する方法について Johnstone (2000) に示されたような認識をもつのかどうかを考察する。

先に述べたように、Johnstone (2000)のモデルでは、監査人は、クライアントのビジネス・リスク評価あるいは監査リスク評価に応じてリスク軽減策を用いることは有効であるという認識をもつ一方で、実際には契約リスク評価段階においてそのような軽減策は用いず、それは監査契約締結の判断に影響を与えていないとされている(「図 2-5」)。

〔図 2-5〕 リスク軽減策についての認識



そこで、次の3つの事項について尋ねている。すなわち、

- (i) 「図 2-5」の①または②の関係、つまりリスクが高い場合にそれを軽減する方策を用いる可能性をどの程度と考えるのか。
- (ii) クライアントのビジネス・リスク評価自体あるいは監査リスク評価自体を契約リスク評価とみなす場合に、リスク軽減策の実施により監査契約締結の判断が異なる結果となる可能性はどの程度あると考えるのか。
- (iii) (ii)の場合において、これらのリスクが高い場合に、リスク軽減策を用いることは監査契約締結の条件となるのか。

について尋ねた結果を(i)および(ii)については「表 2-11」に、(iii)については「表 2-12」にまとめている。

〔表 2-11〕リスク軽減策についての認識 (1)

	平均値	分散	母平均の信頼限界	t値
クライアントのビジネス・リスク				
リスクが高い場合に軽減策を用いる可能性	4.08	0.51	3.95～4.22	1.982
契約リスク評価となる場合にリスク軽減策の実施が監査契約締結の判断を変える可能性	3.29	0.64	3.13～3.44	1.982
監査リスク				
リスクが高い場合に軽減策を用いる可能性	4.46	0.42	4.34～4.59	1.982
契約リスク評価となる場合にリスク軽減策の実施が監査契約締結の判断を変える可能性	3.25	0.82	3.08～3.42	1.982

〔表 2-12〕リスク軽減策についての認識 (2)

	リスク軽減策を条件として監査契約締結の判断を行うかどうか		
	条件としない	どちらともいえない	条件とする
契約リスク評価としてのクライアントのビジネス・リスク評価	7.4%	50.9%	41.7%
契約リスク評価としての監査リスク評価	13.9%	44.4%	41.7%

上記(i)について「表 2-11」の 5 点法評価での母平均の信頼限界の数値をみると、監査リスクについて数値が高く(4.34～4.59)、かつ分散の値(0.42)が小さい。したがって、わが国の監査人は、監査リスクが高い場合にリスク軽減策を用いる可能性の程度を高いと捉えている可能性がある。その一方で、監査リスクについて、リスク軽減策を用いることにより監査契約締結の判断が変わる可能性については高いとはいえない。

さらに、「表 2-12」では、クライアントのビジネス・リスク評価、あるいは監査リスク評価を契約リスク評価と考える場合に、これらのリスクが高いクライアントに対してリスク軽減策の実施を条件とするかどうかを調査した結果を示している。どちらのリスクに対しても、「条件とする」と回答した監査人は 4 割強であるが、この回答は統計学的に有意であるのかどうかを次の仮説を設定し一様分布の検定を行った。

帰無仮説 H_0 : 回答は一様分布(決められた分布)に従う。

対立仮説 H_1 : 回答は一様分布に従わない。

その結果、次ページの「表 2-13」のような結果を得ており、有意水準 5%において帰無仮説 H_0 は棄却された。つまり、リスク軽減策は条件となる可能性をもっているといえる。

〔表 2-13〕「表 2-12」の検定結果

	標本のカイ2乗値	有意水準5%のカイ2乗値	生起確率	有意な差(有→○)
クライアントのビジネス・リスク	34.1	5.99	0.0000	○
監査リスク	18.5	5.99	0.0001	○

(注) (有意水準 5%のカイ 2 乗値) $\geq$ (標本のカイ 2 乗値) となる確率が生起確率であり、これが 5%未満であるので、仮説を棄却して有意な差ありと判定している。

第 5 節 わが国における契約リスク評価体系

これまで、第 2 節では、実際に判断基準として用いられている契約リスク評価の決定要因を、それがどの契約構成リスクに該当するのかに注意しながら考察し、第 3 節および第 4 節では、契約構成リスク評価間の関連性および契約構成リスク評価と契約リスク評価との関連性についての日米の監査人の認識を考察してきた。その結果、日米の監査人の認識には、次表のような相違がみられることが確認された。

〔表 2-14〕日米の監査人の認識の相違

	わが国	アメリカ
契約リスク評価に統合される契約構成リスク	クライアントのビジネス・リスク 監査リスク	クライアントのビジネス・リスク 監査リスク 監査人自体のビジネス・リスク
監査契約締結にみられる判断傾向	リスク受容的傾向	リスク回避的傾向
リスク軽減策の実行可能性	高い	低い

「表 2-14」に塗りつぶして示した相違が生じている背景には、次のような日米の監査環境の違いがあるためと考えられる。

(1) アメリカでは、監査リスクの上昇にともない監査人自体のビジネス・リスクが上昇すれば、監査時間が増加し、監査リスクの変動が監査報酬に反映されるが¹¹、わが国では監査リスクの上昇分を監査報酬に反映できないという硬直的な状況がある¹²。さらに、わが国では、訴訟リスクをヘッジするための損害賠償保険料は、各監査契約ごとのリスクに基づいて決定されるのではなく監査事務所本部で一括処理される¹³ために、監査リスクの高

¹¹ Bell et al. (2001), p. 43. ただし、会計事務所間の競争激化の状況下で監査人自体のビジネス・リスクを十分に担保できるだけの報酬の上昇が見込まれるのかどうかの問題が発生するという点で注意を要する。

¹² 町田(2003), 111 頁。

¹³ 町田(2003), 112 頁。

い監査契約を引き受ける場合においても、それに伴って生じる監査人自体のビジネス・リスクは監査契約締結の可否判断の決定要因とならない可能性が考えられる。

(2) アメリカでは、ビッグ 4 等の大規模会計事務所が、監査リスクの高いクライアントとの監査契約の解除を図ることを事務所内の方針としている実態がある¹⁴のに対して、わが国ではこれまで、監査契約締結を行うかどうかの選択をする意思決定がないという状況にあった。したがって、契約リスクの高いクライアントと監査契約の締結をした場合には、リスクを軽減する方策をとることが必然的となっている可能性がある¹⁵。

以上の議論を踏まえると、現時点におけるわが国の監査環境および監査人の認識を考察するかぎりにおいては、契約リスクの評価に際して、監査人自体のビジネス・リスク評価を決定要因とする状況にない。つまり、契約リスクの評価に際して、契約構成リスクのうち、クライアントのビジネス・リスク評価および監査リスク評価を決定要因とし、リスクが高いクライアントには多くの場合リスク軽減策を講じて、監査契約締結の可否決定を行うという評価体系が想定される。しかし、現状では、監査契約締結の可否判断の際に、これら 2 つの契約構成リスクの評価をいかに行うかの判断基準は監査基準においても指針がなく、監査契約の締結に際して、リスク評価過程およびその結果が明確にされていないため、実際には契約リスク評価は実務において十分に機能しているとはいえない状況が考えられる。

したがって、まずは、契約リスク評価におけるクライアントのビジネス・リスク評価および監査リスク評価を精緻化し、明示する必要性が認められる。このうち、先行研究の知見から、クライアントのビジネス・リスク評価要因は、監査リスク評価要因と重複すると認識されていることが確認された。よって、現時点での契約リスク評価に関わる監査判断を改善するためには、その判断形成の基礎となるべき評価要因を明示し、監査人の判断の

¹⁴ 町田(2003), 103 頁。

¹⁵ ただし、わが国においても、近年、例えば繰延税金資産の評価の問題をめぐり監査人側とクライアント側との意見相違を契機として、大手監査事務所が監査契約を辞退した例にも見られるように、監査リスクを背景としたリスク回避のケースが生じている。

同質化をはかることが不可欠である。監査契約締結時の監査人の契約リスク評価の判断基準を確立することにより、クライアントが自社に好都合な判断を行う監査事務所を選択するという事態を回避できる。そのためには、契約リスク評価は、先行研究において重要であると考えられている、クライアントのビジネス・リスク評価要因を視野に入れた広範な監査リスク評価要因の評価に基づくものであることを要すると考えられる。

第5節 要約

本章では、契約リスク評価を分析する前提として、現状の監査環境を踏まえながら、わが国において契約リスク評価はいかにあるべきかという理論形成をねらいとした。わが国では契約リスク評価に際しての先行研究の蓄積がほとんどないことから、ここでの議論は、アメリカの先行研究の成果から得られた知見を考察し検討を加え、それらの結果を利用し、かつ質問票調査を実施してわが国の監査人の有する共通の認識を導出するという方法を用いた。これにより、わが国の監査人が3つの契約構成リスク評価をどのように契約リスク評価にリンクさせて監査契約の締結の意思決定を行うのかを考察してきた。その結果、日米の監査人の意思決定過程には相違がみられることを確認し、それは第4節で論じたような日米の監査環境の違いが原因であるという主張を行った。

その相違点はすでに述べたとおりであるが、結果、現時点においてわが国での契約リスク評価にかかる監査人の判断形成を改善するためには、当該評価に際してのクライアントのビジネス・リスク評価および監査リスク評価を精緻化しなければならないと考えられる。そのためには、これらの契約構成リスクにかかる重要な評価要因を提示し、監査人の判断の同質化をはかる必要があるが、この章で検討した先行研究で提示されている評価要因は限定的であり、さらなる検討を要する。なお、先行研究の成果によれば、クライアントのビジネス・リスク評価要因は監査リスク評価要因と重複していることから、次章以降においてこれらの検討を行うに際しては、前者を考慮にいれた後者の評価要因の検討を試みる。

以上の議論により、次章以降では、契約構成リスクとしての監査リスク評価に焦点をお

く。そして、その判断指標となる評価要因を先行研究に依拠しながら検討し抽出したうえで、それらに対する監査人の評価を分析することによって、その評価が契約リスク評価にいかに関与しているのかを解明する。

第3章 契約構成リスクの判断指標となる固有リスク評価要因

第1節 はじめに

第2章までは、契約リスク評価の全体構造を示し、監査人は3つの契約構成リスクであるクライアントのビジネス・リスク、監査人自体のビジネス・リスク、および監査リスクのうち、クライアントのビジネス・リスクを包摂した監査リスクに対する評価を基点として監査契約締結の意思決定を行っていることを明らかにした。第3章以降では、監査リスク評価と監査契約締結の意思決定との関連性をさらに詳細に分析し、監査リスク評価の判断指標を用いることによって、契約リスクの評価を定式化する。

そのために、日米の監査基準および先行研究の知見から監査リスク評価の判断指標であると考えられている要因を抽出し、それらの要因に対する監査人の認識、およびそれらの要因と監査契約締結の意思決定との関係を分析、解明する。

本章では監査リスクの構成リスクの1つである固有リスクの評価要因をまとめる。まず第2節では、契約構成リスクとしての監査リスク評価の意味合いを説明し、第3節では、固有リスク評価要因の有する特性を種別して示し、第4節では、先行研究の成果に基づく重要な固有リスク評価要因を抽出しまとめる。

第2節 契約構成リスクとしての監査リスク評価の意義

これまでの章では、契約構成リスクである監査リスクは、「財務諸表に重要な虚偽表示がある場合に、監査人がその事実を見逃して財務諸表が適正であると意見を誤って表明してしまうリスクである」と定義されているが、その判断指標を考慮するうえで、Johnstone (2000)に依拠し、契約構成リスクとしての監査リスク評価という用語は、固有リスクおよび統制リスクに関する監査人の評価を意味するもの¹として用いてきている。しかし、このJohnstone (2000)の説明は次の2点において、監査リスクの意味を厳密に説明していない

¹ Johnstone (2000), p. 3-4.

ので、以下では契約構成リスクとしての監査リスクの意義を説明する。

まず、本来監査リスクという用語には、目標値として設定される監査リスクと、獲得される監査リスクの2つの意味がある。前者は、監査リスク・アプローチにおける与件として、監査計画を立てる段階において決定される許容できる監査リスクのレベルを表し、設定される発見リスクの与件となる。後者は、固有リスクと統制リスクを評価し、監査の結果、発見リスクの評価により実際に獲得される監査リスクのレベルを表す。Johnstone (2000)では、「契約構成リスクとしての監査リスク」は、契約リスク評価時点において、獲得されると予想される監査リスクという後者に近い意味で用いられているが、同研究はこの点について触れていない。

2点目に、監査リスクは、(i) 財務諸表レベルと、(ii) 個々の勘定残高および取引の種類あるいは開示レベルで評価される²ことから、いずれのレベルでの評価を意味するのかを明確にする必要がある。

以下ではこれらの点を明確に説明している Holmes (1998)の主張を用いることにより、契約構成リスクとしての監査リスクの意味合いを説明する。

Holmes によれば、監査人はクライアントの事業についての予備的な知識に基づいて、財務諸表レベルでの許容できる(acceptable)監査リスクおよび達成可能な(achievable)監査リスクについての証拠収集を行う。そして、その証拠収集を通じてクライアントの予備的な知識を習得し、許容できる監査リスクと達成可能な監査リスクとを比較考量し、結果として監査契約締結の可否を決定する³。

Holmes は、次ページの「表 3-1」に示すように、監査プロセスを5つの段階に分けて、各段階において監査人が評価する、許容できる監査リスクのレベルを説明している⁴。

² AICPA (2002a), paragraph 17 and 25.

³ Holmes (1998), Client acceptance / retention stage.

⁴ Holmes (1998), Client acceptance / retention stage.

〔表 3-1〕 監査プロセスと許容できる監査リスク

集計レベル	監査契約締結	監査計画	統制テスト	実証性テスト	監査意見形成
財務諸表レベル	監査リスク ₁	—	—	—	監査リスク ₅
勘定残高/主張レベル	—	監査リスク ₂	監査リスク ₃	監査リスク ₄	—

「表 3-1」において、監査リスク₁は、クライアントの事業について監査人がもつ知識量の違いのために監査リスク₅とは評価が異なる可能性がある。監査契約締結段階で設定する監査リスク₁は、クライアントの事業についての詳細な知識ではなく予備的な知識に基づくものである。しかし、その評価は、財務諸表監査の信頼性を確保するうえで獲得される監査リスクを適切に低いレベルに抑えて意見表明をするために、第一段階としてのクライアントの重要な事前評価であるといえる。

このように設定された許容できる監査リスクに対して比較考量されるのが、達成可能な監査リスクであり、本論文では、契約構成リスクとしての監査リスクをこの意味で用いている。

財務諸表レベルにおける達成可能な監査リスクに関する証拠は、財務諸表レベルの固有风险、財務諸表レベルの統制リスク、および財務諸表レベルの発見リスクに関する証拠から構成される⁵。固有风险と統制リスクは、企業リスクであり、財務諸表監査とは独立して存在する⁶のに対し、発見リスクは監査手続に関係し監査人の裁量で変えられる⁷。発見リスクは、固有风险および統制リスクと反比例の関係にあり⁸、監査リスク・モデルと呼ばれる次式のように表される⁹。

監査リスク＝固有风险×統制リスク×発見リスク、あるいは

発見リスク＝監査リスク/（固有风险×統制リスク）

⁵ Holmes (1998), Client acceptance / retention stage

⁶ AICPA (2002a), paragraph 28.

⁷ AICPA (2002a), paragraph 30.

⁸ AICPA (2002a), paragraph 30.

⁹ 監査基準委員会報告書第 5 号(中間報告)「監査上の危険性と重要性」の改正について、第 26 項および AICPA (2002a), paragraph 31.

ここで、財務諸表レベルの発見リスクとは、監査人が財務諸表の重要な虚偽表示を発見しないリスクであり、監査人の独立性、およびクライアントに適切なレベルの監査サービスを提供できる監査人の能力に関する証拠に関して評価されると説明されている¹⁰。つまり、発見リスクとは、実質的には監査手続の構成を決定するための実証性テストの内容を具体化するための手続の判断である¹¹。

Johnstone (2000)は、発見リスクは固有リスクと統制リスクの評価に依存し、監査から独立したものではないという理由で、契約構成リスクという意味で監査リスクという用語を用いる場合には、固有リスクと統制リスクに対する監査人の評価を問題とすると主張している¹²。

以上の議論から、本論文ではHolmes (1998)の主張を用いて、契約構成リスクとしての監査リスクを次のような意味において用いている。つまり、それは、契約リスク評価段階において与件として設定される監査リスクと比較考量される、財務諸表レベルでの達成可能な監査リスクを意味している。そして、契約リスク評価段階では、クライアントの事前的な評価が重要な意味をもつという理由により、Johnstone (2000)と同様に、クライアントに必然的に内在している、財務諸表レベルの固有リスクおよび財務諸表レベルの統制リスクの評価を問題として議論を進めている。すなわち、監査手続の有効性および監査人によるその適用の関数である¹³発見リスクは、契約リスク評価段階では固有リスクと統制リスクの評価によって計画されるものであり、実際に設定され評価されるのは、監査契約締結後における勘定残高、取引クラスや開示レベルでの評価¹⁴であることから、契約リスク評価段階では重要な問題ではないという理由により、本論文では問題としていない。

以下、本章では、本研究の分析の対象とする財務諸表レベルの固有リスク評価要因を、次章では同様に統制リスクの評価要因を整理することを主目的としている。まず、固有リ

¹⁰ Holmes (1998), Client acceptance / retention stage.

¹¹ わが国監査基準では、発見リスクとは、「企業の内部統制によって防止又は発見されなかった財務諸表の重要な虚偽の表示が、実証手続を実施してもなお発見されない可能性をいう」と定義されている。

¹² Johnstone (2000), p. 4.

¹³ AICPA (2002a), paragraph 29.

¹⁴ AICPA (2002a), paragraph 26.

スクの評価要因として、どのような要因が重要であると考えられているのかを考察する。そのために、固有リスクに関する日米の監査基準の規定を示したうえで、先行研究に基づいて固有リスクの評価要因とされる要因が有する特性を検討する。

第3節 固有リスクの定義とその特性

わが国監査基準は、固有リスクを次のように定義している¹⁵。その定義は、「固有リスクとは、関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、財務諸表に重要な虚偽の表示がなされる可能性をいい、企業内外の経営環境により影響を受けるリスク及び特定の勘定や取引が本来有する特性から生ずるリスクからなる。」である。わが国監査基準は固有リスクを識別するために検討する要因の例を、企業内外の経営環境に関する 19 個の要因と、特定の勘定や取引が本来有する特性に関する 5 個の要因に分類し、例示している¹⁶。しかし、財務諸表レベルの固有リスク評価要因としての分類、記述をしていない。

一方、アメリカ監査基準は、わが国監査基準と同様の内容の定義をしている¹⁷が、その定義は勘定残高、取引クラスや開示レベルにおいて考慮されるリスクとして位置づけられているものである¹⁸。財務諸表レベルでの監査リスクの要因を説明しているのは、アメリカ監査基準書(以下、SAS という。)第 53 号「誤謬および不正を発見し報告する監査人の責任(The Auditor's Responsibility to Detect and Report Errors and Irregularities)」(以下、AICPA (1996)という。)であるが、固有リスク評価要因と統制リスク評価要因の分類はされていない。契約リスクの構成リスクを定義している AICPA の実務指針(Practice Alert No. 94-3、以下 AICPA (1994)という。)も、契約構成リスクとしての監査リスク評価の要因を例示しているが、固有リスク評価要因と統制リスク評価要因を区別していない。

本論文では固有リスク評価要因と統制リスク評価要因を分類することが目的ではない。また、どちらの要因であるのか明確に区別されない要因もある。しかし、分析の対象とす

¹⁵ 監査基準委員会報告書第 5 号(中間報告)「監査上の危険性と重要性」の改正について、第 6 項。

¹⁶ 監査基準委員会報告書第 5 号(中間報告)「監査上の危険性と重要性」の改正について、第 8 項。

¹⁷ AICPA (2002a), paragraph 27.

¹⁸ AICPA (2002a), paragraph 26.

る固有リスク評価要因を選択するうえで、それらが有する特性ごとに分類して検討を行いたいと考えている。そこで、財務諸表レベルの固有リスク評価要因が有する特性を示し、日米の監査基準が規定する要因を視野に入れながら、先行実証研究において監査人が重要であると認識している要因を包括的にとりあげて、それらの要因に対する監査人の認識を調査したい。つまり、日米の監査基準や先行研究において重要であると主張されている要因を、わが国監査人が重要な要因として認識しているのかどうかを検討したうえで、それらの要因と監査契約締結の意思決定との関連性を分析する。

そこで、固有リスク評価要因を財務諸表レベルと勘定残高や取引レベルに分類して、それぞれの特性を分類している Colbert (1987)の主張に基づいて以下での検討を進める。

Colbert (1987)の議論によれば、財務諸表レベルの固有リスクの要因は、全般的リスク要因(pervasive factors)と定義され、次の5つに大別されている¹⁹。

- (a) 部門や組織が運営している環境(例えば、経済実態の悪化)
- (b) 組織および経理課の構造(例えば、組織の複雑度の高さ、目標に対する部門の忠実度の低さ)
- (c) 経営陣や取締役会に関する特性要因(例えば、経験や交替の早さ)
- (d) 企業の財務体質および会計慣行(例えば、財政状態の悪化や不十分な運転資本、産業内における特殊な会計慣行や会計に関連する諸部門の職務連携の有効性の低さ)
- (e) 監査人の懸案事項(例えば、監査人と経営陣の意見の不一致や不同意)

さらに、上記(a)から(e)の括弧内に示している評価要因の例は、Corbert が固有リスクの相対的に高い評価要因であると主張している評価要因であり、例示している状態と反対の状態(例えば、経済の成長、経営陣の低い交替率など)は、固有リスクの相対的に低い評価要因であると述べられている²⁰。

本章では、この Colbert の分類基準を利用し、日米の監査基準が規定ないし例示する固有リスク評価要因、および先行研究において重要であると主張されている固有リスク評価

¹⁹ Corbert (1987), pp. 46-47.

²⁰ Corbert (1987), pp. 46-47.

要因をとりあげて種別しまとめる。

第4節 監査基準および先行研究の成果に基づく固有リスク評価要因のまとめ

42 ページから 43 ページに示す「表 3-2」は、日米の監査基準および先行実証研究が重要であると主張している財務諸表レベルの固有リスク評価要因を、前節に示した Colbert (1987)の 5 つの分類を用いて、まとめたものである。

「表 3-2」の一番右の列に示した先行研究のうち Colbert (1988)、Haskins (1987)、Dirsmith and Haskins (1991)、Haskins and Dirsmith (1993)、Monroe et al (1993)、および Helliar et al. (1996)は個々の要因に対する監査人の認識の重要度を調査している実証研究である。「表 3-2」では、これらの研究で重要であると認識された要因および、その他の先行研究や監査基準が重要であると主張する要因のうち、重複して重要であると主張されている要因をとりあげ、列挙している。

また、表の右から 2 列目に○印をつけている要因は、次章で示すように、トレッドウェイ委員会組織委員会(Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission ; COSO)が統制環境の要因であると列挙した諸要因に関係している要因であるが、それ以外にも、Messier and Austen (2000)は、表の(d)の最後の要因を、統制環境要素として統制リスクの評価に関係するだけでなく固有リスクの評価に関する全般的リスク要因であると主張している²¹。さらに、下線をつけた先行研究は、その要因を統制リスクまたは統制環境に関する要因として重要であると主張している。したがって、監査人は、ある要因について、固有リスク評価要因であると認識している場合、統制リスク評価要因であると認識している場合、あるいは両方に関わる要因であると認識している場合がある。

ただし、先行研究では、統制リスク評価要因として重要であると主張されていても、Corbert (1987)が固有リスク評価要因であると主張している要因については、「表 3-2」でとりあげて整理している。

²¹ Messier and Austen (2000), p. 124.

〔表 3-2〕 財務諸表レベルの固有リスク要因の分類

Corbert (1987) の分類	固有リスク評価要因	COSOの 統制環境 要因	監査基準および先行研究
(a)外部環境	経済諸要素(例えば、インフレーション、利子率、失業率など)に対する企業の業績は敏感である。		AICPA (1990), Monroe et al. (1993), AICPA (1996), Hellier et al. (1996), 監査基準委員会 (2002)
(b)組織構造	経営上や財務上の決定事項が個人あるいは少数により支配されている。		Dirsmith and Haskins (1991), AICPA (1994), AICPA (1996), Holmes (1998), 監査基準委員会 (2002)
(c)経営上層 部に関する 特性	経営者のボーナス制度が報告利益に連動している。	○	Haskins (1987), Monroe et al. (1993), AICPA (1994), AICPA (1996), Hellier et al. (1996), Holmes (1998)
	過去数年にわたり、経営陣の交替が早い。		AICPA (1990), Dirsmith and Haskins (1991), Monroe et al. (1993), Haskins and Dismith (1993), AICPA (1996), Hellier et al. (1996), 監査基準委員会 (2002)
	過去数年にわたり、経理担当社員の交替が早い。		Corbert (1998), Monroe et al. (1993), AICPA (1996), Hellier et al. (1996), Holmes (1998)
	経営陣が異例の事業リスクを受け入れるという評判がある。	○	Dirsmith and Haskins (1991), Monroe et al. (1993), Hellier et al. (1996), 監査基準委員会 (2002)
	会計基準に対する企業の経理担当者の知識の程度は低い。	○	Haskins (1987), Dirsmith and Haskins (1991), Monroe et al. AICPA (1994), Hellier et al. (1996)
	経営者は、利益計画を達成することを過度に重視する。	○	AICPA (1994), AICPA (1996)
	取締役会の監督または監査役会(監査委員会)もしくは監査役の監査の機能が有効でない。	○	AICPA (1990), Dirsmith and Haskins (1991), AICPA (1996), 監査基準委員会 (2002)

(42 ページ より続く)	(固有リスク評価要因)	(COSO の統制環 境要因)	(監査基準および先行研究)
(d)財務体質 や会計慣行	企業が属する産業の他企業と比較して、企業の収益性は不十分または変わりやすい。		Corbert (1988), AICPA (1990), Monroe et al. (1993), AICPA (1996), Helliard et al. (1996), Holmes (1998)
	企業が属する産業は安定的でなく、多くの事業の失敗に伴い衰退している傾向がある。		Monroe et al. (1993), AICPA (1996), Helliard et al. (1996), Holmes (1998), 監査基準委員会 (2002)
	経営陣が、例えば利益を増加させる会計方針を積極的に適用するなど、有利な決算報告をしようとする傾向がある。	○	Haskins (1987), Dirsmith and Haskins (1991), Haskins and Dirsmith (1993), AICPA (1994), AICPA (1996), Messier and Austen (2000)
(e)懸案事項	以前に監査を受けたことのない新しい企業か、あるいは前任監査人から十分な情報を入手できない。		Monroe et al. (1993), AICPA (1996), Helliard et al. (1996)
	過去に経営陣は監査事務所の監査修正を不本意ながら受け入れた経緯がある。		Dirsmith and Haskins (1991), Monroe et al. (1993), Helliard et al. (1996)
	ゴーイング・コンサーンとして継続する企業の能力についての重要な疑義を生じる内的あるいは外的問題が存在する。		AICPA (1990), AICPA (1996), Holmes (1998)
	前期の財務諸表監査で発見された既知のあるいは見込まれる誤謬や不正の性質、原因や金額が重大である。	○	AICPA (1990), AICPA (1994), AICPA (1996), Holmes (1998)
	多くの異論を生じる困難な会計上の問題が存在する。		AICPA (1996)
	通常の業務過程にない重大かつ例外的な関係者の取引が存在する。		AICPA (1994), AICPA (1996), Holmes (1998) 監査基準委員会 (2002)

(注 1) AICPA (1994)は契約リスクを評価する際に重要な監査リスク評価要因として、AICPA (1996)は財務諸表レベルで考慮すべき重要な監査リスク評価要因として、要因を例示しており、これらの 2 つは、その要因を固有リスク評価要因と明記しているわけではない。

(注 2) (e) 懸案事項その他に属する要因のうち、「多くの異論を生じる困難な会計上の問題が存在する」は、AICPA (1996)のみが主張する要因であるが、近年わが国においても、例えば税効果会計における繰延税金資産をめぐる評価の問題など、困難かつ多様な判断を生じる問題が発生していることから、この要因をとりあげている。

(注 3) (c)の「経営者が異例の事業リスクを受け入れるという評判がある」について、監査基準委員会(2002)は直接的に記述していないが、経営理念および経営方針、経営者の誠実性を固有リスクの要因として例示しているので、関係する要因という意味において表の右側の欄にあげている。

「表 3-2」にとりあげている要因は、すべて固有リスクの相対的に高い状態についての記述である。固有リスクを識別する際には、高い固有リスクの要因と低い固有リスクの要因の 2 通りが考えられる。高い固有リスクの要因とは、内部統制がないと仮定した場合にシステムに発生する誤謬の可能性を増加させる要因を表し、低い固有リスクの要因はその逆の要因をいう²²。

「表 3-2」に示した先行研究のうち、Monroe et al. (1993)および Helliard et al. (1996)は、高いリスク要因と低いリスク要因の両方またはいずれか一方についての監査人の評価の重要度を調査し、Haskins and Dirsmith (1993)は調査対象とした要因すべてについてリスクの高い状態か低い状態のどちらの場合に重要な要因となるのかについての調査を行っている。いずれの実証研究においても、監査人が相対的に高いリスク要因を重要な要因であると認識しているという結果を得ている。

したがって、本論文ではこれらの知見に基づき、「表 3-2」では、固有リスクの高い状態についての要因のみを記述しており、このうち、40 ページで Corbett (1987)が高い固有リスク評価要因であると指摘した要因、および Monroe et al. (1993)、Haskins and Dirsmith (1993)、Helliard et al. (1996)が主張している要因については、相対的に高い固有リスク評価要因として重要であると認識された要因である。本研究では、これらを含めた 18 個の要因を契約リスク評価時に考慮される可能性のある固有リスク評価要因として分析の対象とすることを決定した。

第 5 節 要約

本章で明らかにした事項は、以下の 3 点であり、その成果に基づき本研究の分析対象とする固有リスク評価要因を決定した。

- (1) 契約構成リスクである監査リスクとは、契約リスク評価段階において、与件として設定される許容できる監査リスクと比較考量される、財務諸表レベルでの達成可能な監査リスクを意味し、その評価はクライアントの事業についての予備的な知識に基づく。

²² Monroe et al (1993), p. 37 and Helliard et al. (1996), p. 49.

(2) 財務諸表レベルでの達成可能な監査リスクの構成要素は、財務諸表レベルの固有リスク、財務諸表レベルの統制リスク、および財務諸表レベルの発見リスクである。これらのうち、固有リスクおよび統制リスクは財務諸表監査とは独立して存在する企業のリスクであるが、発見リスクは監査手続の判断に関係するリスクである。契約リスク評価段階では、獲得される監査リスクを適切に低いレベルに抑えて意見表明をするための第一段階として、クライアントを評価することに意義がある。その評価は、クライアントの詳細な知識によるものではなく予備的な知識に基づくものであり、したがって、契約構成リスクとして監査リスクの評価を考える際、本論文では、Johnstone (2000)と同様に、財務諸表レベルの固有リスクおよび財務諸表レベルの統制リスクに対する評価を問題とする。

(3) 財務諸表レベルの固有リスクの判断指標となる評価要因を、Corbert (1987)の主張する分類基準を用いて 42 ページから 43 ページの「表 3-2」のように 5 つに大別した。すなわち、(a) 外部環境、(b) 組織構造、(c) 経営上層部に関する特性、(d) 財務体質や会計慣行、および(e) 懸案事項、の 5 つの特性に分類した。「表 3-2」について言えることは次の 3 点である。

① とりあげた全ての評価要因は、固有リスクの相対的に高い状態について記述している。

② ただし、とりあげた評価要因の中には、必ずしも固有リスク評価要因としてではなく、統制環境に関する評価要因が含まれている。そのような要因には、例えば、「経営者のボーナス制度が報告利益に連動している。」「経営陣が、例えば利益を増加させる会計方針を積極的に適用するなど、有利な決算報告をしようとする傾向がある。」・・・など先行研究において統制リスク評価要因であるとして重要であると主張された 5 個の評価要因があげられる。これら 5 個のうち、「経営者の交替が早い」という評価要因を除く 4 個の評価要因を含め、全体として 7 個の評価要因については、COSO が統制環境評価要因としている要因であった。これらの要因に共通する特性は、経営者あるいは組織全体の倫理的行動をはじめとする人的要素に関係する要因であるといえる。

③ しかし、「表 3-2」のうち、Corbert (1987)が高い固有リスク評価要因と指摘した要因と同じものや、Monroe et al. (1993)、Haskins and Dirsmith (1993)、Helliar et al. (1996)が主張している要因は、相対的に高い固有リスク評価要因であると実証された要因を含み、

②で述べている要因にもこれに該当するものがある。

④ したがって、これらの点に注意しながら、「表 3-2」の要因のなかには、固有リスク評価要因として重視される要因を基準として、統制リスク評価要因としても重要であると認識されているものを含め、18 個の要因を分析対象とする固有リスク評価要因として決定した。なお、これらの 18 個の要因に関して、わが国監査基準が固有リスク評価要因として例示しているものは、企業が属する産業の状況、景気の動向、経営者の誠実性、経営理念および経営方針、任期途中の経営者や幹部の交代、経営者に対する異常な圧力、取締役会の監督や監査役会などの監査の機能、および通常処理によらない例外的な取引などの 7 個の評価要因のみであった。

第4章 契約構成リスクの判断指標となる統制環境評価要因

第1節 はじめに

第3章では、契約構成リスクとしての監査リスクの意味合いを説明し、その構成リスクの1つである固有リスクの評価要因について、それが有する特性のグループ化にしたがって、判断指標となる18個の評価要因を日米の監査基準および先行研究の知見によりまとめた。第4章では、本研究の分析の対象としているもう1つの監査リスクの構成リスクである統制リスクについて、前章と同様に、その判断指標として重要であると考えられている評価要因をまとめることを目的としている。

まず、次節では、契約リスク評価段階で考慮される統制リスクの評価要因、ここでは統制環境評価要因がどのような性質の要因であるのかを説明し、その概念を示す。次に、第3節では、第2節で明らかにした統制環境の諸要因がもつ特性の分類に基づいて、監査基準および先行研究において重要であると主張されている統制環境評価要因を抽出しまとめる。

第2節 統制リスクの定義とその特性

わが国監査基準は、統制リスクを次のように定義している¹。その定義は、「統制リスクとは、財務諸表の重要な虚偽の表示が、企業の内部統制によって防止又は適時に発見されない可能性をいう。」であり、この定義はアメリカ監査基準においても同様である²。

ここで、前章で説明したように、本論文では契約構成リスクである監査リスクを、契約リスク評価段階において与件として設定される許容できる監査リスクと比較考量される、財務諸表レベルでの達成可能な監査リスクを意味するものとして用いている。したがって、本章で対象としている、その構成要素である統制リスクの評価は、財務諸表レベルでの評価要因を意味する。

¹ 監査基準委員会報告書第5号(中間報告)「監査上の危険性と重要性」の改正について、第16項。

² AICPA (2002a), paragraph 27.

財務諸表レベルの統制リスクの評価とは、監査プロセスを通して考えると、次の「表 4・1」に示すように契約リスク評価(監査契約締結)段階および監査意見の形成段階において行われる³。

〔表 4・1〕 監査プロセスと財務諸表レベルの統制リスク評価との関係

集計レベル	監査契約締結	監査計画	統制テスト	実証性テスト	監査意見形成
財務諸表レベル	統制リスク ₁	—	—	—	統制リスク ₅

監査契約締結段階において、統制リスク₁はクライアントの事業の予備的知識に基づいて必然的に最初に評価され(新規監査契約締結の場合には、すべての情報が入手可能でない可能性があるが)、監査意見形成段階ではより一層詳細な情報に基づいて統制リスク₅が評価される。

Holmes (1998)によれば、財務諸表レベルの統制リスク評価に関する証拠は、企業の会計情報システムに影響を与える統制環境の特性に関する証拠として最もよく説明されると主張されている⁴。そこで本研究では、契約リスク評価の際に監査人が行う財務諸表レベルの統制リスク評価を統制環境に対する評価と捉えて、議論を進める。したがって、契約構成リスクとしての監査リスクの2つめの判断指標は、統制環境評価要因であるとしている。

以下では、統制環境の概念をとりあげ、その諸要因を考察する。わが国においては、監査基準委員会報告書第 20 号「統制リスクの評価」において統制環境の概念が定義されているが、その定義はアメリカ監査基準書(以下、SAS という。)の概念を踏襲しており、その影響によるところが大きい。そこで、現在の SAS 第 78 号に影響を与えた COSO の報告書における統制環境の概念を考察する。

内部統制に関して SAS 第 78 号より前に SAS 第 55 号が公表されているが、SAS 第 55 号は、統制構造を、統制環境、会計システム、および統制手続の 3 つに分類している。その後発表された COSO 報告書は、内部統制の構成要素を、① 統制環境、② リスクの評価、

³ Holmes (1998), Client acceptance / retention stage.

⁴ Holmes (1998), Client acceptance / retention stage.

③ 統制活動、④ 情報と伝達、および⑤モニタリングとし、内部統制に関する諸概念を現在の SAS 第 78 号に反映させている⁵。COSO 報告書は、統制環境は、内部統制の構成要素の中でも、最も重要なものとして最初におかれ、事業体の中心となるものであり、また原動力であり、さらに基盤であるとしている。そして、統制環境の諸要因として、次の 9 つを挙げている⁶。すなわち、

- ① 誠実性と倫理的価値観
- ② 不正な財務報告または非倫理的行為の誘因と誘惑
- ③ 道徳的指針の提供と伝達
- ④ 遂行能力に対する経営者の取り組み
- ⑤ 取締役会または監査委員会
- ⑥ 経営者の哲学と行動様式
- ⑦ 組織構造
- ⑧ 権限と責任の割当て
- ⑨ 人的資源に関する方針と管理

である。COSO 報告書が示す要因は、SAS 第 78 号やそれを踏襲しているわが国監査基準と比較すると、誠実性と倫理的価値観を第 1 順位にあげて組織における上位経営陣の精神的要素を重視し、内部統制全般に影響を与える要因を強調しているという点で一致している。しかし、組織的要因による不正な財務報告に関する誘因(上記②)、および無知による不正な財務報告の原因(上記③)など、SAS 第 78 号やわが国監査基準には列挙されていない不正に繋がる要因を重視している点で異なる。先行研究では、監査契約締結の判断の可否に不正に関する要因の与える影響は大きいことが、会計事務所が集積した実際のデータにより実証されている⁷。そこで本論文では、このような要因を含み、かつ SAS 第 78 号およびわが国監査基準のあげる諸要因を包摂している COSO 報告書の統制環境の諸要因に

⁵ SAS No. 78, AU Section 319.07

⁶ COSO, 同訳 (1996), 34-45 頁。

⁷ Johnstone and Bedard (2001a), p. 17.

よる分類を用いて、これらのより詳細な具体的要因を先行研究の成果に依拠して列挙し、それらの要因に対する監査人の認識を調査する。以下では、SAS 第 55 号、COSO 報告書、および SAS 第 78 号が公表される以前の先行研究の成果を含め、統制環境について重要であると認識されている評価要因を、上記 9 要因に基づくグループ化を行うことによりまとめる。なお、SAS 第 55 号が公表される以前の先行研究においては、統制環境の評価要因として、統制活動の方針や手続に関する要因も含まれるが、これらの中で重視されている要因については、統制環境評価要因のなかに含めて検討を行っている。

第 3 節 監査基準および先行研究の成果に基づく統制環境評価要因のまとめ

51 ページから 52 ページの「表 4-2」は、監査基準や実務指針、先行研究において重複して重要であると主張されている統制環境評価要因を、COSO 報告書の統制環境評価要因の分類を基礎としながら、この他にも統制活動に関する重要な評価要因を加えてまとめたものである。

〔表 4-2〕財務諸表レベルの統制環境評価要因の分類

COSO でいう 統制環境の諸要因	統制環境評価要因	COSO に 例示のあ る要因	固有リ スク評 価要因	先行研究
(a)誠実性と倫理的 価値観	該当なし			—
(b)不正な財務報告 または非倫理的行 為の誘因となる誘 惑	経営者が現存の統制を回避する、あるいは無視する動機となる要因が存在する。	○		Haskins (1987), <u>Dirsmith and Haskins (1991)</u> , Haskins and Dirsmith (1993), Messier and Austen (2000)
	発見された欠陥を報告する際の内部監査の機能が有効でない。	○		Haskins (1987), <u>Dirsmith and Haskins (1991)</u> , AICPA (1990), Haskins and Dirsmith (1993), AICPA (1996)
	問題を明らかにする際の内部への財務報告の有効性に欠ける。			<u>Dirsmith and Haskins (1991)</u> , AICPA (1994), AICPA (1996)
	非現実的な目標を奨励するなど、予算管理レベルや予算編成が適切でない。	○		AICPA (1990), <u>Dirsmith and Haskins (1991)</u> , AICPA (1994), AICPA (1996)
	(経営者のボーナス制度が報告利益に連動している。)	○	○	第 3 章参照
	(前期の財務諸表監査で発見された既知のあるいは見込まれる誤謬や不正の性質、原因や金額が重大である。)		○	第 3 章参照
	内部への財務報告に誤謬の可能性がある。			Haskins (1987), <u>Dirsmith and Haskins (1991)</u> , Haskins and Dirsmith (1993)
	内部への財務報告における誤謬の発見、修正が迅速でない。			Haskins (1987), <u>Dirsmith and Haskins (1991)</u> , Haskins and Dirsmith (1993), AICPA (1994)
(c)道徳的指針の提 供と伝達	該当なし			—
(d)遂行能力に対す る経営者の取組み	(会計基準に対する企業の経理担当者の知識の程度は低い。)		○	第 3 章参照
(e)取締役会または 監査委員会	(取締役会の監督または監査役会(監査委員会)もしくは監査役の監査の機能が有効でない。)	○	○	第 3 章参照
(f)経営者の哲学と 行動様式	(経営陣が異例の事業リスクを受け入れるという評判がある。)	○	○	第 3 章参照
	(経営者は利益計画を達成することを過度に重視する。)		○	第 3 章参照

(COSO でいう統制環境の諸要因)	(統制環境評価要因)	(COSO に例示のある要因)	(固有リスク評価要因)	(先行研究)
(f)経営者の哲学と行動様式(51 ページより続く)	(経営陣が例えば利益を増加させる会計方針を積極的に適用するなど、有利な決算報告をしようとする傾向がある。)	○	○	第3章参照
(g)組織構造と権限や責任の割当て	取引に対して確立された有効な規定がない。			Haskins (1987), <u>Dirsmith and Haskins (1991)</u> , Haskins and Dirsmith (1993), Monroe et al. (1993), AICPA (1996), Helliard et al. (1996)
	財務報告プロセスに関連する業務に従事する従業員(例えば、財務管理、電算処理、経理、内部監査の人員)間において、職務の分掌や連携が適切でない。			Haskins (1987), <u>Dirsmith and Haskins (1991)</u> , Haskins and Dirsmith (1993), Monroe et al. (1993), Helliard et al. (1996)
	内部監査スタッフに割当てられた職務、責務、報告ラインが適切でない。			Haskins (1987), <u>Dirsmith and Haskins (1991)</u> , Haskins and Dirsmith (1993), AICPA (1990), AICPA (1996)
(h)人的資源に関する方針と管理	該当なし			—
(i)その他統制活動に関するもの	資産や会計記録を保護するための実際上の有効な規定がない。			Haskins (1987), <u>Dirsmith and Haskins (1991)</u> , Haskins and Dirsmith (1993), Monroe et al. (1993), AICPA (1996), Helliard et al. (1996)
	電算処理システムにおける全般統制が有効でない。			Haskins (1987), <u>Dirsmith and Haskins (1991)</u> , Haskins and Dirsmith (1993), Monroe et al. (1993), AICPA (1996), Helliard et al. (1996)
	予算差異分析が適切でない。			<u>Dirsmith and Haskins (1991)</u> , Haskins and Dirsmith (1993)

(注1) AICPA (1994)は契約リスクを評価する際に重要な監査リスク評価要因として、AICPA (1996)は財務諸表レベルで考慮すべき重要な監査リスク評価要因として、要因を例示しており、これらの2つは、その要因を統制リスク評価要因と明記しているわけではない。

(注2) COSO でいう統制環境の各諸要因について、COSO が例示している要因についてはその分類にしたがい、表の右から3列目に○印をつけてあるが、それ以外の要因については、COSO の説明に基づき筆者の理解により各要因の分類を行った。

「表 4-2」の一番右の列に示した先行研究のうち、Haskins (1987)、Haskins and Dirsmith (1993)、Monroe et al. (1993)、および Helliard et al. (1996)は、表の左から 2 列目の各評価要因を、統制リスク評価要因あるいは統制環境評価要因として監査人が重要視していることを実証している研究であるが、下線をつけた Dirsmith and Haskins (1991)は、固有リスク評価において監査人が重要と認識する要因を調査している研究であり、各評価要因を重要な固有リスク評価要因であると実証している。同研究では、調査の対象とした 48 個の要因のうち最も重要な要因と認識された 6 個のうちの 4 個の要因が、内部統制の評価に用いられる要因であり、他の 1 つは誤謬や不正を発見する際の内部統制の評価に関する要因であると述べている⁸。つまり、重要な内部統制の評価要因は、固有リスクの評価においても重要な要因と認識されていると結論づけている。

それ以外にも、Messier and Austen (2000)は、「経営者が現存の統制を回避する、あるいは無視する動機となる要因が存在する」という要因を、財務諸表レベルの統制リスクの評価にだけでなく、財務諸表レベルの固有リスクの評価に関する全般的リスク要因であると主張している⁹。また、前章で固有リスク評価要因であると決定した要因のうち、統制環境評価要因としても COSO の分類に含まれると考えられる 7 個の評価要因については、「表 4-2」の右から 2 列目の欄に○印をつけ、再度括弧をつけて要因の記述のみを列挙している。

先行研究が指摘しているように、統制環境の評価要因と固有リスク評価要因には重複して重要であると認識されている要因が存在していることが、「表 4-2」からも明らかである。

ここで、「表 4-2」の一番左の列の諸要因ごとに見てみると、誠実性と倫理的価値観が COSO の第 1 順位にあげられている要因であるにもかかわらず、表ではその評価要因はあげていない。しかし、例えば、COSO が示す誠実性と倫理的価値観の説明のなかには、「非現実的な業績目標の達成をもとめる圧力」が例示されており、「表 4-2」の(b) の中に含まれている「非現実的な目標の奨励」はこれに該当するといえる。その他にも、「経営者が現

⁸ Dirsmith and Haskins (1991), p. 82.

⁹ Messier and Austen (2000), p. 124.

存の統制を回避する、あるいは無視する動機となる要因の存在」、「経営者報酬の報告利益への連動」、あるいは(f)の経営者の哲学と行動様式に関係する要因は、広義には誠実性と倫理的価値観に含まれる評価要因であると考えられる。その理由として、COSO が、「誠実性と倫理的価値観に対する経営者の社会に向けての姿勢を反映するものは、経営者の選好と価値判断であり、誠実性と倫理的価値観は倫理的基準と行動的基準、かかる基準の伝達方法、およびそれらが実施に移され強化される方法を含み、また他の統制環境要素の設計、管理および監視に影響を与える」と述べているからである¹⁰。

また、道徳的指針の提供と伝達、および人的資源に関する方針と管理に関しては、先行研究において重要な評価要因があげられていない。前者は組織全体に対する倫理的な行動についてのメッセージであり、不正な財務報告や疑わしい財務報告をもたらす原因の1つであるが、もう1つの原因である「表4-2」の(b)の要因と異なり、意図的でない無知なものをあらわす。後者は従業員の雇用、研修、昇進および給与に関する方針と手続をあらわすが、他の要因が財務報告に直接的に関連する要因であるのと比較すると、財務報告に間接的に関連している要因であるという点で異なり、重要な評価要因と認識されていない。

さらに、「表4-2」でとりあげた統制環境評価要因は、すべて統制環境が相対的に弱い状態の記述である。前章で述べたように、先行研究のなかではHaskins and Dirsmith (1993)、Monroe et al. (1993)、およびHelliar et al. (1996)が、監査人が相対的に高いリスク要因を重要な要因であると認識していると主張しており、前章で決定した全ての固有リスク評価要因については相対的にリスクが高い状態の記述をしていることから、統制環境評価要因についても同様にリスクが相対的に高い状態をその評価要因として分析の対象とする。

第4節 要約

本章では、契約構成リスクとしての監査リスクの判断指標の1つである統制環境評価要因を、先行研究の成果に基づいて「表4-2」のようにまとめた。「表4-2」にあげた評価要

¹⁰ COSO, 同訳 (1996), 34-36 頁。

因について次の4点のことがいえる。

(1) ここでとりあげた評価要因は、財務諸表レベルの統制リスク評価要因であり、統制環境評価要因を意味している。そして、その評価要因については、COSO が示す諸要因に基づいて、それぞれの評価要因を分類している。ただし、統制環境評価要因以外にも、先行研究において重要であると主張されている、資産の保全など統制活動に関する要因をとりあげている。

(2) 「表 4-2」の評価要因は全て、相対的に弱い統制環境、つまり相対的にリスクが高い状態をあらわしている。それは、前章の固有リスク評価要因と同様に、いくつかの先行研究に基づき、監査人は相対的に高いリスク評価要因を重視するという主張にしたがっている。

(3) ただし、「表 4-2」の統制環境評価要因のなかには、前章で固有リスク評価要因であると決定した 7 個の評価要因が重複し、それ以外の評価要因についても Dirsmith and Haskins (1991)においては、固有リスク評価要因としても重視されていることがわかっている。したがって、第 3 章、第 4 章で固有リスク評価要因と統制環境評価要因を中心として、それらの特性を検討して分類した結果、先行研究においても指摘されているように、2つの評価要因はそれらが有する特性上、区別が困難であるものが多い。

(4) ただ、重要な統制環境評価要因として9つの要因を示している COSO の分類にしたがって、先行研究で重視された評価要因を分類した結果、9 つ全ての要因について監査人が重視しているとはいいきれず、例えば不正に関する無知や、人事に関する方針と管理を具現化している評価要因はとりあげられていないことが判明した。

以上、契約構成リスクとしての監査リスク評価の判断指標となる、統制環境評価要因 12 個を本章で決定し、前章で決定した 18 個の固有リスク評価要因と合わせて、合計 30 個の監査リスク評価の判断指標となる評価要因を分析の対象とすることとした。

第 5 章 契約構成リスクに対するリスク軽減策

第 1 節 はじめに

本章では、契約構成リスクとしての監査リスクを評価するうえで、3 つめの判断指標となるリスク軽減策について説明する。リスク軽減策は、監査リスクの構成リスクではないという意味で、第 3 章、第 4 章で説明した他の 2 つの判断指標である、固有リスク評価要因および統制環境評価要因とは性質を異にする判断指標である。すなわち、ここでは、リスク軽減策は、契約リスク評価段階において他の 2 つの判断指標である評価要因を原因として発生する財務諸表レベルの監査リスクを抑制するための事前措置策を意味する。

以下、次節では、先行研究に基づき、監査リスクに対するリスク軽減策がいかに有効であると考えられているのか否かを考察する。第 3 節では、契約リスク評価段階で用いられる可能性のあるリスク軽減策をとりあげ、先行研究がそれらに対しどのような知見を得ているのかを説明したうえで、本研究の分析対象とする判断指標となるリスク軽減策を決定する。

第 2 節 監査リスクとリスク軽減策に関する先行研究の立場

監査リスク軽減策に関連して、例えばアメリカ監査基準は、財務諸表レベルの監査リスクに取り組むための全般的な対応策を決定するべきであると述べ、次のような対応策を示している。すなわち、① 経験を積んだスタッフや特別な技能をもつスタッフを割当てる、② 専門家を利用する、③ より一層の観察を条件とする、④ 実行される監査手続の選択において予測不可能な追加的要素を組み入れる、⑤ 監査手続の性質、タイミング、あるいは範囲を全般的に変える、⑥ 実証性手続からより広範な監査証拠を模索する¹、の 6 つである。

Johnstone and Bedard (2001b)によれば、監査人がより一層の監査努力や特別な人員の

¹ AICPA (2002b), paragraph 5 and paragraph 6.

割当てを必要とする場合、監査報酬はこれらの対応を反映して上昇すると考えられ、それでもなお、経営者の癒着などの要因により将来の訴訟による損害を補填できない場合には、会計事務所は損害賠償責任保険に加入する可能性がある²と主張されている。

そこで以下では、上記の 6 つの全般的対応策や監査報酬の上昇が、監査リスクの評価とどのように関連すると認識されているのかを、先行研究の成果に依拠し考察する。なお、損害賠償責任保険への加入によるリスクのヘッジは、監査リスク自体の軽減策というよりは、監査リスクの増加の結果もたらされた監査人自体のビジネス・リスクの増加に対応するものであるという理由により、ここでは議論の対象としない。

先行研究には、監査リスクの評価とその評価に応じて用いるリスク軽減策との間には統計的に有意な関係があり、両者の関連性を発見していると主張する研究と、そうでない研究が混在しており、その双方の主要な知見を整理すると、次ページの「表 5-1」のようにまとめることができる。ただし、「表 5-1」では監査計画を立てる段階、すなわち監査の実施方法と範囲についての全体的な方針を立てる段階での、監査リスクに関する先行研究の成果をとりあげており、ここでいう監査リスクとは、許容できる監査リスクを決定した後に評価される固有リスク、計画上の統制リスク、ないし計画上の発見リスクを意味している。したがって、それぞれの先行研究における監査リスクは、必ずしも契約構成リスクとしての監査リスクを意味するものではない。

² Johnstone and Bedard (2001b), p. 201.

〔表 5-1〕 リスク軽減策に関する先行研究の成果のまとめ

先行研究 (年代順)	監査リスク評価 と用いるリスク 軽減策との間の 関連性の有無	主要な知見
Bedard (1989)	無	監査計画は監査リスクの変化に相対的に影響されない。
Mock and Wright (1993)	無	テストの性質とリスク(契約全般にわたるリスク、勘定特有のリスク)のレベルとの間には、高い相関性がない。ただし、前年の誤謬は監査範囲に影響がある。
O'Keefe (1994)	有	固有リスクはシニアとスタッフの監査時間に影響を与える。 監査報酬はリスクの高いクライアントほど上昇する。ただし、監査報酬自体の増分によるものか、保険への加入によるものかは明らかでない。
Pratt and Stice (1994)	有	財政状態が悪化しているクライアントに対して、監査人は監査努力を増加させる。監査人自体のビジネス・リスクに影響を与える要因に対して価格を調整する。
Hackenbrack and Knechel (1997)	無	内部統制への依拠に関する決定と監査努力との間には関連性がない。
Zimbelman (1997)	無	監査計画の性質は、認識される不正リスクに対応して変化しない。
Houston et al. (1999)	有	監査計画と監査報酬の決定は、発見される誤謬と不正の存在により異なる。
Mock and Wright (1999)	無	リスク(契約全般にわたるリスク、勘定特有のリスク)のレベルとテストの性質や範囲との間にはほとんど関連性がない。ただし、リスクの変化とテストの性質や監査計画、財政状態に関するリスクと監査計画の変更との間には幾分関連性がある。
Johnstone (2000)	無	監査人は、監査計画や監査報酬に基づくリスク軽減策の有効性を認識しているが実施はしない。
Bell et al. (2001)	有	固有リスクの変動が監査報酬に反映される。監査人自体のビジネス・リスクが高くなると監査時間が増加し、監査リスクの変動が監査報酬に反映される。
Johnstone and Bedard (2001a)	有	監査計画や監査報酬に基づくリスク軽減策の実施は、その対象が誤謬に関するリスクか不正に関するリスクかにより異なる。
Johnstone and Bedard (2001b)	有	監査計画や監査報酬に基づくリスク軽減策の実施は、その対象が誤謬に関するリスクか不正に関するリスクかにより異なる。

「表 5-1」に示したように、監査計画、監査努力、あるいは監査報酬が監査リスクの評価にどのように影響し関連性をもつのか否かについて、先行研究の間で認識の違いがある。また、何らかの有意性を発見している研究のなかでも、例えば監査報酬と不正に関するリスクとの関係というように、リスク軽減策の種類とリスク要因の種類が限定されているものもあるが、具体的なリスク評価要因との関連性は検証されていない。

本研究では、「表 5-1」にあげた先行研究では行われていない個々の固有リスク評価要因および個々の統制環境評価要因とリスク軽減策との間の関連性を調査したい。ここで問題としているのは、契約リスク評価段階でどのようなリスク軽減策が用いられると考えられているのかである。そこで次節では、「表 5-1」のなかで契約リスク評価段階における個々のリスク軽減策をとりあげている Johnstone (2000)および Johnstone and Bedard (2001a, 2001b)において、どのような研究成果が得られているのかを考察する。

第3節 契約リスク評価時におけるリスク軽減策

前節にあげたように、リスク軽減策に関しては、先行研究において様々な記述がされているが、なかでも契約リスク評価時におけるリスク軽減策の適合性についての研究は少なく、その端緒となるのは Johnstone (2000)であると考えられる。

しかし、すでに第2章で述べたように Johnstone (2000)は、監査リスク軽減策について監査人が有効であると認識しているが、実際には契約リスク評価に影響を与えていないという結論を示している。影響を与えないという結果を得たことについて、いくつかの理由があげられた³が、Johnstone and Bedard (2001a)は、監査リスクを誤謬に関するリスクと不正に関するリスクに分けてその影響を検証しなかったことが一因であると主張している⁴。

そこで以下では、監査リスク評価とリスク軽減策との関連性を検証している、Johnstone

³ 監査リスク評価は監査人自体のビジネス・リスク評価と統合されるためという理由、調査当時はリスク軽減策の実施が推奨されて間もなく、調査の回答者である監査人はそれに対して経験が少なかつたため、など。

⁴ Johnstone and Bedard (2001a), p. 21.

(2000)他 2 つの研究成果の概要を比較しながら、具体的に検証されたリスク軽減策を説明する。次の「表 5-2」は 3 つの先行研究が検証したリスク軽減策の種類を比較しまとめたものである。それぞれの欄の左の○印は「表 5-2」の一番左の列の各リスク軽減策を検証したことを意味する。矢印のあとの◎印はその検証の結果、監査リスクの評価と用いられるそれぞれのリスク軽減策との間に関連性があることを示し、矢印のあとの×印はその関連性がないことを示している。また、×印のみのものは、そのリスク軽減策を検証していないことを示す。

〔表 5-2〕 検証されたリスク軽減策と監査リスク評価に対する影響

リスク軽減策	Johnstone (2000)	Johnstone and Bedard (2001a)	Johnstone and Bedard (2001b)
① テストを強化する(実証性テストを中心に行ったり、テストの時期を期末に集中する、サンプル・サイズを拡大する)。	×	○→◎	○→◎
② 監査リスクに対する監査報酬増加を要請する。	○→◎	○→◎	○→◎
③ 一般に認められた監査基準にしたがって監査が実施されていることを保証するために、どの程度の監査証拠を収集する必要があるのかについて計画する。	○→◎	×	×
④ 高い経験水準や専門的知識をもつ人員の割当てを行う。	○→◎	○→◎	○→◎
⑤ クライアントについての情報量を増やす。	○→◎	×	×
⑥ 専門的知識をもつ審査パートナーによって追加的レビューを行う。	○→×	○→◎	○→◎
⑦ 他の会計事務所と競合するための価格戦略をとる。	○→×	×	×

(注) リスク軽減策は、①を除き Johnstone (2000)の示した順に列挙しており、6 つのリスク軽減策は順不同である。

まず、「表 5-2」の左から 2 列目の Johnstone (2000)は、検証した 6 つのリスク軽減策のうち、⑥と⑦を除く 4 つのリスク軽減策は、契約構成リスクとしての監査リスク評価に影響を与えるものと認識されているが、それらは実際には利用されず、契約リスク評価に影響を与えていないと主張している⁵。なお、Johnstone (2000)が検証した 6 つのリスク軽減策は、同研究に関与した当時のビッグ 5 の会計事務所が実際にチェック・リストにあげているリスク軽減策と一致するとされている⁶。

次に、「表 5-2」の一番右の列の Johnstone and Bedard (2001b)は、監査契約締結前の

⁵ Johnstone (2000), p. 20.

⁶ Johnstone (2000), p. 7.

計画段階における監査リスク、つまり契約構成リスクとしての監査リスクを誤謬に関するリスクと不正に関するリスクの集合と捉え、それぞれに対するリスク軽減策の影響を検証している。その結果、これら2つのリスクに共通するリスク軽減策は、監査報酬の増加であることが判明している⁷。2つのリスクに対するリスク軽減策の相違点は、次のような点であった⁸。誤謬に関するリスクをもつクライアントには、高いリスクや当該産業についての知識を有する専門家を利用し、より広範なテストを行うことにより、監査時間を増加させることが判明している。一方、不正に関するリスクをもつクライアントには、高いリスクについての知識を有する専門家を利用し、審査パートナーの追加的レビューを行うが、これらは監査時間を増加するものでない。また、契約リスク評価段階では、不正リスクを抑制するテストは考慮されないと主張されている。なお、この研究では、これらのリスク軽減策と契約リスク評価との関係は検証されていない。

最後に、「表 5-2」の右から2列目の Johnstone and Bedard (2001a)は、Johnstone and Bedard (2001b)と同様に、監査リスクとリスク軽減策との関係を、誤謬に関するリスクと不正に関するリスクに区別して検証している。その結果、誤謬に関するリスクをもつクライアントには、特別な人員を割当て、テストを強化するが、不正に関するリスクをもつクライアントには、追加的なレビューを行い、高い報酬率を要請することが明らかにされている⁹。この結果、特別な人員の割当てと追加的なレビュー、および不正に関するリスクへの高い報酬率の要請は、契約リスクの評価に影響を与えるが、他の2つは影響を与えないと主張されている¹⁰。

これらの研究を考察すると、監査リスクの要因が誤謬に関するものであるのか、不正に関するものであるのかによって、用いられるリスク軽減策は異なるという結論が提示されているといえる。特に、不正に関するリスクがある場合には、監査報酬を増加させるという発見事項は、「表 5-1」のなかの Houston et al. (1999)の主張とも一貫するものである。

⁷ Johnstone and Bedard (2001b), p. 214.

⁸ Johnstone and Bedard (2001b), pp. 210-212.

⁹ Johnstone and Bedard (2001a), pp. 17-19.

¹⁰ Johnstone and Bedard (2001a), pp. 17-19.

以上の議論から、監査リスク評価とリスク軽減策との間には関連性が認められ、そのようなリスク軽減策として「表 5・2」にとりあげた 7 つのうち、⑦の「他の会計事務所と競合するための価格戦略をとる」を除き¹¹、何らかの関連性を指摘されたもの、すなわち 3 つの先行研究のうちの 1 つでも◎印をつけているものを、本研究で分析対象とする。すなわち、

- (a) テストの強化
- (b) 監査報酬増加の要請
- (c) 一般に認められた監査基準にしたがって監査が実施されていることを保証するために、
どの程度の監査証拠を収集する必要があるのかについての計画
- (d) 高い経験水準や専門的知識をもつ監査人の割当て
- (e) クライアントについて情報量の増加
- (f) 審査パートナーによる追加的なレビューの実施

の以上 6 つを契約構成リスクとしての監査リスクの判断指標とする。

第 4 節 要約

本章では、契約構成リスクとしての監査リスクの判断指標の 1 つであるリスク軽減策について、先行研究に依拠し、本研究の分析対象とする 6 つの方策を決定した。

監査リスクの評価とリスク軽減策との関連性については、様々な観点から研究が蓄積され、その関連性の有無についての主張は異なる。それらの先行研究のなかでも契約リスク評価段階における分析を行っている Johnstone (2000) など 3 つの先行研究の主要な知見を紹介しながら、その関連性を考察した。その結果、明らかとなったことは次の 3 点であった。

- (1) 契約構成リスクとしての監査リスク評価とリスク軽減策の間には関連性があると考えられている。

¹¹ 「他の会計事務所と競合するための価格戦略をとる」は Johnstone (2000) がローボーリングとして分析の対象としており、監査リスクに対するリスク軽減策として適切な判断指標ではないと考えられる。

(2) 監査リスクの要因が誤謬に関するものであるのか、不正に関するものであるのかによって、用いられるリスク軽減策の種類は異なる。

(3) リスク軽減策を用いることによって、契約リスクの評価に影響を与えるのかどうかについては、先行研究の分析の観点や、監査リスクの発生原因(誤謬によるものか不正によるものか)によって異なる結果が示されている。

本研究では、先行研究において検証された 6 つのリスク軽減策を分析対象として用いるが、先行研究においては分析されていない個々の監査リスクの評価要因との関連性を分析する。すなわち、先行研究は、監査リスクを誤謬に関するリスクと不正に関するリスクの 2 つに分類し、リスク軽減策との関連性を分析しているが、本研究では、さらに詳細に監査リスクの評価要因を第 3 章および第 4 章で決定した 30 個の固有リスク評価要因ないし統制環境評価要因と捉えることにより、リスク軽減策との関連性を分析するものである。

第 6 章 監査リスクの判断指標に対する監査人の認識

第 1 節 はじめに

第 3 章以降では、契約構成リスクとしての監査リスクの判断指標、すなわち固有リスク評価要因、統制環境評価要因、および監査リスク軽減策の 3 つについて説明し、それぞれについて、分析対象とする要因ないし軽減策を決定した。これらの判断指標を用いて、わが国の監査人が契約リスクの評価をどのように行っているのかを明らかにする目的をもって、公認会計士に対するアンケート調査を実施した。

第 6 章および第 7 章では、調査の分析結果を示すが、まず本章では、監査リスクの判断指標に対する監査人の認識を明らかにし、次章ではそれらの判断指標から互いに相関のある変量を導き出して合成変量として識別し、それらの合成変量に基づき、契約リスクの評価を定式化する。

以下、次節では、調査の概要および本章での解明課題を示し、それにしたがって、第 3 節以降、監査人が監査リスクの判断指標をいかに捉えているのかを明らかにすることにする。

第 2 節 調査の概要

監査リスク判断指標に基づいて契約リスク評価を分析するにあたり、証券取引法および商法特例法に基づく財務諸表監査について、それらの判断指標に対する監査人の意識と判断を明らかにする目的として、「監査契約締結時における監査リスクの評価に関するアンケート調査」を表題として調査を実施した。

調査対象は 277 人の公認会計士であり、その内訳は、ビッグ 4 に属する 14 の事務所 108 人の公認会計士、ビッグ 4 以外の 24 の監査事務所に属する 72 人の公認会計士、および学会に属する公認会計士のなかから無作為に選出した 94 人である。

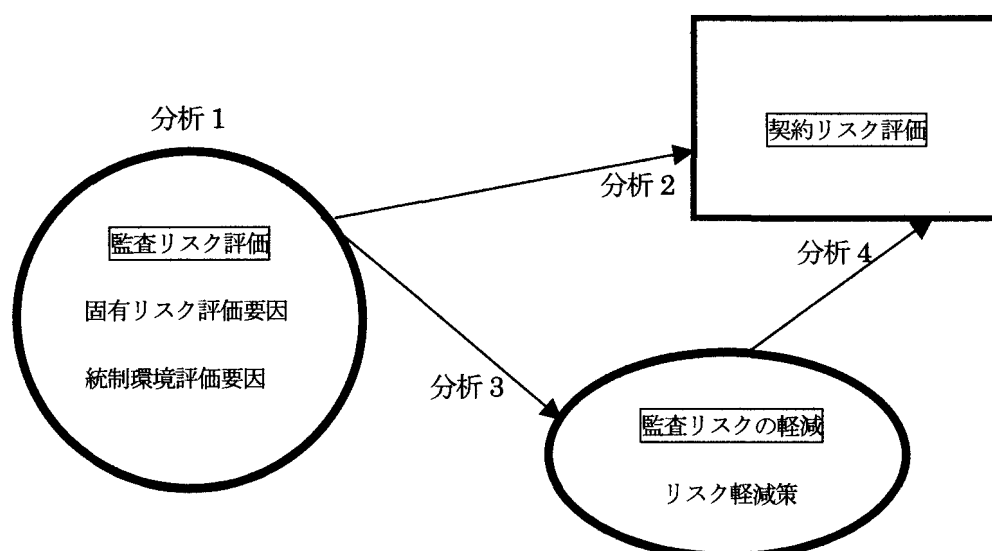
調査方法は、記述選択方式のアンケート調査票(無記名、記名を問わない)を郵送する方法による。調査票は 2003 年 7 月 30 日に発送し、同年 8 月 25 日を返送期限とし、回収さ

れた回答票総数は93件(無回答2件を含む)であり、アンケート回収率は約33.6%である。

本研究では、大きく2種類の分析を行っている。第1の分析は、アンケート調査票の調査事項に対する基本統計量、推定量、回帰式による変量間の相関関係を示し、また、t検定による平均値の差の検定、および一様分布に基づく適合度の検定を行っている。第2の分析は、主成分分析を行うことにより、調査事項に対する変量から互いに相関のある変量を導出し合成することにより、判断指標に対する評価の定式化をはかるものである。

この章では、第1の分析結果を示すが、その課題は次の4つである。すなわち、
分析1：提示した固有リスク評価要因および統制環境評価要因(以下、この2つをまとめて監査リスク評価要因という。)に対する監査人の意識を明らかにすること。
分析2：個々の監査リスク評価要因について、監査リスク評価が契約リスク評価に影響を与えているのか否か、その関連性の有無を識別すること。
分析3：リスク軽減策の利用の有無は、監査リスク評価要因に対する評価の違いによって異なるのかどうかを識別すること。
分析4：個々の監査リスク評価要因と、用いられるリスク軽減策の種類との関連性を明らかにすること。
である。これらの関係を図で示すと次のようになる。

〔図6-1〕第1の分析



第3節 監査リスク評価要因に対する監査人の認識(分析その1)

次ページの「表 6-1」は、調査票で監査リスク評価要因として提示した 30 個の要因 (F1~F30)に対して、(1) それらの要因を、監査人が監査リスクの評価要因として認識しているかどうか、(2) 認識している場合には、監査リスクの評価においてどの程度重要な要因であるかについて、監査人に尋ねた結果をまとめたものである。30 個の要因は、第3章および第4章で決定した評価要因であるが、調査票ではランダムに並べかえて、F1 から F30 として示している。調査票の詳細については、128 ページ以降のアンケート調査票を参照されたい。

「表 6-1」の左から 2 列目では、第3章および第4章で説明したように、様々な先行研究がそれぞれの要因を固有リスク評価要因、あるいは統制環境評価要因のいずれであると主張しているのかを示している。そして、「表 6-1」の左から 3 列目は、それぞれの要因が監査リスクの評価要因に該当すると回答した監査人の、全体に占める割合を示している。

「表 6-1」の左から 4 列目は、その要因が監査リスクの評価に際してどの程度重要であるかについての回答結果を 7 点法評価(「重要でない」1 から「重要である」7)により示しているが、この平均値は調査の回答者の平均値を表しているにすぎないので、母集団すなわち公認会計全体の特性値を t 分布を用いて推定し、表の右から 2 列目に示している。すなわち、表では、回答者の標本値から計算によって求めた 2 つの数値が決める 1 つの区間で、そのなかに母数である公認会計士全体の値が含まれると期待できるような区間を、ここでは 95%信頼限界として示している。なお、30 個の要因は、この母平均の信頼限界の下限の高い順に、表の上から順番に表示している。

〔表 6-1〕 監査リスク評価要因の重要性

調査票にあげた監査リスク評価要因 (母平均の信頼限界の下限の数値の高い順)	先行研究 に基づく リスクの 分類	監査リスク 評価要因で あると回答 された割合	要因の重要性に ついての評価の 平均値(括弧内の 数値は分散)	母平均の 信頼限界	t 値
F24 継続企業の前提に重要な疑義を生じる事情あり	固有	94.5%	6.44(1.19)	6.21 ~ 6.68	1.9883
F4 経営者が統制手続を回避、無効にする動機となる要因 の存在	統制	96.7%	6.00(1.29)	5.76 ~ 6.24	1.9876
F7 前期の既知あるいは見込まれる誤謬や不正の性質、原因や金額が重大	固有/統制	96.7%	5.84(1.35)	5.59 ~ 6.09	1.9876
F8 重大かつ異常な関連当事者間取引の存在	固有	96.7%	5.72(1.26)	5.48 ~ 5.95	1.9876
F12 経営者による過度な利益計画の重視	固有/統制	98.9%	5.49(0.97)	5.28 ~ 5.70	1.9870
F27 利益を増加させる会計方針の適用や有利な決算報告を する傾向	固有/統制	96.7%	5.45(1.31)	5.21 ~ 5.70	1.9876
F11 電算処理システムの全般統制の有効性欠如	統制	100%	5.38(1.33)	5.14 ~ 5.62	1.9867
F19 多くの異論のある困難な会計上の問題の存在	固有	86.8%	5.38(1.72)	5.09 ~ 5.67	1.9908
F3 不安定で衰退傾向にある産業に属する	固有	98.9%	5.31(1.30)	5.07 ~ 5.55	1.9870
F14 資産や会計記録を保護する有効な規定の欠如	統制	96.7%	5.28(1.33)	5.04 ~ 5.53	1.9876
F10 取引の承認に対する確立された有効な規定の欠如	統制	98.9%	5.27(1.43)	5.02 ~ 5.52	1.9870
F15 取締役会の監督や監査役会(監査委員会)の監査機能の 有効性欠如	固有/統制	94.5%	5.09(1.33)	4.85 ~ 5.34	1.9883
F5 少数による経営上や財務上の決定事項の支配	固有	96.7%	5.05(1.61)	4.78 ~ 5.31	1.9876
F29 経営陣が異例の事業リスクを受け入れるという評判	固有/統制	90.1%	5.07(1.95)	4.77 ~ 5.38	1.9897
F16 財務報告プロセスに従事する従業員間の職務の分掌や 連携が不適切	統制	100%	4.96(1.60)	4.70 ~ 5.22	1.9867
F13 内部への財務報告に誤謬の可能性あり	統制	92.3%	4.90(1.36)	4.65 ~ 5.16	1.9890
F2 初めて監査を受ける企業あるいは前任監査人からの十分 な情報入手が困難	固有	85.7%	4.96(2.63)	4.60 ~ 5.33	1.9913
F21 会計基準に対する経理担当者の知識程度が低い	固有/統制	87.9%	4.79(2.02)	4.47 ~ 5.10	1.9905
F1 経営者報酬の報告利益への連動	固有/統制	83.5%	4.80(2.21)	4.46 ~ 5.14	1.9921
F17 非現実的な目標の奨励など予算管理や予算編成が不適 切	統制	89.0%	4.64(1.58)	4.36 ~ 4.92	1.9901
F18 内部への財務報告における誤謬の発見、修正が遅い	統制	96.7%	4.52(1.65)	4.25 ~ 4.80	1.9876
F30 問題を明らかにする際の内部への財務報告の有効性の 欠如	統制	93.4%	4.50(1.90)	4.20 ~ 4.79	1.9886
F23 欠陥を報告する際の内部監査機能の有効性の欠如	統制	98.9%	4.46(1.96)	4.16 ~ 4.75	1.9870
F9 経営陣の交替が早い	固有	80.2%	4.40(1.99)	4.07 ~ 4.73	1.9935
F25 経理担当者の交替が早い	固有	85.7%	4.33(1.86)	4.03 ~ 4.64	1.9913
F28 内部監査スタッフの職務、責務、報告ラインが不適切	統制	92.3%	4.13(1.80)	3.84 ~ 4.42	1.9890
F20 不十分または変わりやすい収益性	固有	89.0%	4.12(1.66)	3.84 ~ 4.41	1.9901
F26 不適切な予算差異分析	統制	91.2%	3.96(1.57)	3.69 ~ 4.24	1.9893
F22 経済諸要素に対する業績の敏感性が高い	固有	86.8%	3.81(1.75)	3.51 ~ 4.11	1.9908
F6 監査修正を不本意ながら受け入れた経緯あり	固有	61.5%	3.68(2.66)	3.24 ~ 4.12	2.0040

(注1) 母平均の信頼限界はすべて有意水準5%である。

(注2) t値は、(標本平均値－母平均値) / (不偏分散の平方根 / 標本のデータ数の平方根)であり、(自由度)=(標本のデータ数)であるtの分布を用いて母平均の区間推定を行っている。なお、母平均値は、標本平均値の期待値である。

「表 6-1」から分かることは、次の2点である。

(1) 提示した監査リスク評価要因について、異論のある会計上の困難な問題、過年度監査の情報入手の困難性、経理担当者の知識の程度、経営者報酬の報告利益への連動、非現実的な目標の奨励、経営陣や経理担当者の交替の早さ、収益性、経済的要因に関する要因については80%以上、その他の評価要因については90%以上の監査人が、監査リスクの評価要因であると認識しており、先行研究において重要であると考えられているこれらの要因について、概ねわが国の監査人は、監査リスク評価要因であると認識している傾向がみられる。ただし、監査修正を不本意ながら受け入れた経緯については6割程度の監査人しか監査リスク評価要因とは認識していない。

(2) 「表 6-1」の右から2列目の母平均の信頼限界の数値に注目すると、この数値が5.00以上の値をとる11個の評価要因は、固有リスク評価要因である継続企業の前提にかかる要因をはじめとして、経営者が財務報告に対していかなる姿勢と行動をとっているのかや、誤謬や不正の存在に関係する固有リスク評価要因および統制環境評価要因、また、産業の性質(固有リスク評価要因)、資産の保全や取引の承認に対する規定(統制環境評価要因)などであり、わが国の監査人は、これらの評価要因を監査リスクの評価に際して重視していることが分かる。

第4節 監査リスク評価と契約リスク評価との間の関連性(分析その2)

このように、提示した30個それぞれの監査リスク評価要因についての監査人の認識をみてきたが、次に、「表 6-1」にあげた監査リスク評価における重要性の変量X(7点法評価による平均値)が、監査契約締結時におけるその要因の重要性の評価についての変量Y(7点法評価による回答の平均値)と関連性があるのか否かを明らかにする。つまり、30個それぞれの要因について、監査リスク評価と契約リスク評価との関連性の有無を分析する。

分析にあたっては、X と Y の関係をあらわす回帰方程式「 $Y=a+bX+cD$ 」を求める。なお、ここでは監査事務所の規模の違いによる契約リスク評価への影響をあわせて考察したいという理由により、ダミー変数(D)を導入している。そして、求めた回帰方程式が、回答者の背後にある母集団の公認会計士全体についても成立するかどうかを検定するために、回帰方程式全体の有効性および各係数(偏回帰係数)の有効性を検定する。すなわち、次のような2種類の仮説を設定する。つまり、回帰方程式全体の有効性については、

帰無仮説 H_0 : 監査リスク評価における重要性の変量(X)と会計事務所の規模をあらわすダミー変数(D)を用いた回帰分析は、契約リスク評価における重要性の変量(Y)の予測には役立たない。

対立仮説 H_1 : 監査リスク評価における重要性の変量(X)と会計事務所の規模をあらわすダミー変数(D)を用いた回帰分析は、契約リスク評価における重要性の変量(Y)の予測に役立つ。

を設定し、偏回帰係数の有効性については、

帰無仮説 H_0 : 監査リスク評価における重要性の変量(X)や会計事務所の規模をあらわすダミー変数(D)は、契約リスク評価における重要性の変量(Y)の説明には役立たない。

対立仮説 H_2 : 監査リスク評価における重要性の変量(X)や会計事務所の規模をあらわすダミー変数(D)は、契約リスク評価における重要性の変量(Y)の説明に役立つ。

を設定する。

次ページの「表 6-2」は、これら X、D と Y の関係を回帰分析した結果をまとめたものであり、個々の評価要因について重回帰モデル式が推定されたことになる。例えば、評価要因 F1 について示すと、

(契約リスク評価の回帰によるモデル値) $=1.12-0.47\times(\text{監査リスク評価})$
 $-0.25\times(\text{ダミー変数；監査事務所の規模})$

となる。

〔表 6-2〕 監査リスク評価と契約リスク評価時の監査リスク評価との間の関係

要因	偏回帰 係数 a	偏回帰 係数 b	偏回帰 係数 c	自由度修正済 決定係数 (括弧は決定係数)	有意 F	a の P 値 (括弧は区間推定)	b の P 値 (括弧は区間推定)	c の P 値 (括弧は区間推定)
F1	1.12	0.47	-0.25	0.17(0.19)	0.000	0.077(-0.12~2.36)	0.000(0.24~0.70)	0.487(-0.95~0.45)
F2	2.60	0.54	0.13	0.26(0.28)	0.000	0.000(1.45~3.75)	0.000(0.34~0.74)	0.702(-0.54~0.79)
F3	0.51	0.75	-0.09	0.31(0.32)	0.000	0.450(-0.83~1.85)	0.000(0.51~0.99)	0.734(-0.63~0.45)
F4	1.15	0.77	-0.09	0.48(0.50)	0.000	0.030(0.11~2.19)	0.000(0.60~0.94)	0.665(-0.48~0.31)
F5	1.58	0.52	0.18	0.28(0.30)	0.000	0.002(0.60~2.54)	0.000(0.35~0.70)	0.420(-0.26~0.63)
F6	1.02	-0.22	0.77	0.70(0.71)	0.000	0.003(0.37~1.66)	0.340(-0.68~0.23)	0.000(0.63~0.91)
F7	2.74	0.49	-0.32	0.16(0.18)	0.000	0.000(1.31~4.16)	0.000(0.25~0.72)	0.253(-0.86~0.23)
F8	1.41	0.71	-0.32	0.32(0.33)	0.000	0.047(0.02~2.80)	0.000(0.48~0.93)	0.229(-0.83~0.20)
F9	1.12	0.73	-0.22	0.52(0.53)	0.000	0.005(0.35~1.90)	0.000(0.56~0.89)	0.351(-0.69~0.25)
F10	1.07	0.66	-0.25	0.27(0.29)	0.000	0.075(-0.11~2.26)	0.000(0.44~0.88)	0.357(-0.79~0.29)
F11	-0.10	0.90	-0.26	0.42(0.43)	0.000	0.877(-1.31~1.12)	0.000(0.68~1.12)	0.321(-0.77~0.25)
F12	1.31	0.65	-0.27	0.19(0.21)	0.000	0.087(-0.20~2.82)	0.000(0.38~0.92)	0.322(-0.80~0.27)
F13	0.54	0.78	-0.10	0.43(0.44)	0.000	0.290(-0.47~1.54)	0.000(0.59~0.98)	0.661(-0.56~0.36)
F14	0.14	0.85	0.00	0.47(0.48)	0.000	0.787(-0.89~1.16)	0.000(0.66~1.04)	0.991(-0.45~0.45)
F15	0.58	0.82	-0.07	0.45(0.46)	0.000	0.259(-0.44~1.60)	0.000(0.62~1.01)	0.756(-0.52~0.38)
F16	0.98	0.68	-0.18	0.38(0.40)	0.000	0.040(0.05~1.91)	0.000(0.50~0.87)	0.440(-0.64~0.28)
F17	0.73	0.73	-0.17	0.50(0.51)	0.000	0.071(-0.06~1.52)	0.000(0.57~0.89)	0.403(-0.59~0.24)
F18	0.38	0.77	-0.07	0.52(0.53)	0.000	0.333(-0.39~1.15)	0.000(0.62~0.93)	0.740(-0.48~0.34)
F19	1.97	0.60	-0.50	0.22(0.24)	0.000	0.006(0.59~3.35)	0.000(0.35~0.85)	0.140(-1.16~0.17)
F20	0.92	0.69	-0.05	0.34(0.36)	0.000	0.053(-0.01~1.85)	0.000(0.48~0.90)	0.845(-0.60~0.49)
F21	1.20	0.53	0.02	0.22(0.24)	0.000	0.031(0.11~2.30)	0.000(0.32~0.75)	0.962(-0.62~0.65)
F22	0.50	0.75	0.05	0.58(0.60)	0.000	0.089(-0.08~1.08)	0.000(0.60~0.90)	0.810(-0.34~0.44)
F23	0.31	0.80	-0.04	0.48(0.49)	0.000	0.475(-0.54~1.15)	0.000(0.63~0.97)	0.859(-0.53~0.44)
F24	3.74	0.42	0.36	0.44(0.46)	0.000	0.000(3.01~4.48)	0.000(0.31~0.53)	0.005(0.11~0.61)
F25	0.56	0.77	-0.33	0.50(0.51)	0.000	0.180(-0.27~1.40)	0.000(0.60~0.95)	0.176(-0.82~0.15)
F26	0.51	0.70	0.11	0.43(0.45)	0.000	0.191(-0.26~1.27)	0.000(0.53~0.88)	0.617(-0.34~0.56)
F27	-0.32	0.96	0.07	0.55(0.57)	0.000	0.544(-1.35~0.71)	0.000(0.78~1.15)	0.745(-0.36~0.50)
F28	0.20	0.78	0.23	0.60(0.61)	0.000	0.552(-0.46~0.85)	0.000(0.64~0.92)	0.234(-0.15~0.60)
F29	1.85	0.62	-0.07	0.34(0.35)	0.000	0.001(0.80~2.91)	0.000(0.43~0.81)	0.774(-0.61~0.46)
F30	0.53	0.83	-0.07	0.72(0.73)	0.000	0.060(-0.02~1.07)	0.000(0.72~0.95)	0.676(-0.38~0.25)

(注 1) 有意 F は、F 分布で(回帰分散)/(残差分散)以上の値の起こる確率をいう。

(注 2) p 値は、絶対値で、(偏回帰係数を標準誤差で割った値)以上の値が起こる確率をいう。

(注 3) 区間推定の値は、母集団について推定した、回帰方程式の偏回帰係数の 95%信頼区間をあらわしている。

「表 6-2」の左より 2 列目から 4 列目までは、回帰方程式「 $Y=a+bX+cD$ 」における偏回帰係数を示している。表の左から 5 列目の括弧内の決定係数は、回帰方程式の当てはまりの精度をみる尺度であり、この数値が 0.25 以上の場合には当てはまりは「やや良い」(0.5 以上の場合に「良い」)と判断されるが、説明変数の数を増やすと増加するという欠点がある。そこで、これに加えて表の 5 列目の左側の数値、自由度調整済み決定係数でみると、その数値が 0.5 以上の場合には分析の精度が「良い」(0.8 以上の場合に「非常に良い」)と判断される。「表 6-2」の 5 列目ではこれらの基準に該当する数値には塗りつぶしをしており、これらの塗りつぶした評価要因は、いずれも有意水準 1%(有意 $F=0.000$)で回帰による変動は残差変動よりも大きいと判断できる。したがって、評価要因のうち、経営者報酬の報告利益への変動(F1)、前期の誤謬や不正の性質、原因や金額が重大(F7)、経営者による過度な利益計画の重視(F12)、多くの異論のある困難な会計上の問題(F19)、および会計基準に対する経理担当者の知識の程度の低さ(F21)の 5 つを除く 25 個の評価要因については、帰無仮説 H_0 が棄却され、対立仮説 H_1 が採択されることにより、回帰方程式全体の有効性が認められた。

次に、回帰方程式全体の有効性が認められた 25 個の評価要因について、偏回帰係数の有効性をみてみよう。「表 6-2」の右より 4 列目の変数 X にかかる p 値に注目すると、0.01 よりも小さく、推計された偏回帰係数が有意水準 0.01 で有意であることがわかる(ただし、評価要因 F6 を除く)。したがって、24 個の評価要因について、監査リスク評価における重要性の変量は契約リスク評価における重要性の変量を説明するのに役立つことが認められた。

さらに、ここでは監査事務所の規模の違いによって、つまりビッグ 4 とそれ以外の事務所との違いにより、個々の契約リスク評価の重要性はどのように異なって評価されるのかを検証している¹。「表 6-2」の一番右の列の監査事務所の規模の違いにかかる p 値のうち、

¹ ビッグ 4 の監査人を「1」、それ以外の監査人を「0」としたダミー変数を導入することにより、監査リスク評価の重要性の変数 X の効果を除去したもとで、ビッグ 4 以外の監査人の効果を 0 とした場合の契約リスク評価の変数 Y に対するビッグ 4 の監査人の相対効果を求めている。

□で囲った数値に注目されたい。□印に対応する評価要因 F6 および F24 では、これらの値がそれぞれ有意水準 1%、5%で有意となっている。これは、ビッグ 4 に属する監査人はそれ以外の監査人よりも、「監査修正を不本意ながら受け入れた経緯」(F6)については平均的に 0.77、「継続企業の前提に重要な疑義を生じる事情」(F24)については 0.36 だけ契約リスクの評価の重要性を高く評価していることを意味する(7 点法評価において)。一方で、その他の評価要因について、両者の評価に有意な差異は認められない。

第 5 節 監査リスク評価とリスク軽減策の利用の有無との間の関連性(分析その 3)

これまで個々の監査リスク評価要因についてみてきたが、次に、これらの個々の監査リスク評価要因と、もう 1 つの監査リスクの判断指標であるリスク軽減策との関連性について明らかにしたい。

そこで、仮説を次のように設定し検証する。

帰無仮説 H_0 : リスク軽減策を用いるか否かは、監査リスクに対する評価の違いによって異なる。

対立仮説 H_2 : リスク軽減策を用いるか否かは、監査リスクに対する評価の違いによって異なる。

調査票では、それぞれの監査リスク評価要因に対して、リスク軽減策を用いるか否かを尋ねているが、その判断は監査リスクに対する評価の高低の違いによって異なるのかどうかを検証したい。

ここでは、平均値の差の検定(t 検定)を行い、67 ページの「表 6-1」に示した各評価要因の平均値について、「リスク軽減策を用いると回答したグループ」と「リスク軽減策を用いないと回答したグループ」に有意な差があるのかどうかを各監査リスク評価要因ごとに分析し、その結果を 74 ページから 75 ページの「表 6-3」に示している。なお、平均値の差の検定を行う際には、事前に等分散検定(F 検定)を行い、上記 2 つのグループの母集団の母分散に差があるのかないのかを検定する必要がある。「表 6-3」の左より 2 列目から 5 列目は、その検定結果を示しており、それに基づき、母分散が異なる場合と同一母分散の場合

合に対して異なる計算方法により平均値の差の検定を行い、表の右より 6 列目から一番右の列にその検定結果を記述している。

〔表6-3〕 監査リスク評価とリスク軽減策の利用の有無との間の関連性

監査リスク評価要因	標本の F 値	有意水準 0.05 の F 値	生起確率	等分散検定結果	自由度	合成標準 偏差	標本の t 値	有意水準 0.05 の t 値	生起確率 (両側検定)	平均値の有意 な差(有→○)
F1 経営者報酬の報告利益への連動	2.0511	1.7371	0.0162	母分散が異なる	35.86	—	3.7063	2.0284	0.0007	○
F2 初めて監査を受ける企業あるいは前任監査人からの十分な情報 入手が困難	1.4826	2.3789	0.2308	同一母分散	76	1.5013	3.7439	1.9917	0.0004	○
F3 不安定で衰退傾向にある産業に属する	1.9584	1.9153	0.0444	母分散が異なる	12.78	—	1.4545	2.1641	0.1699	×
F4 経営者が統制手続を回避、無効にする動機となる要因の存在	8.9165	2.7146	0.0000	母分散が異なる	3.03	—	1.0858	3.1652	0.3564	×
F5 少数による経営上や財務上の決定事項の支配	2.5709	1.7576	0.0027	母分散が異なる	22.00	—	3.2480	2.0739	0.0037	○
F6 監査修正を不本意ながら受け入れた経緯あり	1.8010	1.9048	0.0663	同一母分散	54	1.2317	6.5093	2.0049	0.0000	○
F7 前期の既知あるいは見込まれる誤謬や不正の性質、原因や金額 が重大	1.3247	2.4830	0.2677	同一母分散	86	1.1413	2.0998	1.9879	0.0387	○
F8 重大かつ異常な関連当事者間取引の存在	1.1756	19.4839	0.5692	同一母分散	86	1.0824	2.7939	1.9879	0.0064	○
F9 経営陣の交替が早い	1.3683	1.7432	0.1747	同一母分散	71	1.2469	4.6130	1.9939	0.0000	○
F10 取引の承認に対する確立された有効な規定の欠如	1.7047	3.7210	0.2599	同一母分散	88	1.1580	2.6736	1.9873	0.0089	○
F11 電算処理システムの全般統制の有効性欠如	1.1127	2.3231	0.3599	同一母分散	89	1.1118	2.7765	1.9870	0.0067	○
F12 経営者による過度な利益計画の重視	1.2118	2.1248	0.3059	同一母分散	88	0.9793	1.4793	1.9873	0.1426	×
F13 内部への財務報告に誤謬の可能性あり	1.3188	1.8183	0.2162	同一母分散	82	1.0457	4.6439	1.9893	0.0000	○
F14 資産や会計記録を保護する有効な規定の欠如	1.2085	1.9188	0.2964	同一母分散	86	1.0398	4.6032	1.9879	0.0000	○
F15 取締役会の監督や監査役会(監査委員会)の監査機能の有効性欠 如	1.3037	2.2831	0.3088	同一母分散	84	1.0930	3.2878	1.9886	0.0015	○
F16 財務報告プロセスに従事する従業員間の職務の分掌や連携が 不適切	1.3193	1.9136	0.2299	同一母分散	89	1.0789	5.8792	1.9870	0.0000	○
F17 非現実的な目標の奨励など予算管理や予算編成が不適切	1.5075	1.7011	0.1014	同一母分散	79	1.1636	3.8099	1.9905	0.0003	○
F18 内部への財務報告における誤謬の発見、修正が遅い	1.7163	1.8600	0.0756	同一母分散	86	1.0809	6.0995	1.9879	0.0000	○
F19 多くの異論のある困難な会計上の問題の存在	3.4874	252.6431	0.4061	同一母分散	77	1.3144	0.9588	1.9913	0.3407	×

監査リスク評価要因(74 ページから続く)	標本の F 値	有意水準 0.05 の F 値	生起確率	等分散検定結果	自由度	合成標準 偏差	標本の t 値	有意水準 0.05 の t 値	生起確率 (両側検定)	平均値の有意 な差(有→○)
F20 不十分または変わりやすい収益性	1.7542	1.8516	0.0664	同一母分散	79	1.2391	2.7346	1.9905	0.0077	○
F21 会計基準に対する経理担当者の知識程度が低い	1.1252	2.4814	0.4444	同一母分散	78	1.3051	3.9466	1.9908	0.0002	○
F22 経済諸要素に対する業績の敏感性が高い	1.3822	1.7219	0.1628	同一母分散	77	1.1501	5.0921	1.9913	0.0000	○
F23 欠陥を報告する際の内部監査機能の有効性の欠如	1.0563	1.8168	0.4547	同一母分散	88	1.2265	5.2796	1.9873	0.0000	○
F24 継続企業の前提に重要な疑義を生じる事情あり	2.7461	2.7173	0.0483	母分散が異なる	3.11	—	1.1306	3.1263	0.3384	×
F25 経理担当者の交替が早い	1.2332	1.7143	0.2570	同一母分散	76	1.1007	6.5051	1.9917	0.0000	○
F26 不適切な予算差異分析	1.5380	1.7382	0.0996	同一母分散	81	1.1899	3.1680	1.9897	0.0022	○
F27 利益を増加させる会計方針の適用や有利な決算報告をする傾向	1.0482	2.1278	0.4048	同一母分散	86	1.0130	4.9916	1.9879	0.0000	○
F28 内部監査スタッフの職務、責務、報告ラインが不適切	1.3067	1.7453	0.2150	同一母分散	82	1.1237	6.0363	1.9893	0.0000	○
F29 経営陣が異例の事業リスクを受け入れるという評判	1.4181	1.8231	0.1658	同一母分散	80	1.2216	5.0572	1.9901	0.0000	○
F30 問題を明らかにする際の内部への財務報告の有効性の欠如	1.3723	1.8648	0.2025	同一母分散	83	1.1891	5.4425	1.9890	0.0000	○

(注 1) 有意水準は 5% である。

(注 2) 等分散検定では、帰無仮説「2 つの母集団の母分散は同じである。」を設定し、表中の(標本の F 値)が、(標本数-1)の自由度で有意水準 5% の F 値以下となる確率を F 分布表から求め、その生起確率が 0.05 以上の場合には仮説保留で同一母分散とし、生起確率が 0.05 未満の場合には仮説を棄却し母分散が異なるとしている

「表 6-3」の右から 2 列目では、帰無仮説 H_0 が正しいと仮定した場合の統計量である標本の t 値と、有意水準 5% および自由度²⁾により t 分布表から求めた t 値と比較し、

「(標本の t 値) $\leq$ (t 分布表の t 値)」となる確率つまり生起確率を求めている。この生起確率が 0.05 未満である評価要因については帰無仮説 H_0 を棄却し、対立仮説 H_2 を採択する。

すなわち、評価要因 F3, F4, F19, F24 を除くすべての評価要因について、リスク軽減策を用いるか否かは、監査リスクに対する評価の違いによって異なる。つまり、リスク軽減策を用いると回答したグループは、リスク軽減策を用いないと回答したグループよりも、その評価要因に対する重要性の評価の平均値が高く、その評価要因を重要であると認識していることが明らかとなった。

一方、仮説を保留した 5 つの評価要因、すなわち、不安定で衰退傾向にある産業に属する (F3)、経営者が統制手続を回避、無効にする動機となる要因の存在 (F4)、経営者による過度な利益計画の重視 (F12)、多くの異論のある困難な会計上の問題の存在 (F19)、および継続企業の前提にかかる問題 (F24) はすべて、67 ページの「表 6-1」において推定した母集団の平均信頼限界値が高く、監査リスクの評価において重要な評価要因であると認識された要因である。これらの 5 つの評価要因については、リスク軽減策を用いないと回答した監査人は、極めて少数であり、かつその評価要因に対する重要性を高く評価している。したがって、これらの 5 つの評価要因に対して、リスク軽減策を用いないと回答した少数の回答者は、これらの要因が存在するときにはリスク軽減策を用いずにそのリスクを回避している可能性がある。

第 6 節 監査リスク評価要因とリスク軽減策との間の関連性(分析その 4)

上記では、個々の監査リスク評価要因に対して、監査人がリスク軽減策を用いるのか否かを示したが、この節では、それぞれの監査リスク評価要因に対して用いられるリスク軽

²⁾ 2 つのグループを X, Y とすると、自由度は、同一母分散の場合は (X の標本数 + Y の標本数 - 2) であり、母分散が異なる場合は $p = (X \text{ の不偏分散} / (Y \text{ の標本数})) \div \{(X \text{ の不偏分散} / (X \text{ の標本数})) + (X \text{ の不偏分散} / (X \text{ の標本数}))\}$ 、 $q = 1 - p$ としたときに、自由度の逆数 $= p^2 / (X \text{ の標本数} - 1) + q^2 / (Y \text{ の標本数} - 1)$ となる自由度をいう。

減策に偏りがあるのか否かを示す。そこで、次のような仮説を設定し、一様分布の χ^2 乗検定を用いて仮説検定を行う。

帰無仮説 H_0 : 監査リスク評価要因に対して用いられるリスク軽減策は、特定のリスク軽減策ではなく、様々であると認識されている。

対立仮説 H_1 : 監査リスク評価要因に対して用いられるリスク軽減策は、特定のリスク軽減策であると認識されている。

調査票では、それぞれの監査リスク評価要因に対してリスク軽減策を用いると回答した監査人に対して、6つのリスク軽減策、すなわち、

- (a) テストの強化
- (b) 監査報酬増加の要請
- (c) 一般に認められた監査基準にしたがって監査が実施されていることを保証するために、
どの程度の監査証拠を収集する必要があるのかについての計画
- (d) 高い経験水準や専門的知識をもつ監査人の割当て
- (e) クライアントについて情報量の増加
- (f) 審査パートナーによる追加的なレビューの実施

のうちのいずれを最も重視するのかを質問している。そこで、その回答結果から帰無仮説 H_0 が正しいとした場合の統計量を計算し、標本の統計量が、(標本数-1)である自由度、有意水準 5%の χ^2 乗分布表の統計量以下となる事象が起こる確率を求めた。結果、その確率はすべての要因について 0.0000(要因 F6 については 0.0368)であり、0.05 未満であることから帰無仮説 H_0 を棄却し対立仮説 H_1 を採択した。したがって、それぞれの監査リスク評価要因に用いられる、最も重要なリスク軽減策の選択には方向性があることが明らかとなった。

次ページの「表 6-4」は各監査リスク評価要因に対して、最も重要であると認識されているリスク軽減策を示しまとめている。

〔表 6-4〕 監査リスク評価要因と用いられるリスク軽減策

重視されるリスク軽減策	該当する評価要因
高い経験水準や専門的知識をもつ監査人の割当て テストの強化	F15 取締役会の監督や監査役会(監査委員会)の監査機能の有効性欠如 F27 利益を増加させる会計方針の適用や有利な決算報告をする傾向
高い経験水準や専門的知識をもつ監査人の割当て 審査パートナーによる追加的なレビューの実施	F19 多くの異論のある困難な会計上の問題の存在 F24 継続企業の前提に重要な疑義を生じる事情あり
クライアントについての情報量の増加	F2 初めて監査を受ける企業あるいは前任監査人からの十分な情報入手が困難 F3 不安定で衰退傾向にある産業に属する F9 経営陣の交替が早い F20 不十分または変わりやすい収益性 F22 経済諸要素に対する業績の敏感性が高い F29 経営陣が異例の事業リスクを受け入れるという評判
テストの拡大	上記以外の評価要因

「表 6-4」から、次のことがいえる。

- (1) 取締役会や監査委員会、会計方針の選択などの内部要因から生じ、専門的知識を要する事業体レベルの評価要因に対しては、テストの強化と並んで特別な知識をもつ監査人を割当てるという認識がある。
- (2) 調査票では繰延税金資産の実現可能性の問題を例示しているが、多くの異論のある困難な会計上の問題や、ゴーイング・コンサーン問題がある場合には、監査人の専門的知識の必要性に加えて、他の評価要因にはほとんど回答されていなかった「審査パートナーの追加的なレビューの実施」が重要であると認識されていることが特徴的である。
- (3) 企業経営に影響を与える経済的外部要因や、経営者がリスクの増大をもたらしうる内部要因などの事業体レベルの評価要因に対しては、クライアントについての様々な情報を入手するという認識がある。
- (4) 上記以外の評価要因、例えば誤謬や不正に関する要因には、実証性テストを中心に行ったり、テストの時期を期末に集中する、あるいはサンプル・サイズを拡大するなどのテストを強化することにより対応するという認識がある。

これらの結果から、わが国の監査人は、一般に認められた監査基準にしたがって監査が実施されていることを保証するために、どの程度の監査証拠を収集する必要があるのかについての計画を行ったり、あるいは監査報酬増加の要請を行うことについては、リスク軽

減策として認識していない可能性がある。また、アメリカの先行研究で主張されたように、誤謬に関するリスクには専門的知識を有する監査人を割当て、テストを強化し(Johnstone 2001a, 2001b)、不正に関するリスクには、専門的知識を有する監査人を割当てる他に、審査パートナーの追加的なレビューを行い(Johnstone and Bedard 2001a, 2001b)、監査報酬の増加を要請する(Johnstone and Bedard 2001b)という認識をわが国の監査人はもっていない。つまり、誤謬に関するリスクにも不正に関するリスクにもテストの強化により対処し、不正に関するリスクに対しても審査パートナーの追加的なレビューは考慮していない可能性がある。

第7節 要約

本章では、わが国の監査人が契約リスクの評価をどのように行っているのかについて調査した結果を用いて、契約構成リスクとしての監査リスクの判断指標である、個々の監査リスク評価要因およびリスク軽減策についての監査人の認識を統計的に分析した。その結果、次の事項が確認された。

- (1) 先行研究や監査基準において重要であると主張されている監査リスクの評価要因について、わが国の監査人はそれらの多くを重要な監査リスクの評価要因であると認識している。
- (2) これらの監査リスク評価要因の多くに関して、監査リスク評価におけるその評価要因の重要性は、契約リスク評価におけるそれらに影響を与えることが認められた。さらに、監査リスク評価の契約リスク評価に与える影響度を除去したもとの、監査事務所の規模の違いによって個々の評価要因についての契約リスク評価の重要性の評価には違いがあるのかどうか検証した結果、30 個のうち 2 個の評価要因を除いて、両者の評価に有意な差異は認められなかった。
- (3) 監査リスク評価要因について、それが重要な評価要因であると認識されている場合には、そうでない場合と比較してリスク軽減策が用いられる。なお、この議論が当てはまらなかった 5 個の評価要因については、監査人が相当程度に重要であると認識した評価要因

であり、これらの5つの評価要因にリスク軽減策を用いないと回答した極めて少数の監査人は、それらの評価要因を相当程度に重要であると回答しているという理由により、リスク回避を選択する可能性がある。

(4) それぞれの監査リスク評価要因にリスク軽減策を用いる場合に、特定のリスク軽減策を用いるという認識があるのかどうかを考察した。その結果、各評価要因に対して監査人が選択する、最も重要なリスク軽減策の選択方法には方向性があることが確認された。

第 7 章 監査リスクの判断指標の数学的分析に基づく契約リスク評価モデルの構築

第 1 節 はじめに

前章では、監査リスクの判断指標としてアンケート調査票に提示した個々の評価要因に対する個別の分析を行った。そのなかで、監査人は、先行研究から抽出し調査票に示した監査リスク評価要因の多くを、実際にも重要な監査リスク評価要因であると認識し、それらは契約リスク評価に影響を与えるものであるという見解をもつことを示した。

本章では、監査人がこれらの個々の監査リスク評価要因に対する判断をどのように総合的に統合して契約リスクの評価を行うのかを数式によりあらわす試みを行う。すなわち、数量化の方法を用いて、これまで描象的に想定していた契約リスク評価という概念を数量的に表す数式を導き、それぞれの監査リスク評価要因に対する監査人の評価の変量の分布から共通要因とみられる契約リスクの判断指標を見いだす。

以下、次節ではその分析の手法を構成する数理について説明し、第 3 節および第 4 節では分析結果を示しながら、契約リスク評価のモデル式を導出し、その数式から契約リスクの判断指標を抽出する。さらに、第 5 節では、それらの判断指標による監査人の判断形成を分析したうえで、当該判断形成の相違は監査人が有する属性の違いによって異なるのかどうかについての検討を加える。そして、見いだした判断指標とモデル式を、どのように契約リスク評価モデルとして一般化し用いることができるのかを説明する。

第 2 節 主成分分析の数理

この章で用いる分析手法は、主成分分析である。主成分分析とは、計測した多次元のデータ行列から類似したパターンを示す指標を、基礎データの分布を代表する主成分つまり少数の総合指標に組みなおす手法である。この手法を用いることにより、数あるデータの中から特徴をあらわす数学的な指標を識別できる。

この手法を用いる意義は、契約リスク評価という外的基準がなく直接的に測定できない

概念を間接的に数量化によって定めることができることにある。すなわち、この数量化の方法により、抽象的に想定していた契約リスク評価という概念を数量的に表現する数式を導出できる。

主成分分析を適用することによって期待される効果は、次の2点に集約される。

- (1) 監査リスク評価要因相互の関係から導出した新たな判断指標の重要度によって、契約リスク評価の判断レベルを解明することができる。
- (2) 導出した新たな判断指標によって、個々の監査人の判断形成を数値評価できる。

以下、主成分分析の概略数理を説明しよう。

そこで、契約リスクの評価を Z とおくと、調査対象とした監査リスク評価要因は 30 個あるので、理論的には主成分は 30 個抽出でき、 Z の情報量は 30 個の主成分($Z_1 \sim Z_{30}$)からなる情報量として次式(i)のようにあらわすことができる。

$$(Z \text{ の情報量}) = (Z_1 \text{ の情報量}) + (Z_2 \text{ の情報量}) + (Z_3 \text{ の情報量}) + \cdots + (Z_{30} \text{ の情報量}) \quad (i)$$

ここで、第 1 主成分 Z_1 とは、「監査リスク評価要因に対する評価データの分布においてそれが最も広がった方向を定める基準によって求めた軸(第 1 軸)」上の位置として決まる値であり、第 2 主成分 Z_2 は、「第 1 軸に直交する部分空間における分布をみて、その部分空間での分布が最も広がった方向を定める基準によって求めた軸(第 2 軸)」上の値をいい、第 3 主成分は、「第 1 軸および第 2 軸に直交するという条件をつけて、同様に定めた基準によって求めた軸(第 3 軸)」上の値である(以下同様に定める)。したがって、

「(第 1 主成分の分散) > (第 2 主成分の分散) > $\cdots$ > (第 30 主成分の分散)」となり、30 個の主成分はすべて相関関係がない。

理論上は、契約リスク評価 Z は、30 個の主成分であらわされるが、通常は多くの情報をもつもの、すなわち分散の大きいものだけを採用し情報の集約をはかる。つまり、ここでは 30 次元線形部分空間での監査リスク評価要因の変量の分布を H ($H < 30$) 次元線形部分空間での分布に近似し情報を集約する。契約リスク評価時における監査リスク評価を 30 個の各評価要因について X_1 から X_{30} とおくと、例えば、第 1 主成分を求める数式は次式のような線形結合、

$$Z_1 = a_1 X_1 + a_2 X_2 + a_3 X_3 + \cdots + a_{30} X_{30} \quad (\text{ii})$$

とあらわされる。これは、監査人の評価した数値の平均値である($\overline{X}_1, \overline{X}_2, \overline{X}_3, \dots, \overline{X}_{30}$)を通り、固有ベクトル($a_1, a_2, a_3, \dots, a_{30}$)に平行な直線を意味する。制約条件は、 $\sqrt{a_1^2 + a_2^2 + a_3^2 + \cdots + a_{30}^2} = 1$ である。以下その他の主成分についても同様であり、主成分はすべて固有ベクトルの一次結合として一意的にあらわされ、かつ、すべての固有ベクトルは互いに直交する。

つまり、ここでの分析は、契約リスク評価 Z を主成分を用いて数量化することが目的であるので、以下では、主成分の分散(固有値)を基準として、適用する主成分の数を決定し、それらの主成分の固有ベクトル(係数)を算出した結果を示しながら、分析結果を説明する。

第3節 監査リスク評価要因の変量間の相関関係

主成分分析においては、変量の相互関係に関する情報を相関係数の形で計測し、それらの情報をまとめた相関係数行列の構造を考察する形で組み立てられている。これは、概念の諸側面に共通する計測単位はないのが普通であるから、相対尺度による指標を誘導することを目的としている。これらの相関行列を表示したものが、次ページの「表 7-1」である。

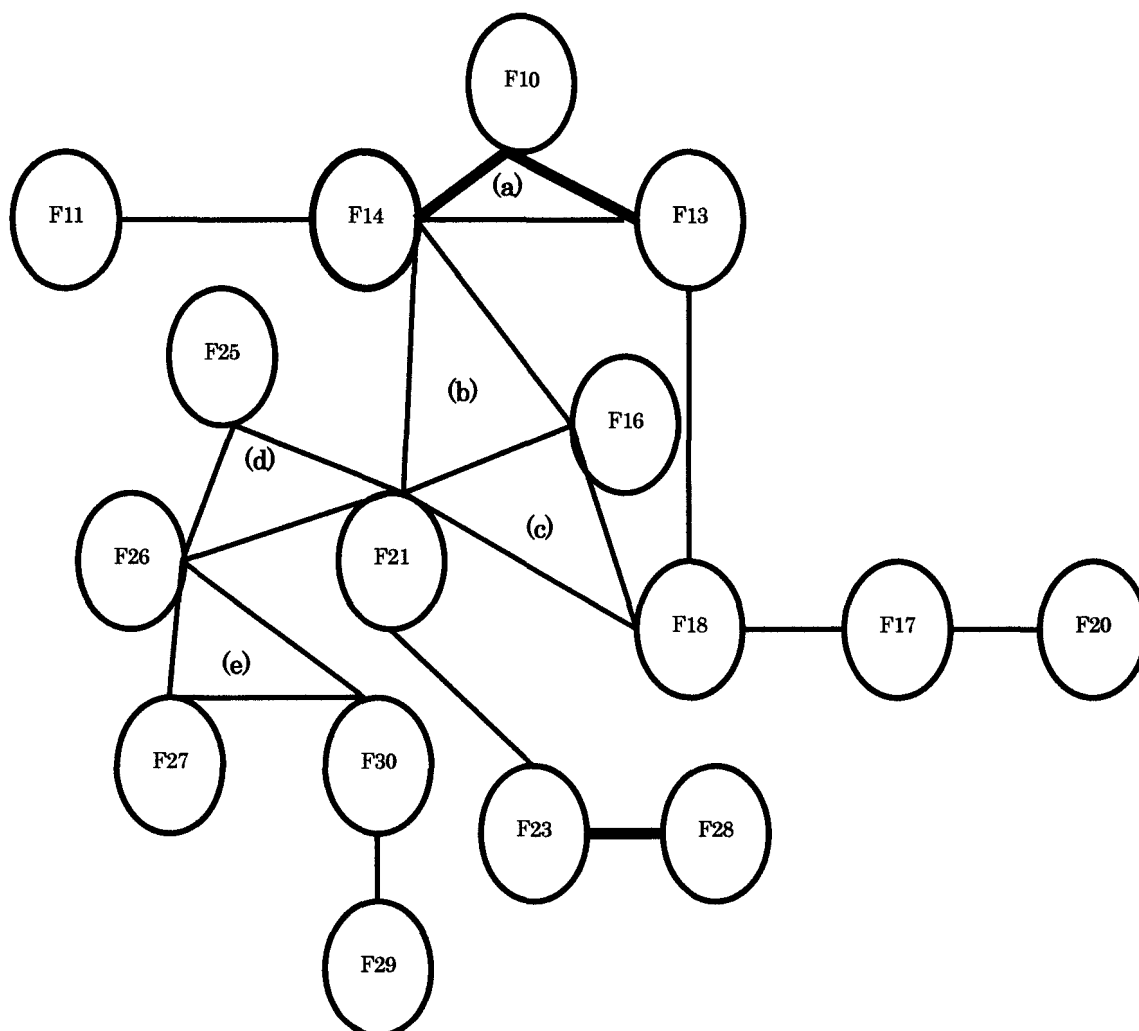
〔表 7-1〕 監査リスク評価要因の相関係数行列

	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F10	F11	F12	F13	F14	F15	F16	F17	F18	F19	F20	F21	F22	F23	F24	F25	F26	F27	F28	F29	F30	横計	
F1	1.000	-0.032	0.383	0.210	0.081	0.244	-0.130	-0.014	0.238	-0.075	0.100	0.481	0.084	-0.008	0.221	0.103	0.285	0.152	0.093	0.443	-0.016	0.018	0.136	0.222	0.162	-0.106	-0.122	0.104	-0.016	0.037	4.279	
F2	-0.032	1.000	0.001	-0.035	0.119	0.110	0.213	0.149	0.134	-0.007	-0.150	-0.090	-0.030	0.069	0.150	0.042	-0.049	-0.005	-0.026	-0.313	0.029	-0.245	0.172	0.107	0.118	0.030	0.022	-0.023	-0.179	-0.032	1.249	
F3	0.383	0.001	1.000	0.414	0.244	0.156	0.077	0.249	0.358	0.136	0.045	0.440	0.254	0.122	0.387	0.206	0.384	0.358	0.192	0.448	0.150	0.301	0.332	0.367	0.147	0.137	0.089	0.362	0.297	0.221	8.267	
F4	0.210	-0.035	0.414	1.000	0.337	0.228	-0.087	0.193	0.365	0.027	0.278	0.427	0.130	0.030	0.130	0.071	0.103	0.235	0.154	0.235	0.025	0.090	0.283	0.062	0.142	0.033	0.062	0.385	0.317	0.138	5.983	
F5	0.081	0.119	0.244	0.337	1.000	0.260	0.088	0.120	0.498	0.297	0.210	0.475	0.262	0.199	0.299	0.265	0.368	0.457	0.169	0.239	0.299	0.273	0.259	0.100	0.324	0.331	0.077	0.210	0.437	0.252	8.550	
F6	0.244	0.110	0.156	0.228	0.260	1.000	0.485	0.373	0.245	0.203	0.120	0.072	0.292	0.192	0.121	0.206	0.097	0.201	0.529	0.136	0.387	0.212	0.391	0.192	0.405	0.229	0.289	0.320	0.061	0.274	8.028	
F7	-0.130	0.213	0.077	-0.087	0.088	0.485	1.000	0.495	-0.038	0.270	-0.050	-0.139	0.292	0.150	0.117	0.096	-0.024	0.106	0.407	-0.139	0.333	-0.085	0.213	-0.022	0.177	0.146	0.310	0.098	0.019	0.202	7.582	
F8	-0.014	0.149	0.249	0.193	0.120	0.373	0.495	1.000	0.107	0.235	0.001	0.105	0.223	0.299	0.363	0.132	0.181	0.199	0.622	0.067	0.269	0.067	0.397	-0.043	0.270	0.255	0.475	0.228	0.268	0.401	7.667	
F9	0.238	0.134	0.358	0.365	0.498	0.245	-0.038	0.107	1.000	0.019	-0.023	0.495	-0.045	0.038	0.397	0.226	0.174	0.269	0.184	0.257	0.184	0.430	0.300	0.089	0.432	0.236	0.050	0.128	0.324	0.171	7.241	
F10	-0.075	-0.007	0.136	0.027	0.297	0.203	0.270	0.235	0.019	1.000	0.510	0.242	0.738	0.694	0.344	0.538	0.183	0.504	0.247	0.124	0.535	0.120	0.594	0.076	0.429	0.435	0.282	0.492	0.288	0.559	9.978	
F11	0.100	-0.150	0.045	0.278	0.210	0.120	-0.050	0.001	-0.023	0.510	1.000	0.336	0.465	0.610	0.426	0.524	0.331	0.557	0.075	0.159	0.315	0.101	0.407	0.191	0.161	0.243	0.230	-0.087	0.337	0.044	0.159	7.211
F12	0.481	-0.090	0.440	0.427	0.475	0.072	-0.139	0.105	0.495	0.242	0.336	1.000	0.247	0.279	0.423	0.376	0.434	0.446	0.181	0.409	0.220	0.183	0.281	0.297	0.270	0.300	0.055	0.376	0.425	0.390	9.437	
F13	0.084	-0.030	0.254	0.130	0.262	0.292	0.292	0.223	-0.045	0.738	0.465	0.247	1.000	0.641	0.322	0.524	0.308	0.595	0.286	0.327	0.328	0.513	0.174	0.506	0.229	0.437	0.441	0.319	0.492	0.292	0.544	10.903
F14	-0.008	0.089	0.122	0.030	0.199	0.192	0.150	0.299	0.038	0.894	0.610	0.279	0.641	1.000	0.426	0.658	0.380	0.590	0.286	0.184	0.649	0.248	0.248	0.520	0.374	0.411	0.390	0.455	0.225	0.548	11.207	
F15	0.221	0.150	0.387	0.130	0.299	0.121	0.117	0.363	0.397	0.344	0.242	0.423	0.322	0.426	1.000	0.368	0.556	0.538	0.157	0.445	0.435	0.378	0.504	0.139	0.352	0.397	0.254	0.252	0.455	0.527	10.699	
F16	0.103	0.042	0.206	0.071	0.265	0.206	0.096	0.132	0.226	0.538	0.524	0.376	0.524	0.658	0.368	1.000	0.342	0.595	0.350	0.234	0.640	0.190	0.553	0.309	0.388	0.371	0.172	0.578	0.080	0.265	10.404	
F17	0.285	-0.049	0.384	0.103	0.368	0.097	-0.024	0.181	0.174	0.183	0.331	0.434	0.308	0.380	0.556	0.342	1.000	0.683	0.146	0.597	0.448	0.365	0.332	0.264	0.240	0.399	0.152	0.241	0.420	0.399	9.741	
F18	0.152	-0.005	0.358	0.235	0.457	0.201	0.106	0.199	0.269	0.504	0.557	0.446	0.595	0.590	0.538	0.595	0.683	1.000	0.266	0.497	0.642	0.429	0.554	0.236	0.503	0.578	0.260	0.532	0.385	0.506	12.868	
F19	0.093	-0.026	0.192	0.154	0.169	0.529	0.407	0.622	0.184	0.247	0.075	0.181	0.327	0.286	0.157	0.350	0.146	0.266	1.000	0.209	0.298	0.143	0.471	0.191	0.370	0.380	0.470	0.316	0.203	0.320	8.792	
F20	0.443	-0.313	0.448	0.235	0.239	0.136	-0.139	0.067	0.257	0.124	0.159	0.409	0.328	0.184	0.445	0.234	0.597	0.497	0.209	1.000	0.298	0.506	0.293	0.138	0.288	0.219	0.115	0.361	0.458	0.339	12.572	
F21	-0.016	0.029	0.150	0.025	0.299	0.387	0.333	0.269	0.184	0.535	0.315	0.220	0.513	0.649	0.435	0.640	0.448	0.642	0.359	0.298	1.000	0.475	0.629	0.196	0.640	0.651	0.505	0.585	0.284	0.569	12.249	
F22	0.018	-0.245	0.301	0.090	0.273	0.212	-0.085	0.067	0.430	0.120	0.101	0.183	0.174	0.248	0.378	0.190	0.365	0.429	0.143	0.506	0.475	1.000	0.302	0.099	0.472	0.450	0.226	0.295	0.377	0.323	7.916	
F23	0.136	0.172	0.332	0.283	0.259	0.391	0.213	0.397	0.300	0.534	0.407	0.281	0.506	0.520	0.504	0.553	0.332	0.554	0.471	0.293	0.929	0.475	1.000	0.302	0.099	0.472	0.450	0.226	0.295	0.377	0.323	7.916
F24	0.222	0.107	0.367	0.062	0.100	0.192	-0.022	-0.043	0.089	0.076	0.191	0.297	0.229	0.374	0.139	0.309	0.264	0.236	0.191	0.138	0.196	0.099	0.082	1.000	0.115	1.000	0.635	0.495	0.430	0.286	0.466	11.972
F25	0.162	0.118	0.147	0.142	0.324	0.405	0.177	0.270	0.432	0.429	0.161	0.270	0.437	0.411	0.352	0.388	0.240	0.503	0.370	0.288	0.940	0.472	1.000	0.062	0.451	0.486	0.271	0.700	0.180	0.452	11.972	
F26	-0.106	0.030	0.137	0.033	0.331	0.229	0.146	0.255	0.236	0.435	0.243	0.300	0.441	0.547	0.397	0.371	0.399	0.578	0.380	0.219	0.651	0.450	0.486	1.000	0.129	1.000	0.635	0.495	0.430	0.286	0.466	11.016
F27	-0.122	0.022	0.099	0.062	0.077	0.289	0.310	0.475	0.050	0.282	-0.087	0.055	0.319	0.390	0.254	0.172	0.152	0.260	0.470	0.115	0.505	0.226	0.271	0.314	0.495	0.616	1.000	0.616	1.000	0.342	0.466	11.128
F28	0.104	-0.023	0.362	0.385	0.210	0.320	0.098	0.228	0.128	0.492	0.337	0.376	0.492	0.455	0.252	0.578	0.241	0.532	0.316	0.361	0.585	0.295	0.700	0.156	0.430	0.521	0.342	1.000	0.250	0.454	10.980	
F29	-0.016	-0.179	0.297	0.317	0.437	0.061	0.019	0.268	0.324	0.288	0.044	0.425	0.292	0.225	0.455	0.080	0.420	0.385	0.203	0.458	0.284	0.377	0.180	0.199	0.466	0.399	0.466	0.250	1.000	0.612	8.856	
F30	0.037	-0.032	0.221	0.138	0.252	0.274	0.202	0.401	0.171	0.559	0.159	0.390	0.544	0.548	0.527	0.265	0.399	0.506	0.320	0.339	0.569	0.323	0.452	0.205	0.466	0.639	0.615	0.454	0.612	1.000	11.556	

(注) 小数点第3位を四捨五入した数値が0.50以上のものについては塗りつぶして表示している。

「表 7-1」において、相関係数が 0.5 以上のものは太字で表示してあるが、それぞれの監査リスク評価要因間の関係を観察するために、次の「図 7-1」では、さらに相関係数が 0.6 以上の評価要因をとりだし、それらの関係を図示している。

〔図 7-1〕 相関関係の情報集約



(注) 評価要因間の相関関数が 0.7 以上のものは太線で結んでいる。

「図 7-1」において三角形を形成している評価要因に注目すると、次の 5 つが、共通性をもつ評価要因の組み合わせであるといえる。すなわち、

- (a) 取引の承認に対する確立された有効な規定の欠如(F10)、内部への財務報告に誤謬の可能性(F13)、および資産や会計記録を保護する有効な規定の欠如(F14)
- (b) 資産や会計記録を保護するための有効な規定の欠如(F14)、財務報告プロセスに従事する従業員間の職務の分掌や連携の不適切性(F16)、および会計基準に対する経理担当者の知

識程度の低さ(F21)

(c) 財務報告プロセスに従事する従業員間の職務の分掌や連携の不適切性(F16)、内部への財務報告における誤謬の発見、修正の遅さ(F18)、および会計基準に対する経理担当者の知識程度の低さ(F21)

(d) 会計基準に対する経理担当者の知識程度の低さ(F21)、経理担当者の交替の早さ(F25)、および不適切な予算差異分析(F26)

(e) 不適切な予算差異分析(F26)、利益を増加させる会計方針の適用や有利な決算報告をする傾向(F27)、および問題を明らかにする際の内部への財務報告の有効性の欠如(F30)である。

このように、評価要因の類似度の高さを測る指標である相関係数を用い、当該数値の高い評価要因の対を選び、グループ化した。結果から、上記5グループの共通特性は次のようにいうことができるだろう。

(a)は、誤謬を原因とする不正な財務報告につながる誘因と、取引・会計記録や資産の保全についての規定とのつながり、(b)は、財務報告プロセスに関する組織構造、権限や責任の割当てと、それに関する規定の存在、およびその職務の遂行能力とのつながり、(c)は、誤謬への組織的対応能力についてのつながり、(d)は、経理担当者に着目した特性のつながり、(e)は不正の誘因となりうるような財務報告、および利益計画の行い方など企業経営においてなされる重要な意思決定についてのつながりをあらわしているといえる。

さらに、これらの評価要因のつながりの中心となっているものは、F14、F16、F21、およびF26であるといえる。つまり、適切な財務報告プロセス、会計基準に対する十分な知識、利益管理のあり方、および資産保全の財務諸表への適切な反映という観点で、契約リスク評価の重要な判断基準となっている可能性が示唆される。したがって、これらの評価要因が(a)から(e)のグループをリンクさせて契約リスクの評価が行われていることが分かる。ただ、5つのグループのどれが重要な判断基準となっているのかは、相関関係の考察からは明らかではない。また、上記(a)から(e)にあげた評価要因以外で「図7-1」に示した評価要因は、これらのグループとは異なった側面から契約リスクを評価していることが示

唆される。

以下では、これらの点を明らかにし、ここで検討した監査リスク評価要因が有する類似度がどのような観点から少数の総合指標に組みなおされるのかを考察する。

第4節 主成分と監査リスク評価要因との相関関係

次の「表 7-2」および次ページの「表 7-3」は、「表 7-1」に示した相関係数行列の固有値および固有ベクトルを求めた結果から、それぞれ、主成分の寄与度および、主成分と監査リスク評価要因との相関を示している¹。

〔表 7-2〕 主成分の寄与度

主成分	固有値	寄与率(%)	累積寄与率(%)
第1主成分	9.74	32.45	32.45
第2主成分	3.08	10.26	42.71
第3主成分	2.35	7.83	50.54
第4主成分	1.91	6.35	56.89
第5主成分	1.46	4.87	61.76
第6主成分	1.34	4.46	66.23
第7主成分	1.29	4.31	70.54
第8主成分	1.16	3.88	74.42

「表 7-2」では、カイザー基準により固有値が 1 以上の主成分をとりあげているが、これは、抽出された主成分がもとの変数(監査リスク評価要因)のもつ情報の平均と少なくとも同じだけの情報をもつことを意味する。

「表 7-2」の右から 2 列目に示している主成分の寄与率は、契約リスク評価の情報全体に占める、その主成分の情報量の割合をあらわしている。表から、第 1 主成分は、契約リスク評価の 32.45%を説明する変数を意味しており、8 つの主成分を合わせると、監査人が契約リスク評価をいかに行うかという情報の 74.42%を説明できることを意味している。逆に、この 8 つの主成分で説明できない情報は 25.58%あるが、その部分は各監査人に特有の評価であるとしてここでは情報のロスを容認できるものと考えられ、したがって、これら 8 つの主成分で契約リスク評価を近似できることになる。

¹ つまり、「表 7-1」の行列を A とおくと、 $Ax = \lambda x$ となる固有方程式 $|A - \lambda I| = 0$ を解いている。A は固有ベクトル、 λ は固有値である。

そこで、次の「表 7-3」により、これらの 8 つの主成分と監査リスク評価要因との関係
をみてみよう。

〔表 7-3〕 主成分と監査リスク評価要因との相関

	第1主成分	第2主成分	第3主成分	第4主成分	第5主成分	第6主成分	第7主成分	第8主成分
F1	0.065	0.305	0.054	-0.297	-0.220	0.034	-0.288	-0.046
F2	0.004	-0.138	0.126	-0.268	0.377	0.498	-0.063	-0.014
F3	0.147	0.255	0.149	-0.168	-0.206	0.099	-0.008	-0.035
F4	0.102	0.228	0.134	-0.247	-0.010	-0.231	0.429	0.192
F5	0.160	0.156	0.085	-0.047	0.345	0.068	0.250	0.046
F6	0.142	-0.129	0.262	-0.285	-0.036	-0.206	-0.197	0.065
F7	0.080	-0.329	0.235	-0.176	-0.072	0.072	0.017	-0.249
F8	0.141	-0.192	0.329	-0.103	-0.172	0.060	0.190	-0.279
F9	0.127	0.253	0.262	-0.072	0.427	-0.018	-0.031	0.104
F10	0.210	-0.195	-0.234	-0.027	0.017	-0.005	0.243	-0.044
F11	0.151	0.025	-0.419	-0.188	-0.008	-0.085	0.148	-0.010
F12	0.178	0.313	-0.013	-0.113	-0.004	0.109	0.179	0.157
F13	0.223	-0.134	-0.192	-0.058	-0.170	-0.014	0.104	-0.027
F14	0.232	-0.161	-0.265	-0.004	-0.035	0.162	-0.009	0.073
F15	0.208	0.115	0.048	0.074	0.080	0.296	-0.007	-0.369
F16	0.213	-0.053	-0.261	-0.190	0.088	0.000	-0.150	0.075
F17	0.193	0.206	-0.076	0.121	-0.102	0.228	-0.141	-0.298
F18	0.261	0.074	-0.165	0.027	0.065	0.035	-0.029	-0.131
F19	0.166	-0.167	0.262	-0.162	-0.210	-0.158	-0.064	0.037
F20	0.170	0.301	0.014	0.133	-0.241	-0.167	-0.173	-0.223
F21	0.253	-0.159	-0.061	0.091	0.119	-0.069	-0.223	-0.014
F22	0.163	0.145	0.078	0.308	0.157	-0.267	-0.283	-0.030
F23	0.238	-0.079	-0.020	-0.200	0.109	-0.149	-0.012	-0.169
F24	0.106	0.073	-0.039	-0.092	-0.268	0.401	-0.248	0.534
F25	0.218	-0.072	0.115	0.070	0.248	-0.134	-0.209	0.148
F26	0.231	-0.122	0.019	0.256	0.154	-0.020	-0.044	0.139
F27	0.170	-0.229	0.239	0.252	-0.179	0.090	-0.009	0.296
F28	0.223	-0.034	-0.080	-0.111	-0.033	-0.284	0.047	0.143
F29	0.175	0.143	0.170	0.335	-0.104	0.104	0.349	0.074
F30	0.235	-0.080	0.073	0.239	-0.126	0.120	0.167	0.029

「表 7-3」では、それぞれの主成分が、30 個の監査リスク評価要因の線形結合、つまり
固有ベクトルとして表されている。例えば、表の左から 2 列目の第 1 主成分 Z_1 は、次ペー
ジに示す数式(iii)により固有ベクトルとしてあらわすことができる。

$$\begin{aligned}
Z_1 = & 0.065X_1 + 0.004X_2 + 0.147X_3 + 0.102X_4 + 0.160X_5 + 0.142X_6 + 0.080X_7 + 0.141X_8 \\
& + 0.127X_9 + 0.210X_{10} + 0.151X_{11} + 0.178X_{12} + 0.223X_{13} + 0.232X_{14} + 0.208X_{15} \\
& + 0.213X_{16} + 0.193X_{17} + 0.261X_{18} + 0.166X_{19} + 0.170X_{20} + 0.253X_{21} + 0.163X_{22} \\
& + 0.238X_{23} + 0.106X_{24} + 0.218X_{25} + 0.231X_{26} + 0.170X_{27} + 0.223X_{28} + 0.175X_{29} \\
& + 0.235X_{30} \quad \quad \quad (iii)
\end{aligned}$$

以下、第2主成分から第8主成分まで「表7-3」の固有ベクトルにより Z_2 から Z_8 は上記の数式(iii)と同様にあらわすことができる。すなわち、 Z_1 から Z_8 は主成分得点を求める数式であり、この数式に、個々の監査人が行った監査リスク評価要因に対する評価の値(7点法による)、平均値および標準偏差から算出した基準値を代入すると、それぞれの監査人の主成分得点が算出できる。なお、主成分得点の平均値は0となるように数式を設定しているので、求めた数値を0と比較することによりその相対評価が可能となるが、この点については後述することにする。

ここでは、それぞれの主成分がどのような意味をもつ指標であるのかを説明する。「表7-3」では、固有ベクトル、つまり各主成分と監査リスク評価要因との相関係数のうち、その数値の絶対値がそれぞれの主成分のなかで相対的に大きい値をとるものを、監査リスク評価要因がどの主成分において重視されるのかに注意しながら、塗りつぶして示している。なお、各主成分の符号は、価値判断を意味せず、1つの尺度つまり判断レベルの一方、他方ということを意味しているので、正負は入れかえてもさしつかえないものである。

それでは、塗りつぶして示した数値に基づいて、「表7-3」にあらわされる主成分に対してラベリングをしてみよう。すなわち、「表7-3」で塗りつぶして示したそれぞれの監査リスク評価要因がどの主成分、つまりどのレベルの判断指標にグルーピングされるのか、該当する監査リスク評価要因の短縮したラベルを与えて示し、さらにそれらのラベルを総括する上位ラベルを与えることにより、それぞれの判断レベルの主成分に示される指標の意味を考察する。次ページの「表7-4」では、このようなラベリングを行っている。

〔表 7-4〕「表 7-3」に対するラベリング

判断レベル	符号	各主成分に寄与している監査リスク評価要因のラベル	上位ラベル
第1主成分	+	F10 取引の承認に対する有効な規定の欠如 * F13 内部への財務報告に誤謬の可能性 F14 資産や会計記録を保護する有効な規定の欠如 * F16 財務報告プロセスにおける不適切な職務の分掌と連携 F18 内部への財務報告における誤謬の発見・修正の遅さ F21 経理担当者の会計基準に対する知識程度の低さ F23 欠陥を報告する際の内部監査機能の有効性の欠如 F25 経理担当者の交替の早さ F26 不適切な予算差異分析 F28 内部監査スタッフの不適切な職務・責務・報告ライン F30 問題を明らかにする際の内部への財務報告の有効性の欠如	⇒事業体の内部統制の有効性
第2主成分	+	F1 経営者報酬の報告利益への連動 F12 経営者による過度な利益計画の重視 * F20 不十分または変わりやすい収益性	⇒経営者の選好と経営方針
	－	F7 前期の既知あるいは見込まれる誤謬や不正の性質・金額が重大 *	⇒誤謬や不正の存在
第3主成分	+	F8 重大かつ異常な関連当事者間取引の存在 *	⇒関連当事者間取引の識別
	－	F11 電算処理システムの全般統制の有効性欠如 *	⇒情報システムに対する統制活動
第4主成分	+	F22 経済諸要素に対する業績の敏感性の高さ F29 経営陣が異例の事業リスクを受け入れるという評判(第7主成分とも関係)	⇒経済諸要素に対する業績の敏感性 ⇒リスクに対する経営者の行動様式
第5主成分	+	F5 少数による経営上や財務上の決定事項の支配 F9 経営陣の交替の早さ	⇒企業経営上の重要な意思決定のあり方
第6主成分	+	F2 未監査企業あるいは前任監査人からの情報入手困難(第5主成分とも関係)	⇒過年度監査の情報
第7主成分	+	F4 経営者が統制手続を回避、無効にする動機となる要因の存在 *	⇒経営者に生じる不正の誘因と誘惑
第8主成分	+	F24 継続企業の前提に重要な疑義を生じる事情の存在(第6主成分とも関係) *	⇒継続企業の前提

上の表では、第1主成分から第8主成分までの8段階の判断レベルの主成分が、基礎指標であるどの監査リスク評価要因から構成されてそれぞれの指標を形成しているのかを説明し、その意味づけを行っている。先に述べたように、寄与率が大きい主成分ほど契約リスク評価を再現する情報量が大きい。したがって、第1主成分が最も重要性が高く、第1レベルの判断指標となり、以下、第2主成分から第8主成分へと情報の再現力は小さくなり、判断レベルは順次低位になる。

まず、第1主成分は、すべての監査リスク評価要因とプラスの相関をもっていることから(「表 7-3」より)、30個の監査リスク評価要因すべてに対する評価が全体の平均より高いクライアントに対して第1主成分得点²が高くなり、逆に30個の評価要因すべての評価が平均より低いクライアントについてはこの値が低くなる。ただし、それぞれの評価要因

² 主成分得点とは、各主成分を求める数式から計算によって求めた評価値をいう。

に対する評価の単純な合計値を示す指標とは異なり、F10、F13、F14、F16、F18、F21、F23、F25、F26、F28、および F30 に比重がかかった総合評価の指標であると解釈できる。したがって、第 1 主成分得点が大きいほど、第 1 レベルの判断指標であるこれらの評価要因を重視する、つまり「取引や資産保全に対する有効な規定を有し、経理担当者が会計基準に対する十分な知識程度をもって相当期間従事し、予算差異分析を適切に行い、財務報告プロセスにおける誤謬の発見能力や事後対応が適切で、内部監査機能が有効に機能しているのかどうか」を重視していることになる。これは「表 7-4」に記述しているように、「事業体の内部統制の有効性」を測る判断指標であるといえる。なお、前節の相関係数行列の結果から導いた(a)から(e)の 5 つのグループに属する評価要因のうち、F27 を除くすべての評価要因が、第 1 主成分において重視されていることが分かる。このことは、「表 7-1」の相関行列の係数の横計の数値の大きさの順位が、「表 7-3」の第 1 主成分の係数をあらわす数値の大きさの順位に一致することからも確認できる。

次に第 2 主成分をみてみよう。「表 7-3」において、監査リスク評価要因のうち、第 2 主成分と相対的にプラスの強い相関をもつものは、F1、F12、および F20 であり、「表 7-4」ではこれらをまとめて「経営者の選好と経営方針」をあらわす判断指標とラベリングしている。一方、この主成分とマイナスの相関をもつものは F7 であり、「表 7-4」ではこれを「誤謬や不正の存在」をあらわす判断指標とラベリングしている。

このようにラベリングした 2 つの第 2 主成分の判断指標は、全体としてみればともに第 2 レベルの判断指標であると位置づけられる。主成分得点で判断する場合には、その数値がプラス方向に大きい場合には「経営者の選好と経営方針」を重視し、マイナス方向に大きい場合には「誤謬や不正の存在」を重視して契約リスクを評価していることになる。

以下、同様に、第 3 主成分から第 8 主成分について、「表 7-3」においてそれぞれの主成分と相対的に強い相関をもつとして塗りつぶして示した監査リスク評価要因を「表 7-4」でとりあげてそのラベルを示し、さらにそこから導出した上位ラベルを与えることにより、主成分の意味を説明している。

ここで改めて、第 6 章において監査リスクの評価要因としての重要性が高いと認識され

た評価要因との関係をもてみると、次のようなことが分かる。すなわち、重要性が高いと判断された 11 個の監査リスク評価要因のうちの 8 つの要因は、「表 7-4」において*を付したように、5 段階の判断レベルにおいて重視されていることが分かる。つまり、個別に重要であると認識されたこれら 8 個の監査リスク評価要因は、契約リスク評価全体としてみた場合にも、重要な判断指標となっていることが確認された。

以上、契約リスクの評価を、「表 7-4」で示したように、重要性の異なる 8 段階の判断レベルから構成される 11 種類の判断指標の観点から説明した。以降、これら 11 種類の判断指標を契約リスク判断指標というが、これらを改めて示せば、次の「表 7-5」のように整理できる。

〔表 7-5〕 契約リスク判断指標

判断レベル	契約リスク判断指標	主成分得点計算上の判定符号
第1レベルの判断指標(第1主成分)	① 事業体の内部統制の有効性	+
第2レベルの判断指標(第2主成分)	② 経営者の選好と経営方針	+
	③ 誤謬や不正の存在	-
第3レベルの判断指標(第3主成分)	④ 関連当事者間取引の識別	+
	⑤ 情報システムに対する統制活動	-
第4レベルの判断指標(第4主成分)	⑥ 経済諸要素に対する業績の敏感性	+
	⑦ リスクに対する経営者の行動様式	-
第5レベルの判断指標(第5主成分)	⑧ 企業経営上の重要な意思決定のあり方	+
第6レベルの判断指標(第6主成分)	⑨ 過年度監査の情報	+
第7レベルの判断指標(第7主成分)	⑩ 経営者に生じる不正の誘因と誘惑	+
第8レベルの判断指標(第8主成分)	⑪ 継続企業的前提	+

上の「表 7-5」に示している、新たに導出したこれらの 8 段階の判断レベル間にはいずれも相関関係がなく、したがって情報の重複のない形で、契約リスク評価を独立した評価軸に分解し、それを具現化する契約リスク判断指標を作成できたことになる。

また、「表 7-5」では、それぞれの判断指標に対する主成分得点の符号により、監査人がどの契約リスク判断指標を重視しているのかが分かることを示しているが、例えば②と③、あるいは④と⑤は同位判断レベルをあらわし、どちらを重視しているのかは、計算によって求めた主成分得点の符号および数値の大きさから判定することになる。

すなわち、第 2 レベルの判断指標では、プラスの数値が大きいほど②の判断内容を重視し、マイナスの数値が大きいほど③の判断内容を重視していることになる。また、プラス

の符号のみの判断指標では、プラスの数値が高いほどその判断指標を重視していることになるが、重視していない場合にはマイナスの数値をとることもある。

このように、監査リスク評価要因を重要性の異なる 11 種類の判断指標にグルーピングすることにより、どのような観点から契約リスクの評価が行われているのかが解明されたが、この結果から次のことがいえる。

(1) 監査人が、契約リスクの評価に際し最重要視するのは統制リスクの評価である。この結果は、Huss and Jacobs (1991)が示した、特に固有リスクの評価が重視されるという結果とは異なる一方、Asare et al. (1994)の「クライアントの会計実務と統制構造」が重視されているという実態、および町田(2003)の「統制リスクの問題」が重視されているという実態と一貫する。

契約リスク評価において統制リスクの評価が重視されているということは、契約リスク評価段階においてすでに、監査の有効性と効率性の達成に影響を与える監査判断が行われていることを意味する。なぜなら、統制リスクに対する監査判断によって、発見リスクの目標値が決定され、当該判断はリスク指向監査アプローチにおける中心的な役割を有するものであるからである。

(2) 一方、クライアントのビジネス・リスク評価要因でもある「継続企業の前提の問題」は、これに対応する監査基準が導入されたこと、および本調査においても個別要因としては最重要視されたこと³から上位判断レベルに認識されているものと予想した。しかし、意外にも契約リスク評価全体としてみた場合には、この要因は下位判断レベルに位置づけられた。数値上においても、契約リスク評価全体の判断を 100 とした場合、この要因に対する判断の占有率はわずか 3.88(87 ページの「表 7-2」より)にとどまる。

この結果は、あるビッグ 4 の監査人が指摘するように、継続企業の前提の問題は、それ自体は重要であると認識されていても、経営者の監査への真摯な協力姿勢と誠実な態度があるなら、監査契約締結の可否決定に影響を与えるものではないという実務事情⁴を反映し

³ 67 頁の「表 6-1」を参照されたい。

⁴ 本調査に先だち面談を行ったあるビッグ 4 の監査人(代表社員)の指摘。

ている可能性がある。ただ、継続企業の前提の問題は、監査の結果としての意義に多大な影響を与えることから、本来、監査プロセスの第1段階である契約リスク評価段階において重視して評価されるべきものと考えられる。

(3) 重要性は異なると認識されているが、導出した8段階の判断レベルはいずれも重視されるべき判断であり、いずれかの判断レベルのみを重視しているような場合には、契約リスク評価における監査判断が偏っていることを意味する。

以上、全体としての結果について述べたが、以下では、導出した上記の判断指標によって、個々の監査人の判断形成がどのように数値評価されるのかを説明する。そのために、主成分得点の算出方法を示しながら、具体的に監査人がどの契約リスク判断指標を重視しているのかを判定する方法について説明を加える。

第5節 契約リスク判断指標を用いた監査人の判断形成の分析

このように、契約リスクの評価を情報の集約をした形で分解し、新たな判断指標として上記8段階の判断レベルに基づく11種類の契約リスク判断指標として示した。これらの新たな判断指標は、以下において説明する計算を行うことにより一般化でき、1つのモデルとしてあらわすことができる。

つまり、実際に8段階の判断レベルについての値(それぞれの主成分得点)を計算することによって、監査人は自らの評価を客観的に判断することができる。

そこで、具体的にどのように数値を算出するのかを説明したうえで、調査の回答者の主成分得点を例にとりあげてみてみよう。説明のために、89ページに示した第1主成分(Z_1)を求める数式(iii)を再度記す。

$$\begin{aligned} Z_1 = & 0.065X_1 + 0.004X_2 + 0.147X_3 + 0.102X_4 + 0.160X_5 + 0.142X_6 + 0.080X_7 + 0.141X_8 \\ & + 0.127X_9 + 0.210X_{10} + 0.151X_{11} + 0.178X_{12} + 0.223X_{13} + 0.232X_{14} + 0.208X_{15} \\ & + 0.213X_{16} + 0.193X_{17} + 0.261X_{18} + 0.166X_{19} + 0.170X_{20} + 0.253X_{21} + 0.163X_{22} \\ & + 0.238X_{23} + 0.106X_{24} + 0.218X_{25} + 0.231X_{26} + 0.170X_{27} + 0.223X_{28} + 0.175X_{29} \\ & + 0.235X_{30} \end{aligned} \quad (\text{iii})$$

この数式において、契約リスク評価時における監査リスク評価、すなわち個々の監査リ

スク評価要因に対する監査人の評価の値、 $X_1, X_2, X_3, \dots, X_{30}$ は、それぞれ、次の「表 7-6」を用いて次式(iv)⁵から算出した基準値をいい、これらの値を上記の数式(iii)に代入することによって、第 1 主成分得点つまり第 1 判断レベルを示す数値が算出できる。

$$(\text{基準値}) = \{ (7 \text{ 点法評価による監査リスク評価の数値}) - (\text{平均値}) \} \div \text{標準偏差} \quad (\text{iv})$$

なお、次の「表 7-6」では、30 個の監査リスク評価要因に対して回答者が評価した平均値および標準偏差を示している。

〔表 7-6〕 契約リスク評価時における監査リスク評価の平均値

監査リスク評価要因	監査リスク評価の平均値	標準偏差
F1	3.269	1.693
F2	5.115	1.676
F3	4.481	1.488
F4	5.673	1.024
F5	4.308	1.094
F6	3.692	1.579
F7	5.519	1.365
F8	5.269	1.443
F9	4.096	1.347
F10	4.462	1.306
F11	4.846	1.406
F12	4.942	1.392
F13	4.269	1.416
F14	4.712	1.319
F15	4.750	1.440
F16	4.442	1.211
F17	4.038	1.236
F18	4.096	1.272
F19	4.904	1.537
F20	3.923	1.440
F21	3.981	1.276
F22	3.442	1.178
F23	4.135	1.372
F24	6.673	0.760
F25	3.712	1.362
F26	3.654	1.219
F27	5.077	1.341
F28	3.750	1.281
F29	5.077	1.467
F30	4.269	1.330

⁵ この計算によって元のデータを、平均値 0、標準偏差 1(分散 1)に換算し、原点 O を主成分得点 0 の位置としている。

同様に他の7つの主成分、つまり7段階の判断レベルについても各主成分得点を算出できる。次ページの「表 7-7」では、調査票において、 X_1 から X_{30} の30個の評価要因すべてを契約リスク評価時の監査リスク評価要因であると認めて点数をつけた52人の回答者の主成分得点を算出し、その数値を示している。さらに、98ページの「表 7-8」では、これらの52人の主成分得点の平均値⁶、最大値、および最小値を示している。

⁶ 各主成分得点の全体の平均値は、0となるように数式をたてている。

〔表 7-7〕 回答者の主成分得点

回答者	主成分得点(判断レベル)番号								役職	経験年数	関与会社数	監査契約締結の 判断経験の有無
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8				
1	1.698	-1.218	-0.016	-0.451	-1.093	-1.207	2.048	-1.361	代表社員	35	100以上300未満	○
2	1.919	-1.516	-1.477	-2.075	0.413	1.075	-0.865	-0.228	代表社員	23	300以上	○
3	-8.185	-0.628	-1.089	-0.509	0.896	-1.292	0.140	-0.814	代表社員	32	300以上	○
4	-1.173	2.813	-2.998	-6.515	-0.119	-0.616	-0.436	-0.339	その他のCPA	50	10未満	○
5	-0.866	-0.476	-1.059	1.396	1.373	-3.543	0.988	-1.547	代表社員	30	10以上50未満	×
6	-2.321	1.064	-1.260	0.123	0.159	-0.068	2.887	3.439	代表社員	20	10未満	○
7	-0.174	-0.142	-0.366	0.654	1.188	0.332	0.836	0.853	その他のCPA	18	300以上	×
8	2.360	-0.268	-0.165	0.769	0.074	-0.639	-0.272	-0.698	代表社員	39	300以上	○
9	-1.118	-0.104	-0.367	0.536	0.102	-0.444	-1.840	-0.099	代表社員	30	300以上	○
10	2.470	0.900	-0.151	0.266	1.473	0.610	2.270	1.097	代表社員	28	300以上	○
11	3.542	-0.606	-0.545	0.764	0.490	1.773	0.111	-0.159	代表社員	36	50以上100未満	○
12	-3.995	-0.174	2.248	0.196	3.765	-0.576	1.826	-1.933	社員	35	10未満	○
13	-0.409	0.632	2.319	0.629	2.228	0.308	0.095	1.638	その他のCPA	7	300以上	○
14	-1.816	8.722	-1.122	1.516	0.551	0.006	0.065	-0.806	その他のCPA	4	300以上	×
15	-1.628	-0.770	2.822	-0.461	-0.319	-0.911	-0.320	0.735	代表社員	28	10以上50未満	○
16	1.934	0.775	1.593	-0.167	0.155	0.079	-0.521	-0.376	代表社員	29	10以上50未満	○
17	1.979	-1.537	1.947	-2.633	1.506	-0.089	-0.199	0.995	代表社員	42	300以上	○
18	0.100	-0.401	1.504	-0.026	0.326	-0.405	-1.403	0.515	社員	18	10以上50未満	○
19	-4.939	0.934	2.125	-0.412	-0.390	1.526	-0.618	0.765	社員	12	300以上	×
20	1.920	-1.176	-0.467	2.220	0.012	0.742	-0.900	-0.859	代表社員	29	300以上	○
21	4.273	-0.438	0.414	0.562	-0.593	-0.399	-0.245	0.266	代表社員	29	300以上	○
22	-5.577	-0.429	-0.390	0.506	-0.392	-0.243	1.303	-1.766	代表社員	30	300以上	○
23	2.051	0.087	0.029	-0.697	-0.483	1.673	0.451	-0.791	社員	24	10以上50未満	○
24	2.634	-1.397	0.195	-2.118	-0.556	0.866	0.840	-0.390	その他のCPA	8	100以上300未満	×
25	-3.855	1.214	0.443	-0.195	-0.573	-0.528	-0.673	-0.018	その他のCPA	4	10以上50未満	×
26	-6.458	-2.765	-3.236	-0.386	0.089	1.912	-0.642	0.289	代表社員	21	300以上	○
27	0.103	0.038	-0.378	1.268	-2.866	-0.237	-0.218	-0.242	その他のCPA	10	300以上	×
28	0.567	0.889	-0.450	0.837	0.459	0.476	0.447	1.950	代表社員	15	300以上	○
29	0.895	1.213	-2.198	2.142	-0.750	-1.060	0.238	0.700	その他のCPA	5	300以上	×
30	2.918	-0.911	-0.392	-0.983	0.451	-0.148	-1.506	-0.731	社員	19	300以上	○
31	3.988	0.321	-0.754	-0.794	-1.204	0.262	-0.032	-1.308	代表社員	24	10以上50未満	×
32	-3.055	-0.582	-2.590	0.131	0.191	2.264	0.747	-0.375	社員	11	300以上	○
33	0.351	1.910	-0.085	0.731	-0.687	-1.263	-1.457	1.407	社員	16	10以上50未満	○
34	3.682	0.845	-0.586	0.356	-1.001	-1.450	-0.677	0.842	その他のCPA	20	300以上	○
35	3.452	-1.081	0.517	-0.161	1.725	-0.832	-1.261	-0.622	社員	15	100以上300未満	×
36	-1.522	-1.554	0.616	0.697	-1.069	-0.857	0.940	-2.622	代表社員	16	10以上50未満	○
37	-1.659	1.014	-2.926	0.511	1.393	-0.144	-2.468	-0.303	代表社員	30	300以上	○
38	5.306	0.005	0.017	0.125	0.476	-0.599	0.555	0.100	その他のCPA	18	300以上	×
39	-2.939	-1.696	1.451	1.689	-0.129	1.612	-2.085	0.278	その他のCPA	10	300以上	○
40	-0.935	0.144	0.077	-0.538	-1.351	-1.876	-0.630	1.267	その他のCPA	10	300以上	○
41	-2.785	-1.193	0.765	1.723	0.065	2.003	-0.981	-0.311	社員	16	300以上	○
42	3.348	-0.527	-1.398	0.675	0.479	1.918	2.191	0.182	その他のCPA	8	10以上50未満	×
43	3.716	-0.352	0.025	0.557	0.097	-0.274	-0.404	-0.080	その他のCPA	3	300以上	×
44	-4.285	-1.246	1.110	0.323	-0.341	-0.655	0.077	1.227	その他のCPA	7	300以上	×
45	-4.736	-3.312	1.006	-1.358	-2.130	-1.676	1.049	1.348	代表社員	29	10以上50未満	○
46	0.888	0.032	-1.015	0.645	-2.636	1.140	1.139	-0.915	代表社員	13	10以上50未満	○
47	-2.036	3.876	4.579	-0.814	-2.736	1.573	0.365	-0.962	その他のCPA	2	100以上300未満	×
48	-0.630	-0.112	-1.176	-0.677	0.732	0.573	-0.899	0.579	代表社員	40	10未満	○
49	2.595	-0.067	0.366	-0.555	-0.302	-0.370	-1.144	0.227	その他のCPA	10	300以上	×
50	3.205	0.990	2.409	-1.763	1.101	0.824	0.845	-0.486	代表社員	26	10未満	○
51	3.695	-1.577	-0.885	1.040	-1.041	-0.666	0.857	0.986	代表社員	32	300以上	○
52	1.508	-0.163	0.962	0.701	0.791	-0.481	-0.616	-0.541	その他のCPA	10	300以上	×

〔表 7-8〕 主成分得点の平均値とデータの幅

	第1主成分	第2主成分	第3主成分	第4主成分	第5主成分	第6主成分	第7主成分	第8主成分
平均値	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
データの最大値	5.306	8.722	4.579	2.220	3.765	2.264	2.887	3.439
データの最小値	-8.185	-3.312	-3.236	-6.515	-2.866	-3.543	-2.468	-2.622

以下、回答者の主成分得点に基づいて解説を行うが、これに先立ち 92 ページの「表 7-5」を再度参照されたい。「表 7-5」は回答者の評価を行う判断材料となる。すなわち、主成分得点の判定符号から、監査人が良好な判断を行っている場合には、次の「表 7-9」に示す数値の符号をとるといえる。

〔表 7-9〕 良好な契約リスクの評価

判断レベル	主成分得点の望まれる値
第 1 レベルの判断指標 (第 1 主成分)	プラスの数値が大
第 2 レベルの判断指標 (第 2 主成分)	プラスまたはマイナスの数値が大
第 3 レベルの判断指標 (第 3 主成分)	プラスまたはマイナスの数値が大
第 4 レベルの判断指標 (第 4 主成分)	プラスまたはマイナスの数値が大
第 5 レベルの判断指標 (第 5 主成分)	プラスの数値が大
第 6 レベルの判断指標 (第 6 主成分)	プラスの数値が大
第 7 レベルの判断指標 (第 7 主成分)	プラスの数値が大
第 8 レベルの判断指標 (第 8 主成分)	プラスの数値が大

「表 7-9」の判断基準に注意しながら「表 7-8」の回答者データの最大値と最小値を見ると、第 2 主成分、第 3 主成分、および第 4 主成分においてはこれら 2 つの数値に乖離が生じるのはもっともであるが、その他の 5 つの主成分においてはプラスの数値が望ましいため、これら 2 つの数値の乖離は回答者である個々の監査人の判断の偏りが原因であるといえる。

それでは、実際に 97 ページの「表 7-7」をみてみよう。「表 7-7」では、52 人の回答者の主成分得点結果をランダムに並べており、これとあわせて回答者の監査事務所における

役職、公認会計士としての経験年数、監査事務所の関与会社数(つまり監査事務所の規模を反映する数値)、および監査契約締結の判断を行った経験の有無を示している。

そこで、「表 7-7」の中から、比較的良好な判断を行っている監査人と、極端に判断の偏りが生じている監査人あるいは判断基準が不明確な監査人の例をとりあげて説明をくわえることにする。

前者の例として、回答者番号 2、10、17、42、および 50 の監査人の回答を、後者の例として、回答者番号 9、22、25、27、および 40 の監査人の回答を次ページの「表 7-10」にまとめている。

〔表 7-10〕 回答例に基づく監査人の契約リスク評価判断状況

回答者番号	判断状況
回答者 2 (比較的良好)	第 1 判断レベル、第 2 判断レベル(誤謬や不正の存在)、第 3 判断レベル(情報システムに対する統制活動)、および第 4 判断レベル(リスクに対する経営者の行動様式)、第 5 判断レベル、第 6 判断レベルともに重視している点で評価できる。ただし、第 7 判断レベルおよび第 8 判断レベルを考慮していない。
回答者 10 (比較的良好)	第 1 判断レベル、第 2 判断レベル(経営者の選好と経営方針)、第 5 判断レベル、第 6 判断レベル、やや弱い第 7 判断レベルを重視し、特に第 8 判断レベルの継続企業の前提を重視していることが評価できる。ただし、第 3 判断レベル(情報システムに対する統制活動)および第 4 判断レベル(経済諸要素に対する業績の敏感性)に対する重要度はやや弱い。
回答者 17 (比較的良好)	第 1 判断レベル、第 2 判断レベル(誤謬や不正の存在)、第 3 判断レベル(関連当事者間取引の識別)、第 4 判断レベル(リスクに対する経営者の行動様式)、第 5 判断レベル、第 8 判断レベルを重視している点で評価できる。ただし、第 6 判断レベルおよび第 7 判断レベルを考慮していない。
回答者 42 (比較的良好)	第 1 判断レベル、やや弱い第 2 判断レベル(誤謬や不正の存在)、第 3 判断レベル(情報システムに対する統制活動)、やや弱い第 4 判断レベル(経済諸要素に対する業績の敏感性)、やや弱い第 5 判断レベル、第 6 判断レベル、および第 7 判断レベルを重視している点で評価できる。ただし、第 8 判断レベルに対する重要度が低い。
回答者 50 (比較的良好)	第 8 判断レベルを考慮していないという問題点はあるが、その他の 7 つの判断レベルをすべて重視している点で評価できる。なお、第 2 判断レベルでは経営者の選好と経営方針を、第 3 判断レベルでは関連当事者間取引の識別を、第 4 判断レベルではリスクに対する経営者の行動様式を重視している。
回答者 9 (判断が不明確)	やや重視しているのが第 4 判断レベル(経済諸要素に対する業績の敏感性)であり、第 3 判断レベル(情報システムに対する統制活動)についても重要度は低く、その他の判断レベルについては考慮していない。
回答者 22 (偏りのある判断)	第 7 判断レベルにより評価を行っており判断の偏りがみられる。やや弱い第 2 判断レベル(誤謬や不正の存在)、第 3 判断レベル(情報システムに対する統制活動)、および第 4 判断レベル(経済諸要素に対する業績の敏感性)を重視しているものの、その他の判断レベルについては考慮しておらず、特に第 1 判断レベルに対する重要度が極端に低い。
回答者 25 (偏りのある判断)	第 2 判断レベル(経営者の選好と価値判断)により評価を行っており判断の偏りがある。第 3 判断レベル(関連当事者間取引の識別)をやや重視しているが、その他の 6 つの判断レベルを考慮していない。
回答者 27 (偏りのある判断)	第 4 判断レベルによって評価を行っており判断の偏りがある。やや弱い第 2 判断レベル(誤謬や不正の存在)を重視している。しかし、その他の判断レベルについては考慮を行っていない。
回答者 40 (偏りのある判断)	第 8 判断レベルの継続企業の前提により評価を行っている。第 4 判断レベル(リスクに対する経営者の行動様式)をやや重視しているが、その他の判断レベルを考慮していない。

(注) 第 1 判断レベルは「事業体の内部統制の有効性」を、第 5 判断レベルは、「企業経営上の重要な意思決定のあり方」を、第 6 判断レベルは「過年度監査の情報」を、第 7 判断レベルは「経営者に生じる不正の誘因と誘惑」を、および第 8 判断レベルは「継続企業の前提」をあらわしている。その他の判断レベルについては表中に示している。

このように、例にとりあげた 10 人の監査人は、異なる契約リスク判断指標に基づく判断レベルによって契約リスクの評価を行っていることが分かる。このような主成分得点の数値の相違、つまり判断指標の数値の相違にあらわされる契約リスク評価の判断の相違は、

監査人のどのような属性により生じているのか、あるいは個々の監査人の判断の相違であるのかを明らかにしたい。

そこで、(a) 監査人の役職、(b) 公認会計士としての経験年数、(c) 監査事務所の規模、および(d) 監査契約締結の可否判断を行った経験の有無、以上4つの属性⁷により、主成分得点つまり契約リスク判断指標による評価に差が生じているのかどうかを一元分散分析法により分散分析し平均値の有意差を検定した。すなわち、(a)から(d)の4つの場合それぞれについて、注4のようにグループ分けを行い、次の仮説を設定した。

帰無仮説 H_0 : グループ間の主成分得点の平均値には差がない。

対立仮説 H_1 : グループ間の主成分得点の平均値には差がある。

その結果、次ページの「表 7-11」に示すように、3つの主成分得点つまり3段階の判断レベルに関して、①から④-3の判断、合計7つの場合において、有意な差が確認され、帰無仮説 H_0 が棄却された。

⁷ (a)は、代表社員、社員、およびその他の監査人によるグループ分け、(b)は経験が10年以下、11年以上20年以下、および21年以上によるグループ分け、(c)は関与会社数が300以上、100以上300未満、10以上100未満、および10未満によるグループ分け、(d)は経験があるかないかによるグループ分けをいう。

〔表 7-11〕 監査人が有する属性の違いによる主成分得点の差

判断差異が生じた主成分(判断レベル)	平均値に差異が生じたグループの組合せ	平均値
① 第2主成分(判断レベル2)	代表社員	-5.000
	代表社員でも社員でない監査人	0.781
② 第2主成分(判断レベル2)	経験年数21年以上の監査人	-0.425
	経験年数10年以下の監査人	0.742
③-1 第4主成分(判断レベル4)	関与会社数300以上の監査人	0.366
	関与会社数10未満の監査人	-2.190
③-2 第4主成分(判断レベル4)	関与会社数10以上100未満の監査人	0.095
	関与会社数10未満の監査人	-2.190
④-1 第5主成分(判断レベル5)	関与会社数300以上の監査人	0.110
	関与会社数10未満の監査人	1.370
④-2 第5主成分(判断レベル5)	関与会社数100以上300未満の監査人	-0.665
	関与会社数10未満の監査人	1.370
④-3 第5主成分(判断レベル5)	関与会社数10以上100未満の監査人	-0.437
	関与会社数10未満の監査人	1.370

(注) 分散分析を行い、次の2つの自由度、(水準数-1)、(総データ数-水準数)と有意水準5%のもとでのF値が、計算によって求めた分散比以下となる生起確率が危険率5%以下の場合に、グループ間の平均値間には差が認められるとしている。

この差異が認められた場合に、次の平均値の有意差検定を行っている。すなわち、 $|i \text{水準の平均値} - j \text{水準の平均値}|$ が、 $\{1/(i \text{水準のデータ数}) + 1/(j \text{水準のデータ数})\} \times (\text{誤差分散の方の不偏分散}) \times (\text{有意水準} 5\%, \text{自由度} 1, \text{および自由度、総データ数-水準数のもとでの} F \text{値})$ の平方根以上の場合に i 群と j 群の平均値の差が認められるとし、この差が認められた7つの場合を表に示している。

「表 7-11」の①および②では、第2レベルの判断指標で生じた評価の相違、つまり「経営者の選好と経営方針」を重視しているのか(主成分得点がプラス)、あるいは「誤謬や不正の存在」を重視しているのか(主成分得点がマイナス)に対する監査人の判断の相違は、役職および経験年数の違いによるものであることが分かる。なお、この相違は、役職および経験年数により生じているが、回答者の代表社員である監査人は経験年数が21年以上である場合が多く、また経験年数が10年以下の監査人は代表社員や社員でない場合が多いことから、①と②は同様の結論を導いているといえる。

また、第4レベルの判断指標で生じている評価の違い、すなわち「経済諸要素に対する業績の敏感性」を重視するのか(主成分得点がプラス)、あるいは「リスクに対する経営者の行動様式」を重視するのか(主成分得点がマイナス)の違い、および第5レベルの判断指標である「企業経営上の重要な意思決定のあり方」を重視するのかどうか(重視する場合に

は主成分得点がプラス方向に大きい)の程度について、関与会社数 10 未満の監査事務所に属する監査人が、他の監査人と比較して、異なる評価をしていることが分かる。

このように実際の回答者の数値を用いて説明をしたが、このモデルは一般化して利用することができる。すなわち、30 個の監査リスク評価要因を 7 点法評価して、上記のように主成分得点を算出し、算出した 8 つの数値について、「表 7-5」および「表 7-9」の判定符号、「表 7-8」の数値データの幅、および特に差異が生じやすいと判定された「表 7-11」の平均値と相対比較することによって、監査人は自身がいかなる判断レベルの指標を重視して契約リスク評価を行っているのかを知ることができる。

第 6 節 要約

本章では、契約リスク評価という概念を、監査リスク評価要因を用いて数式化する試みを行った。すなわち、複雑に絡み合う監査リスク評価要因間の構造から、監査リスク評価要因をグルーピングし、独立した判断レベルの指標を作成した。それは、契約リスク評価を 8 段階の判断レベルに分解し、それを 11 種類の判断指標に具現化したことを意味する。つまり、契約リスクの評価に関して、監査リスク評価要因を用いて、より実務に近いパフォーマンスの指標を見つけだした。その判断指標とは、「表 7-5」に示したとおりであるが、監査人は契約リスクの評価に際して、事業体の内部統制の有効性、つまり統制リスクの評価を最も重視していることを明らかにした。

さらに、その 8 段階の判断レベルを判定するための数式、つまり第 1 レベルの契約リスク判断指標を判定する数式 Z_1 をはじめとして、記述を省略したが「表 7-3」から作成できる $Z_2 \sim Z_8$ からなる 8 つの数式は、契約リスク評価モデルとして利用することができる。すなわち、これらの数式に基準値を代入し得られた数値を、本章で示した数値および符号と比較することにより、監査人は監査リスク評価要因をどのように統合させて契約リスクを評価しているのか、つまりどの判断レベルの契約リスク判断指標を重視してその評価を行っているのかを客観的に知ることができる。

このことから、監査人は、契約リスクの評価に際して、どのような判断が欠落している

のか、あるいは特定の評価要因に対する判断に偏ってその評価を行っているのかどうかを認識できる。本研究で提示したモデルは、監査契約締結に際してのリスク評価過程を明らかにし、監査人が自らの判断形成を理解したうえでその判断の偏りを改善し、監査人相互間の判断の同質化をはかることをねらいとしている。このような意味において、本研究の成果は、監査人が契約リスク評価についての監査判断を改善するための基礎となる、実行性ある有用な方法を提供するものであり、例えば、監査事務所内における監査人の業務評価の手段として利用できる可能性を有していると考えられる。

結章 研究成果と将来の課題

本論文は、契約リスク評価という概念を用いて、監査契約締結の可否判断にかかる監査人の意思決定過程を分析すること、および、契約リスクの構成要素の1つである監査リスクの判断指標となる評価要因を抽出し、個々の評価要因に対する監査人の認識を明らかにしたうえで、それらの評価要因に対する評価を分析して契約リスクの評価モデルを構築すること、以上2つの目的を有する研究である。本論文の分析から得られた知見は次の5点である。

(1) 契約リスクの基礎的概念と評価の意義

契約リスクとは、監査契約締結の可否を決定する際にその判断の指標として、監査人が考慮し取り組むリスクであり、その構成要素である3つのリスク、すなわち、クライアントのビジネス・リスク、監査リスク、および監査人自体のビジネス・リスクを契約構成リスクと定義した。

契約リスク評価の財務諸表監査における意義は、次の2点に認められる。すなわち、1つは、監査プロセスの第1段階において、監査意見形成の段階に至るまでの監査プロセス全体にかかわって存在するまたは発生する可能性のあるリスクを予見し、または認識し識別するという点である。もう1つは、そのような点が許容監査リスク水準を達成し適切な意見表明を行うという監査結果の有用性を高めることに重要な意味をもつという点である。

このような意義を有する契約リスク評価という概念を導入し、新たな体系を監査プロセスに付加する必要性を指摘したが、このことは、監査契約締結可否の決定要因を探究する海外の先行研究の蓄積や、次のような先行研究の主張、すなわち重要なリスク評価、特に固有リスクに影響を与えるようなリスクの分析は、実際に監査契約締結前に行われているという記述にも示唆されている。

(2) 契約リスク評価の体系

わが国の現状において、契約リスク評価はいかにあるべきかという基本理論を形成するため、契約リスクの評価体系の解明をこころみた。そこで主にアメリカの先行研究の知見を検討することを通じて、現実の契約リスク評価の決定要因を考察したうえで、当該評価の意思決定過程について、その判断形成の基礎を示した。意思決定過程を検討するにあたっては、契約リスクの評価を上記 3 つの契約構成リスク評価に分解し、それらの評価を 1 つのモデルに集約しているアメリカの先駆的研究、Johnstone (2000) に依拠しながら明らかにした。この研究は、契約リスク評価全体に対する監査人の判断形成を分析している研究であり、同研究の検討は、本論文で提示する契約リスク評価モデルの理論的基礎を構成するものである。

そこで、その研究成果であるモデルを利用して、わが国の監査人の判断形成を分析する手がかりとした。その結果、わが国の監査人は、アメリカの監査人のように、監査リスク評価と監査人自体のビジネス・リスク評価を統合して契約リスク評価を行うのではなく、監査リスク評価自体を契約リスク評価と捉え、監査リスク評価にリスク軽減策を講じ、監査契約締結の判断を行うという評価体系が明らかとなった。このような契約リスク評価体系における日米の監査人の意思決定の相違は、両国における監査環境の違いから生じていることを論じた。

なお、先行研究の成果から、クライアントのビジネス・リスク評価の要因は、監査リスク評価要因と重複すると認識されていることから、前者は後者に含めてその要因の検討を行うこととした。

以上のように、監査契約締結の可否判断にかかる監査人の意思決定過程を分析するという課題に対して、1 つの知見を導いた。つまり、契約構成リスクである監査リスク評価を契約リスク評価とし、この評価に監査リスクの軽減策を加味して監査契約締結の可否判断を形成するという 1 つの契約リスク評価体系を明示した。これにより、現時点での契約リスク評価にかかる監査人の判断形成を改善するためには、当該評価に際しての監査リスク評価を精緻化する必要があることを主張した。わが国では契約リスク評価過程が明らかにされていないことから、契約構成リスクとしての監査リスク評価の判断指標となる評

価要因について明示化する必要性があり、その評価要因の検討を要することを指摘した。

(3) 契約構成リスクとしての監査リスクの判断指標

契約構成リスクとしての監査リスクに対する基本的考え方を明示した。

すなわち、監査リスクという用語には、目標値として設定される監査リスクと、獲得される監査リスクの2つの意味があり、さらに、財務諸表レベルでの評価と、個々の勘定残高および取引の種類あるいは開示レベルでの評価があるが、上記で援用した Johnstone (2000)はこの点について説明がなく、固有リスクに対する評価と統制リスクに対する評価を意味すると述べている。そこで、Holmes (1998)の主張に基づき、契約構成リスクとしての監査リスクを次のように説明した。

それは、契約リスク評価段階において与件として設定される監査リスクと比較考量される、財務諸表レベルでの達成可能な監査リスクを意味するものである。また、監査手続の有効性および監査人によるその適用の関数である発見リスクは、契約リスク評価段階では固有リスクと統制リスクの評価によって計画されるものであり、実際に設定され評価されるのは、監査契約締結後における勘定残高、取引クラスや開示レベルでの評価であることから、契約リスク評価段階では問題としてとりあげないこととした。

このような理解に基づいて、本論文の分析に用いる、契約構成リスクとしての監査リスクの判断指標、すなわち、財務諸表レベルの固有リスク評価要因、および財務諸表レベルの統制リスク評価要因を、さらに監査リスクを軽減する方策としてリスク軽減策を決定した。これらの監査リスクの判断指標を決定するにあたり、日米の監査基準の規定および先行研究の成果に基づき、重要であると考えられている要因を次のように選出した。

まず、財務諸表レベルの固有リスク評価要因については、Colbert (1987)の分類基準を利用し、これに基づいて他の先行研究が重要であると主張する評価要因を、固有リスクの相対的に高い状態についてまとめた。これらの評価要因のなかには、他の先行研究あるいは COSO において統制環境評価要因であると主張されているものが含まれたが、それらの共通特性は経営者あるいは組織全体の倫理的行動をはじめとする人的要素に関係する要因

であることが確認された。

次に、財務諸表レベルの統制リスク評価要因については、統制環境評価要因であると捉え、議論を進めている。これは、財務諸表レベルの統制リスク評価に関する証拠は、企業の会計情報システムに影響を与える統制環境の特性に関する証拠として最もよく説明されるという Holmes (1998)の主張にしたがったものである。

評価要因の選択にあたっては、COSO という統制環境の諸要因の分類基準を基礎とし、これに基づき監査基準および先行研究が重要であると主張する評価要因を統制環境が相対的に弱い状態についてまとめた。その結果、COSO が主張する評価要因のなかで、例えば無知を原因とする不正や、人事に関する方針と管理を具現化している評価要因は、重要な評価要因として認識されていないことが判明した。

このように、固有リスク評価要因と統制環境評価要因を検討した結果、数々の先行研究が指摘するように、これら 2 つの評価要因はそれらが有する特性上、区別が困難であるものが多いことが確認された。

3 つめに、監査リスクの判断指標となるリスク軽減策について、先行研究の知見を説明しながら、その具体的な策をとりあげて明示した。本研究では、リスク軽減策を、契約リスク評価段階において、上記 2 つの評価要因を原因として発生する財務諸表レベルの監査リスクを抑制するための事前措置策であると捉え、先行研究では検証されていない個々の評価要因との関係性を探ることを目的とした。

このように、Johnstone (2000)で主張された評価要因に加えて、さらに広範な観点から先行研究の成果により重要であると認識されている評価要因を列挙しまとめたことは、契約構成リスクとしての監査リスクを直接的に分析する手がかりを得るうえで 1 つの成果であると考えられる。

(4) 監査リスクの判断指標に対する監査人の認識

上記で決定した監査リスクの判断指標について監査人がいかなる認識をもつのか、アンケート調査を実施し統計的分析を行った結果、次の諸点を明らかにした。

- ① 提示した 30 個の固有リスク評価要因および統制リスク評価要因(以下、両者をあわせて監査リスク評価要因という。)は、相当程度に高い割合で監査リスク評価要因であると認識されており、それぞれの評価要因について数値により重要性の認識度をあらわした。
- ② 監査リスク評価要因の多くは、それが監査リスク評価において重要であると認識されているとき、契約リスク評価においても重要であると関係づけられた。また、そのうち 2 つの評価要因について、ビッグ 4 の監査人はそれ以外の監査人と比較して、それらの重要性を高く評価していることが判明した。
- ③ 監査リスク評価要因の重要性の程度が高いと評価される場合には、当該評価要因にはリスク軽減策が用いられると認識されていることが確認された。また、この議論があてはまらなかった 5 つの監査リスク評価要因は、30 個の評価要因のなかでも重要性の評価が高いと認識された評価要因であり、これらの評価要因にリスク軽減策を用いないと回答した極めて少数の監査人は、それらの評価要因を相当程度に重要性が高いと評価していることから、リスク回避が選択される可能性が示唆された。
- ④ 監査人がそれぞれの監査リスク評価要因に対して用いると認識しているリスク軽減策の選択には方向性があり、その方向性はアメリカでの結果とは異なるものであった。特に、不正に関する評価要因と誤謬に関する評価要因への対応策に相違がないこと、審査パートナーによる追加的なレビューを考慮するのは極めて限られた評価要因のみであること、監査基準への準拠性を意識した監査証拠収集の計画、あるいは監査報酬増加の要請が考慮されないことが特徴的であるといえる。

(5) 契約リスク判断指標

本論文の主たる目的であった、契約リスク判断指標の作成、すなわち契約リスク評価の数学的モデルを構築した。このモデルによって得られた新たな知見は、次のように整理できる。

- ① 上記の 30 個の監査リスク評価要因に対する評価から統合される契約リスクの評価を、独立した 8 段階の判断レベルに分解し、それらを具現化する 11 種類の契約リスク判断

指標を提示して意味づけを行い、およびその定式化を行った。その方法は、監査リスク評価要因に対する監査人の評価値に基づき一定の計算を行い、それらの評価要因をグルーピングすることであった。契約リスク評価におけるこれら 8 段階の判断レベルの指標を見いだしたことは、より実務に近いパフォーマンスの指標を浮き彫りにしたことを意味する。

② 導出したこれらの判断レベルのうち、第 1 判断レベル、つまり最も重視された判断指標は、「事業体の内部統制の有効性」であり、監査人は契約リスクの評価に際して統制リスクの評価を最も重視していることを明らかにした。このことは、契約リスク評価段階において、監査の有効性と効率性に影響を与える監査判断が行われていることを意味する。

③ 監査リスク評価要因のうち、個別の評価では最重要視された「継続企業の前提の問題」は、契約リスク評価全体としてみた場合には下位判断レベルに位置することを明らかにしたが、この要因は本来、監査プロセスの第 1 段階である契約リスク評価段階において上位レベルで評価されるべきものであることを指摘した。

④ 導出した契約リスク判断指標に基づき、被験者である個々の監査人の判断形成がどのように数値評価されるのかを論じた。監査人の判断には相違がみられたが、どの判断レベル、あるいはどの判断指標を重視するのか否かについての判断の違いは、役職、経験年数、監査事務所の規模などの属性から生じている部分があることを明らかにした。

⑤ 契約リスク評価における 8 段階の判断レベル、すなわちそれらを判定するために数式であらわした契約リスク評価モデルは、30 個の監査リスク評価要因を新たに数値評価することにより、一般的な契約リスク評価モデルとして用いることができる。当該モデルにおいては、契約リスク評価という新たな概念を導入することにおける監査人の判断形成のあり方が具現化されている。このようなモデルの意義は、契約リスク評価において監査人が自らの判断形成の特質を理解し、その改善のあり方を探り、最終的に監査人相互の判断の同質化をはかることにある。このような判断の同質化を実行可能にするための手段として、提示したモデルは 1 つの成果であるといえる。

本論文での研究成果についての概要は以上のとおりである。以下では、残された課題として4点を指摘しておきたい。

第一に、本論文は、契約リスク評価という概念を用いて、これまでその解明が十分に行われてこなかった監査契約締結の可否判断にかかる監査人の意思決定過程を分析するものであった。ここで示した分析は、監査リスク評価を基礎とする契約リスク評価体系の一部を示したものであるが、これ以外の契約構成リスクに関わる評価体系についての解明は行っていない。つまり、今後の監査環境の変化によって、監査人自体のビジネス・リスクを視野に入れた意思決定過程を分析する必要性が生じる。

第二に、分析に用いた監査リスク評価要因の他にも、契約リスク評価の判断指標となりうる評価要因が存在する可能性がある。この意味で、本研究で構築した契約リスク評価モデルは、現在行われている契約リスク評価に関する判断形成の一部を帰納的に導出したものにすぎない。したがって、他の評価要因の可能性を新たに分析する必要があり、この点に改良の余地が認められる。

第三に、本研究では、監査人側の立場から監査契約締結に関わる判断形成を分析したが、当該判断の結果として、どの監査事務所とも監査契約を締結できない企業が生じる場合には、監査制度の意義が問われ、社会的ニーズの側から問題が発生することになる。したがって、監査契約が引き受けられなかった場合においては、企業にいかなる要因が存在しているのか、また、そのような企業の監査を最終的に引き受ける監査事務所は、リスク・アプローチの下で、より一層リスク軽減策を用いた監査手続を実施しているのかどうかについて、ケース・スタディの蓄積が必要となるだろう。

最後に、本論文での分析は、契約リスク評価についてのモデル形成を目的とするものであったが、このようなモデルは、監査リスク・モデルの体系における監査人のリスク評価にも応用できる可能性を有していると考えられる。すなわち、提示した契約リスク評価モデルは、固有リスク評価要因および統制環境の評価を中心とする統制リスク評価要因を用いて構築したものであるが、当該モデルを進化させることにより、固有リスク評価モデルおよび統制リスク評価モデルを構築することが可能であると考えられる。これにより、監

査リスク・モデルにおける固有リスクに対する判断、および統制リスクに対する判断を精緻化できる可能性があり、今後の研究課題となるところである。

以上のように本研究の成果について残された課題が認識できる。

しかしながら、本研究は、導出した契約リスク評価モデルにより、これまで特にわが国においては未解明の領域であった、監査契約に関する判断形成を客観化したという点において先駆的であると考えられる。また、当該モデルは数学的アプローチに基づく独自のモデルであり、契約リスク評価に関わる国内外の監査研究においても例がみられないものである。すなわち、当該モデルによって、わが国でははじめて、監査人が監査契約締結にあたって実際にいかなる判断規準を有しており、およびその判断レベルの重要性の優劣をいかに認識しているのかが解明されたと考えられる。

さらに、この評価モデルを実践的に用いれば、監査人が自ら形成した判断内容を客観的に認識でき、他の監査人の判断との相互比較を行うことができ、その結果、自らの判断の改善をはかることが可能となるだろう。

このような方法を用いて監査契約締結に際しての監査人のリスク評価の改善を試みることは、監査契約締結後のプロセスにおける監査リスク評価においても有意義な結果をもたらすことになり、それは監査の結果としての意義を高めることにつながると考えられる。

したがって、本研究における契約評価モデルの構築から得られた知見は、今後の研究課題の基礎として十分に意義をもつものと考えられる。それは、現実にはいかなる契約リスク評価が行われているのかを理解することなく、その判断形成の改善のあり方を探求することはできないからであり、この意味において、本研究は今後の応用研究の基礎を示したといえることができる。

以上のように、本研究において提示した契約リスク評価モデルは、リスク・アプローチ全体における共通の基本モデルとして役立つものであると考えられる。

監査契約締結における監査人のリスク評価を分析するためのアンケート調査（質問票）

神戸大学大学院経営学研究科博士後期課程
実証研究調査グループ(内藤教授研究室)

〈ご回答のお願い〉

1. 本アンケート調査は、わが国において証券取引法監査および商法特例法監査の契約を締結する際、公認会計士の方々が監査契約の締結に対してどのような評価をなさっておられるのか、とくにクライアントのビジネス・リスク、監査リスク、および監査事務所自体のビジネス・リスクに対する評価について、実証的に明らかにする目的をもっています。このような研究は、すでにアメリカにおいて Johnstone (2000)が調査していますが、本調査は、わが国においてははじめてのことと考えられます。
2. ご回答にあたっては、本質問票とは別の「回答用紙」の方にご記入のうえ、ご返送下さいますようお願い申し上げます。
3. ご回答は統計的にのみ処理し、個別情報を公表することは一切ございません。なお、ご回答は無記名とさせていただきます。
4. ご回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒をご利用のうえ、11 月 30 日(金)までに投函してください。ご協力をお願い申し上げます。
5. 本調査に関するお問い合わせは、実証研究グループ代表石垣、E-mail アドレス (IZL03232@nifty.ne.jp)までお願いいたします。

***お手数ですが、ご回答は、別紙「回答用紙」の方へご記入下さいますようお願い申し上げます。**

I. 問1から問3に示した3つのケースにおいて、監査契約を締結される場合に、契約リスクを構成するつぎの3つのリスクについて、どの要因を重視されますでしょうか。お伺いいたします。

なお、ここでは3つのリスクをつぎのように定義しています。

(a) クライアントのビジネス・リスク

たとえば収益性や流動性に示される、クライアントの経営状態が、短期あるいは長期において悪化するというリスク。

(b) 監査リスク

監査人が、財務諸表における虚偽の表示を見逃して意見を適切に修正し損なうというリスク。本調査においては、監査リスクの構成要素のうち、固有リスクおよび統制リスクに対する評価を問題としています。

(c) 監査事務所自体のビジネス・リスク

たとえば監査事務所の収益性の低下や、将来起こる可能性のある訴訟または評判の悪化によって、監査事務所が損害を被るというリスク。

問1 ケースAにおいてクライアントのビジネス・リスクを評価するとき、A1からA5の要因を、重視する順に並べてください。また、他によりよい判断ができると考えられる要因があれば具体的にご記入ください。

ケースA: クライアントは、革新的なIT事業で知られる大企業であり、ビジネス・モデルに独自性がある成長性の高い優良企業である。

ただし、つぎの状況が生じている。

- A1 産業間の競争は激化しており、競合他社が最新技術を安価かつ高性能で実現したため、クライアントの技術は陳腐化して技術の優位性が逆転している。
- A2 前期期末の主要な財務比率15のうち、その35%が産業平均より低い数値を示している。
- A3 今年度の売上高はピーク時の売上高の40%にまで減少する見通しとなり、かつ多額の研究開発費を投じたため当期は赤字決算が予想されている。
- A4 クライアントの長期経営計画は、特定分野に対してのみ設定されている。
- A5 主要な取引銀行はクライアントを要注意先と分類査定している。

順位	1	2	3	4	5
記号					
ケース A の A1 から A5 以外の要因	たとえばどのような要因を判断基準とするのかについて具体例をご記入ください。				

問2 ケースBにおいてクライアントの監査リスクを評価するとき、B1からB5の要因を、重視する順に並べてください。また、これらの他によりよい判断ができると考えられる要因があれば具体的にご記入ください。

ケースB： クライアントは、革新的なIT事業で知られる大企業であり、ビジネス・モデルに独自性がある成長性の高い優良企業である。

ただし、つぎの状況が生じている。

B1 クライアントはその事業内容の性質上、不安定な成長パターンをもつ傾向がある。

B2 過去に複雑な会計上の問題が発生したときに、経営者は監査人の意見に否定的な見解を示した経緯がある。

B3 総資産に対する売上債権の比率が同業他社平均より高い。

B4 経営トップのセキュリティ・ポリシーに対する意識は低いため、リスク管理に実効性が乏しい。

B5 内部監査部門は備えられていない。

順位	1	2	3	4	5
記号					
ケース B の B1 から B5 以外の要因	たとえばどのような要因を判断基準とするのかについて具体例をご記入ください。				

問3 ケースCのクライアントとの監査契約を締結する場合、貴監査事務所自体のビジネス・リスクを評価するとき、C1からC5の要因を、重視する順に並べてください。また、これらの他によりよい判断ができると考えられる要因があれば具体的にご記入ください。

ケースC： クライアントは、革新的なIT産業で知られる大企業であり、ビジネス・モデルに独自性がある成長性の高い優良企業である。

ただし、つぎの状況が生じている。

- C1 クライアントに対しての貴監査事務所の専門的知識の水準は、他の大規模監査事務所と比べてかなり低い。
- C2 当該契約を締結してもコンサルティングあるいは税務などの非監査業務を提供できる可能性は低い。
- C3 他の監査事務所と価格戦略において競合する可能性が大きい。
- C4 賠償責任問題が生じる可能性がある。
- C5 クライアントは公開会社である。

順位	1	2	3	4	5
記号					
ケース C の C1 から C5 以外の要因	たとえばどのような要因を判断基準とするのかについて具体例をご記入ください。				

Ⅱ. 監査リスクに対する評価とクライアントのビジネス・リスクに対する評価との関係についてお伺いします。

問 4-1 もしクライアントの監査リスクを見積ると仮定すると、ケース A の要因(A1~A5)によるクライアントのビジネス・リスクに対する評価の高低が、その監査リスクの見積りに影響を与えますか。

全く影響しない	影響しない	どちらともいえない	影響する	大きく影響する
☐	☐	☐	☐	☐

問 4-2 もしクライアントの経営状態が悪化すると仮定すると、ケース B の要因(B1~B5)による監査リスクに対する評価の高低が、経営状態の悪化の程度の見積りに影響を与えますか。

全く影響しない	影響しない	どちらともいえない	影響する	大きく影響する
☐	☐	☐	☐	☐

Ⅲ. 監査リスクに対する評価と監査事務所自体のビジネス・リスクに対する評価との関係についてお伺いします。

問 5-1 もし監査契約を締結すれば監査人が損害を被る可能性があるとして仮定すると、ケース B の要因(B1~B5)による監査リスクに対する評価の高低が、損害を被る可能性の見積りに影響を与えますか。

全く影響しない	影響しない	どちらともいえない	影響する	大きく影響する

☐	☐	☐	☐	☐

問 5-2 クライアントの監査リスクを見積る場合、ケース C の要因(C1~C5)による監査人自体のビジネス・リスクに対する評価の高低が、監査リスクの見積りに影響を与えますか。

全く影響しない	影響しない	どちらともいえない	影響する	大きく影響する

☐	☐	☐	☐	☐

IV. クライアントのビジネス・リスクに対する評価と監査事務所自体のビジネス・リスクに対する評価との間の関係についてお伺いします。

問 6-1 もし監査契約を締結すれば監査人が損害を被る可能性があるとして仮定すると、ケース A の要因(A1~A5)によるクライアントのビジネス・リスクに対する評価の高低が、損害を被る可能性の見積りに影響を与えますか。

全く影響しない	影響しない	どちらともいえない	影響する	大きく影響する

☐	☐	☐	☐	☐

問 6-2 もしクライアントの経営状態が悪化すると仮定すると、ケース C の要因(C1~C5)による監査事務所自体のビジネス・リスクに対する評価の高低が、経営状態の悪化の程度の見積りに影響を与えますか。

全く影響しない	影響しない	どちらともいえない	影響する	大きく影響する

☐	☐	☐	☐	☐

V. クライアントのビジネス・リスクに対する評価と監査契約の締結との間の関係についてお伺いします。

問 7-1 ケース A のクライアントとの監査契約の締結を考える場合、クライアントのビジネス・リスクに対する評価の高低が、監査契約を締結する可能性に影響を与えますか。

全く影響しない	影響しない	どちらともいえない	影響する	大きく影響する
☐	☐	☐	☐	☐

問 7-2 もしケース A のクライアントのビジネス・リスクが低いと判断するならば、クライアントと監査契約を締結しますか。

他の条件に関わらず しない	他の条件によって はしない	どちらともいえない	他の条件を考慮しない としたらする	他の条件に関わらず する
☐	☐	☐	☐	☐

Ⅵ. 監査事務所自体のビジネス・リスクに対する評価が、監査リスクの見積りと監査契約締結との間の関係に与える影響についてお伺いします。

問 8-1 ケース B の要因(B1~B5)による監査リスクの見積りの高低によって監査契約を締結するかどうかを決定する場合に、さらに監査事務所自体のビジネス・リスクの評価の高低を考慮することは、契約を締結する可能性に影響を与えますか。

全く影響を与えない	影響を与えない	どちらともいえない	影響を与える	大きく影響を与える
☐	☐	☐	☐	☐

問 8-2 もしクライアントは監査リスクが非常に高い企業であり、監査リスクの見積りだけから判断すれば契約を回避した方がよいと判断するような場合であっても、ケース C の要因(C1~C5)による監査事務所自体のビジネス・リスクの評価の高低を考慮することによって、その判断が変わる可能性はどの程度ありますか。

非常に低い	低い	どちらともいえない	高い	非常に高い
☐	☐	☐	☐	☐

Ⅶ. 監査事務所自体のビジネス・リスクに対する評価が、クライアントのビジネス・リスクの見積りと監査契約締結との間の関係に与える影響についてお伺いします。

問 9-1 ケース A の要因(A1~A5)によるクライアントのビジネス・リスクの見積りの高低によって監査契約を締結するかどうかを決定する場合に、さらに監査事務所自体のビジネス・リスクの評価の高低を考慮することは、契約を締結する可能性に影響を与えますか。

全く影響を与えない	影響を与えない	どちらともいえない	影響を与える	大きく影響を与える

☐	☐	☐	☐	☐

問 9-2 もしクライアントはビジネス・リスクが非常に高い企業であり、ビジネス・リスクの見積りだけから判断すれば契約を回避した方がよいと判断するような場合であっても、ケース C の要因(C1~C5)による監査事務所自体のビジネス・リスクの評価の高低を考慮することによって、その判断が変わる可能性はどの程度ありますか。

非常に低い	低い	どちらともいえない	高い	非常に高い

☐	☐	☐	☐	☐

VII. 監査リスクに対する評価と追加的な手続との関係についてお伺いします。

問 10-1 もしクライアントについて、ケース B の要因(B1~B5)によって監査リスクが高いと見積られる場合には、これらの要因に対処するための何らかの追加的な手続を監査計画に組み込む可能性はどの程度ありますか。

非常に低い	低い	どちらともいえない	高い	非常に高い

☐	☐	☐	☐	☐

問10-2 他の監査人が追加的な手続を監査計画に組み込んでいると知ったとき、あなたはそのクライアントが監査リスクが高い企業であると考えますか。

そうは思わない	そうとは限らない	どちらともいえない	その可能性がある	そう確信する

☐	☐	☐	☐	☐

IX. クライアントのビジネス・リスクに対する評価と追加的な手続との関係についてお伺いします。

問11-1 ケース A の要因(A1~A5)によってビジネス・リスクが高いと見積られる場合には、これらの要因に対処するための何らかの追加的な手続を監査計画に組み込む可能性はどの程度ありますか。

非常に低い	低い	どちらともいえない	高い	非常に高い

☐	☐	☐	☐	☐

問11-2 他の監査人が追加的な手続を監査計画に組み込んでいると知ったとき、あなたは
そのクライアントがビジネス・リスクが高い企業であると考えますか。

そうは思わない そうとは限らない どちらともいえない その可能性がある そう確信する

☐	☐	☐	☐	☐
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

X. 追加的な手続が、クライアントのビジネス・リスクに対する評価と監査契約締結との間の関係に与える影響についてお伺いします。

問 12-1 ケース A の要因(A1~A5)によるビジネス・リスクの見積りの高低によって監査契約を締結するかどうかを決定する場合と、その決定に際してさらに追加的な手続を監査計画に組み込むことを考慮する場合とでは、その決定が異なる結果になる可能性はどの程度ありますか。

非常に低い 低い どちらともいえない 高い 非常に高い

☐	☐	☐	☐	☐
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

問12-2 回答をされている方が、実際にビジネス・リスクが高いクライアントとの監査契約を締結するかどうかを決定する場合には、追加的な手続を監査計画に組み込むことを条件に、監査契約を締結する決定を行いますか。

いいえ どちらともいえない はい

☐	☐	☐
--------------------------	--------------------------	--------------------------

XI. 追加的な手続が、監査リスクに対する評価と監査契約締結との間の関係に与える影響についてお伺いします。

問13-1 ケース B の要因(B1~B5)による監査リスクの見積りの高低によって、監査契約を締結するかどうかを決定する場合と、その決定に際してさらに追加的な手続を監査計画に組み込むことを考慮する場合とでは、その決定が異なる結果になる可能性はどの程度ありますか。

非常に低い 低い どちらともいえない 高い 非常に高い

☐	☐	☐	☐	☐
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

問13-2 回答をされている方が、実際に監査リスクが高いクライアントとの監査契約を締

結するかどうかを決定する場合には、追加的な手続を監査計画に組み込むことを条件に、監査契約を締結するかどうかの決定を行いますか。

いいえ	どちらともいえない	はい

☐	☐	☐

XII. 追加的な手続が、監査事務所自体のビジネス・リスクに対する評価と監査契約締結との間の関係に与える影響についてお伺いします。

問 14-1 ケース C の要因(C1~C5)による監査事務所自体のビジネス・リスクの見積りの高低によって、監査契約を締結するかどうかの決定を行う場合と、その決定に際してさらに追加的な手続を監査計画に組み込むことを考慮する場合とでは、その決定が異なる結果になる可能性はどの程度ありますか。

非常に低い	低い	どちらともいえない	高い	非常に高い

☐	☐	☐	☐	☐

問14-2 回答をされている方が、実際に監査事務所自体のビジネス・リスクが高いクライアントとの監査契約を締結するかどうかを決定する場合には、追加的な手続を監査計画に組み込むことを条件に、監査契約を締結するかどうかの決定を行いますか。

いいえ	どちらともいえない	はい

☐	☐	☐

XIII. 報酬体系と契約リスクの見積りおよび監査契約締結との間の関係についてお伺いします。

問15-1 もし貴監査事務所の報酬体系が、クライアント獲得の業績と連動していると仮定すると、そうでない場合と比べて、監査契約締結時における契約リスクの評価を低く見積られるでしょうか。その可能性の程度をお答えください。

非常に低い	低い	どちらともいえない	高い	非常に高い

☐	☐	☐	☐	☐

問15-2 もし監査契約の締結の件数あるいは契約金額が、ご自身の監査事務所内の昇進や給与と連動していると仮定すると、クライアントのビジネス・リスク、監査リス

非常に低い 低い どちらともいえない 高い 非常に高い

☐ ☐ ☐ ☐ ☐

回答用紙

2001年11月実施

(監査契約締結における監査人のリスク評価を分析するためのアンケート調査)

I.

問 1

順位	1	2	3	4	5
記号					
ケース A の A1 から A5 以外の要因	たとえばどのような要因を判断基準とするのかについて具体例 をご記入ください。				

問 2

順位	1	2	3	4	5
記号					
ケース B の B1 から B5 以外の要因	たとえばどのような要因を判断基準とするのかについて具体例 をご記入ください。				

問 3

順位	1	2	3	4	5
記号					

ケース C の C1 から C5 以外の要因	たとえばどのような要因を判断基準とするのかについて具体例 をご記入ください。
---------------------------	---

Ⅱ.

問 4-1

全く影響しない	影響しない	どちらともいえない	影響する	大きく影響する
☐	☐	☐	☐	☐

問 4-2

全く影響しない	影響しない	どちらともいえない	影響する	大きく影響する
☐	☐	☐	☐	☐

Ⅲ.

問 5-1

全く影響しない	影響しない	どちらともいえない	影響する	大きく影響する
☐	☐	☐	☐	☐

問 5-2

全く影響しない	影響しない	どちらともいえない	影響する	大きく影響する
☐	☐	☐	☐	☐

Ⅳ.

問 6-1

全く影響しない	影響しない	どちらともいえない	影響する	大きく影響する
☐	☐	☐	☐	☐

問 6-2

全く影響しない	影響しない	どちらともいえない	影響する	大きく影響する

☐	☐	☐	☐	☐

V.

問 7-1

全く影響しない	影響しない	どちらともいえない	影響する	大きく影響する

☐	☐	☐	☐	☐

問 7-2

他の条件に関わらず しない	他の条件によって はしない	どちらともいえない	他の条件を考慮しない としたらする	他の条件に関わらず する

☐	☐	☐	☐	☐

VI.

問 8-1

全く影響を与えない	影響を与えない	どちらともいえない	影響を与える	大きく影響を与える

☐	☐	☐	☐	☐

問 8-2

非常に低い	低い	どちらともいえない	高い	非常に高い

☐	☐	☐	☐	☐

VII.

問 9-1

全く影響を与えない	影響を与えない	どちらともいえない	影響を与える	大きく影響を与える

☐	☐	☐	☐	☐

問 9-2

非常に低い	低い	どちらともいえない	高い	非常に高い

☐	☐	☐	☐	☐

VII.

問 10-1

非常に低い	低い	どちらともいえない	高い	非常に高い
☐	☐	☐	☐	☐

問 10-2

そうは思わない	そうとは限らない	どちらともいえない	その可能性がある	そう確信する
☐	☐	☐	☐	☐

IX.

問11-1

非常に低い	低い	どちらともいえない	高い	非常に高い
☐	☐	☐	☐	☐

問 11-2

そうは思わない	そうとは限らない	どちらともいえない	その可能性がある	そう確信する
☐	☐	☐	☐	☐

X.

問 12-1

非常に低い	低い	どちらともいえない	高い	非常に高い
☐	☐	☐	☐	☐

問12-2

いいえ	どちらともいえない	はい
☐	☐	☐

XI.

問13-1

非常に低い	低い	どちらともいえない	高い	非常に高い
☐	☐	☐	☐	☐

問 13-2

いいえ	どちらともいえない	はい
☐	☐	☐

XII.

問 14-1

非常に低い	低い	どちらともいえない	高い	非常に高い
☐	☐	☐	☐	☐

問 14-2

いいえ	どちらともいえない	はい
☐	☐	☐

XIII.

問 15-1

非常に低い	低い	どちらともいえない	高い	非常に高い
☐	☐	☐	☐	☐

問 15-2

非常に低い	低い	どちらともいえない	高い	非常に高い
☐	☐	☐	☐	☐

XIV.

問 16-1 ()

問 16-2 ()

問 16-3 ()

問 16-4 (年)

問 16-5 (ある、ない)

***アンケートにご協力いただきありがとうございました。**

本回答用紙を同封の返信用封筒にて、11月30日(金)までにご返送の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

監査契約締結時における監査リスクの評価に関するアンケート調査(質問票)

神戸大学大学院経営学研究科博士後期課程 3年

石垣 京子

公認会計士の皆様方には、2001年11月実施の「監査契約締結における監査人のリスク評価を分析するためのアンケート調査」結果を過日(昨年5月)に郵送させていただきましたように、多数のご協力を下さいましたことを、記して心より感謝申し上げます。

さて、前回の実証研究調査グループ(神戸大学大学院経営学研究科・内藤研究室)のアンケート調査結果により、わが国において証券取引法監査および商法特例法監査の契約を締結する際、監査契約締結の可否決定における最も重要な判断基準となるリスクは監査リスクであるという結果を得ております。その後私自身が研究を続けていますので、アンケート調査をさせていただきます。

本アンケート調査では、公認会計士の方々が監査契約の締結に対してどのような評価をなさっておられるのかを、特に監査リスクに対する評価について実証的に明らかにする目的をもっています。このような研究は、前回の調査に続きわが国でははじめてのことと考えられます。

〈ご回答に際してのお願い〉

1. ご回答にあたりましては、本質問票とは別の「回答用紙」の方にご記入のうえ、ご返送下さいますようお願い申し上げます。
2. ご回答いただきました内容は、すべて統計的にのみ処理し、個々の調査内容については個別情報を公表することは一切ございません。
3. ご回答いただきました調査票は、同封の返信用封筒をご利用のうえ、8月25日(月)迄にご投函下さいますよう、お願い申し上げます。
4. 本調査に関するお問い合わせは、神戸大学大学院博士後期課程 石垣京子、E-mail アドレス(kyokoi217@yahoo.co.jp)までお願いいたします。ご多忙のところ誠に恐縮でございますが、何卒この調査にご協力下さいますようお願い申し上げます。

お手数でございますが、ご回答は別紙「回答用紙」の方へご記入下さいますよう、お願い申し上げます。

質 問 事 項

本調査においては、先行研究および監査基準から、監査リスクの評価の要因として想定される30個の要因(F1からF30)を抽出しています。

次ページ以降の表の各項目について、該当するものに○印をご記入下さい。

なお、ここでは財務諸表全体のレベルにおける監査リスクを対象とし、固有リスクおよび統制リスクを以下のように定義しています。また、本調査の目的は、公認会計士の皆様が固有リスク、統制リスク、監査契約締結に関するリスクを評価するうえで、どのような要因を重視しておられるのかを明らかにすることでございます。したがって、本回答に正答はなく、本調査では皆様の実務的評価に関心をもっている次第でございます。

固有リスク	「関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、財務諸表に重要な虚偽の表示がなされる可能性」をいい、本調査においては、企業内外の経営環境により影響を受けるリスクを問題としています。
統制リスク	「財務諸表の重要な虚偽の表示が、企業の内部統制によって防止又は適時に発見されない可能性」をいい、本調査においては、特に内部統制全体に影響を及ぼす統制環境及び主要な統制活動を対象としています。

1. 要因	2. この要因は、次の4つのうちのどれに最もよく当てはまりますか。	3. この要因は、固有リスクまたは統制リスクの評価においてどの程度重要でしょうか。	4. この要因は監査契約締結の可否の判断においてどの程度重要でしょうか。	5. この要因がある場合に、監査リスクを軽減する方策を実施されるでしょうか。	6. リスク軽減策を実施される場合、監査リスクを抑える具体的な方策として最も重要と考えるものを下記のaからfより1つお選び下さい。
F1 経営者のボーナス制度が報告利益に連動している。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、 <u>いずれでもない</u>	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	する、しない	a, b, c, d, e, f
F2 以前に監査を受けたことのない新しい企業か、あるいは前任監査人から十分な情報を入手できない。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 <u>どちらともいえない</u> 、いずれでもない	1 2 <u>3</u> 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 <u>7</u>	する、 <u>しない</u>	a, b, c, d, e, f
F3 その企業が属する産業は安定的でなく、多くの事業の失敗に伴い衰退している傾向がある。	固有リスクの要因、 <u>統制リスクの要因</u> どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 <u>5</u> 6 7	1 <u>2</u> 3 4 5 6 7	<u>する</u> 、しない	a, b, c, d, e, <u>f</u>
F4 経営者が現存の統制手続を回避する、あるいは無効にする動機となる要因が存在する。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	見 本		する、しない	a, b, c, d, e, f

注) 実施するリスク軽減策の選択肢

- a) 高い経験水準や専門的知識をもつ監査人を、契約に携わるチームに割当てる。
- c) 実証性テストや年度末テストの重視、サンプル・サイズの拡大等、テストを拡大する。
- e) 通常の審査パートナーのレビューに加えて、追加的なレビューを条件とする。

- b) その企業について収集する情報量を増加する
- d) 収集される必要がある監査証拠について計画する。
- f) 報酬率の値上げを要請する。

「監査契約締結時における監査リスクの評価に関するアンケート調査」2003年8月実施

1. 要因	2. この要因は、次の4つのうちのどれに最もよく当てはまりますか。	3. この要因は、固有リスクまたは統制リスクの評価においてどの程度重要でしょうか。	4. この要因は監査契約締結の可否の判断においてどの程度重要でしょうか。	5. この要因がある場合に、監査リスクを軽減する方策を実施されるでしょうか。	6. リスク軽減策を実施される場合、監査リスクを抑える具体的な方策として最も重要と考えるものを下記のaからfより1つお選び下さい。
F5 経営上や財務上の決定事項が個人あるいは少数により支配されている。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	する、しない	a, b, c, d, e, f
F6 過去に、その企業の経営陣は貴監査事務所の監査修正を不本意ながら受け入れた経緯がある。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する、しない	a, b, c, d, e, f
F7 前期の財務諸表監査で見えられた既知のあるいは見込まれる誤謬や不正の性質、原因や金額が重大である。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する、しない	a, b, c, d, e, f
F8 通常の業務過程にはない重大かつ異常な関連当事者間取引が存在する。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する、しない	a, b, c, d, e, f
F9 過去数年にわたり、経営陣の交替が早い。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	見 本		する、しない	a, b, c, d, e, f

F10 取引の承認に対して、確立された有効な規定がない。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F11 電算処理システムにおける全般統制が有効でない。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F12 経営者は、利益計画を達成することを過度に重視する。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F13 内部への財務報告に誤謬の可能性がある。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F14 資産や会計記録を保護するための実際上の有効な規定がない。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F15 取締役会の監督または監査役会(監査委員会)もしくは監査役の監査の機能が有効でない。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F16 財務報告プロセスに関連する業務に従事する従業員(例えば、財務管理、電算処理、経理、内部監査の人員)間において、職務の分掌や連携が適切でない。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
見 本					

注) 実施するリスク軽減策の選択肢

- | | |
|---|--|
| <p>a) 高い経験水準や専門的知識をもつ監査人を、契約に携わるチームに割当てる。</p> <p>c) 実証性テストや年度末テストの重視、サンプル・サイズの拡大等、テストを拡大する。</p> <p>e) 通常の審査パートナーのレビューに加えて、追加的なレビューを条件とする。</p> | <p>b) その企業について収集する情報量を増加する</p> <p>d) 収集される必要がある監査証拠について計画する。</p> <p>f) 報酬率の値上げを要請する。</p> |
|---|--|

1. 要因	2. この要因は、次の4つのうちのどれに最もよく当てはまりますか。	3. この要因は、固有リスクまたは統制リスクの評価においてどの程度重要でしょうか。	4. この要因は監査契約締結の可否の判断においてどの程度重要でしょうか。	5. この要因がある場合に、監査リスクを軽減する方策を実施されるでしょうか。	6. リスク軽減策を実施される場合、監査リスクを抑える具体的な方策として最も重要と考えるものを下記のaからfより1つお選び下さい。
F17 非現実的な目標を奨励するなど、予算管理レベルや予算編成が適切でない。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F18 内部への財務報告における誤謬の発見、修正が迅速でない。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F19 多くの異論のある困難な会計上の問題が存在する(例えば、繰延税金資産の実現可能性の問題など)。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F20 その企業が属する産業の他企業と比較して、その企業の収益性は不十分または変わりやすい。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F21 会計基準に対するその企業の経理担当者の知識の程度は低い。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	見 本		する, しない	a, b, c, d, e, f

F22 経済諸要素(例えば、インフレーション、利子率、失業者数など)への、その企業の業績の感応度が高い。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F23 発見された欠陥を報告する際の内部監査の機能が有効でない。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F24 ゴーイング・コンサーンとして継続する企業の能力についての重要な疑義を生じる内的あるいは外的な事情がある。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F25 過去数年にわたり、経理担当社員の交替が早い。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F26 予算差異分析が適切でない。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F27 経営陣が、例えば利益を増加させる会計方針を積極的に適用するなど、有利な決算報告をしようとする傾向がある。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	見 本		する, しない	a, b, c, d, e, f

注) 実施するリスク軽減策の選択肢

- | | |
|--|----------------------------|
| a) 高い経験水準や専門的知識をもつ監査人を、契約に携わるチームに割当てる。 | b) その企業について収集する情報量を増加する |
| c) 実証性テストや年度末テストの重視、サンプル・サイズの拡大等、テストを拡大する。 | d) 収集される必要がある監査証拠について計画する。 |
| e) 通常の審査パートナーのレビューに加えて、追加的なレビューを条件とする。 | f) 報酬率の値上げを要請する。 |

1. 要因	2. この要因は、次の4つのうちのどれに最もよく当てはまりますか。	3. この要因は、固有リスクまたは統制リスクの評価においてどの程度重要でしょうか。	4. この要因は監査契約締結の可否の判断においてどの程度重要でしょうか。	5. この要因がある場合に、監査リスクを軽減する方策を実施されるでしょうか。	6. リスク軽減策を実施される場合、監査リスクを抑える具体的な方策として最も重要と考えるものを下記のaからfより1つお選び下さい。
F28 内部監査スタッフに割り当てられた職務、責務、報告ラインが適切でない。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	する、しない	a, b, c, d, e, f
F29 経営陣が異例の事業リスクを受け入れるという評判がある。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	見 本		する、しない	a, b, c, d, e, f
F30 問題を明らかにする際の内部への財務報告の有効性に欠ける。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない			する、しない	a, b, c, d, e, f

注) 実施するリスク軽減策の選択肢

- | | |
|--|----------------------------|
| a) 高い経験水準や専門的知識をもつ監査人を、契約に携わるチームに割り当てる。 | b) その企業について収集する情報量を増加する |
| c) 実証性テストや年度末テストの重視、サンプル・サイズの拡大等、テストを拡大する。 | d) 収集される必要がある監査証拠について計画する。 |
| e) 通常の審査パートナーのレビューに加えて、追加的なレビューを条件とする。 | f) 報酬率の値上げを要請する。 |

最後に、回答をしていただいている方ご自身についてお伺いします。

(統計集計上、重要な参考資料としてお伺いするものであり、回答者が特定されることはございませんのでご協力をお願い申し上げます。)

(1) 回答をしていただいている方の役職について該当するものの番号をご記入下さい。

① 代表社員 ②社員 ③左記以外の CPA

(2) 回答をしていただいている方の年代について該当するものの番号をご記入下さい。

① 20代 ② 30代 ③ 40代 ④ 50代以上

(3) 貴監査事務所の証券取引法監査および商法特例法監査の関与会社数は、次の区分のうちのいずれに該当するでしょうか。該当する番号でお答え下さい。

① 300以上 ② 100以上300未満 ③ 50以上100未満 ④ 10以上50未満
⑤ 10未満

(4) 回答をしていただいている方の公認会計士としての経験は何年でしょうか。年数をお書き下さい。

(5) 回答をしていただいている方は、実際に監査契約を締結するかどうかの決定を行った経験がおありでしょうか。該当する方に○印をおつけ下さい。

ある, ない

アンケートにご協力下さいまして誠にありがとうございました。

ご回答は別紙「回答用紙」にてご記入の上、8月25日(月)までに、同封の返信用封筒にてご返送のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、調査結果の郵送をご自宅の方にご希望の場合は、その旨をご記入くださいますようお願いいたします。ご記入のない場合は、事務所の方に郵送させていただきます。

回答用紙

「監査契約締結時における監査リスクの評価に関するアンケート調査」回答用紙

1. 要因	2. この要因は、次の4つのうちのどれに最もよく当てはまりますか。	3. この要因は、固有リスクまたは統制リスクの評価においてどの程度重要でしょうか。	4. この要因は監査契約締結の可否の判断においてどの程度重要でしょうか。	5. この要因がある場合に、監査リスクを軽減する方策を実施されるでしょうか。	6. リスク軽減策を実施される場合、監査リスクを抑える具体的な方策として最も重要と考えるものを下記の a から f より1つお選び下さい。
F1 経営者のボーナス制度が報告利益に連動している。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	する、しない	a, b, c, d, e, f
F2 以前に監査を受けたことのない新しい企業か、あるいは前任監査人から十分な情報を入手できない。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する、しない	a, b, c, d, e, f
F3 その企業が属する産業は安定的でなく、多くの事業の失敗に伴い衰退している傾向がある。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する、しない	a, b, c, d, e, f
F4 経営者が現存の統制手続を回避する、あるいは無効にする動機となる要因が存在する。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する、しない	a, b, c, d, e, f

注) 実施するリスク軽減策の選択肢

- a) 高い経験水準や専門的知識をもつ監査人を、契約に携わるチームに割当てる。
- c) 実証性テストや年度末テストの重視、サンプル・サイズの拡大等、テストを拡大する。
- e) 通常の審査パートナーのレビューに加えて、追加的なレビューを条件とする。

- b) その企業について収集する情報量を増加する
- d) 収集される必要がある監査証拠について計画する。
- f) 報酬率の値上げを要請する。

「監査契約締結時における監査リスクの評価に関するアンケート調査」回答用紙

1. 要因	2. この要因は、次の4つのうちのどれに最もよく当てはまりますか。	3. この要因は、固有リスクまたは統制リスクの評価においてどの程度重要でしょうか。	4. この要因は監査契約締結の可否の判断においてどの程度重要でしょうか。	5. この要因がある場合に、監査リスクを軽減する方策を実施されるでしょうか。	6. リスク軽減策を実施される場合、監査リスクを抑える具体的な方策として最も重要と考えるものを下記のaからfより1つお選び下さい。
F5 経営上や財務上の決定事項が個人あるいは少数により支配されている。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F6 過去に、その企業の経営陣は貴監査事務所の監査修正を不本意ながら受け入れた経緯がある。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F7 前期の財務諸表監査で発見された既知のあるいは見込まれる誤謬や不正の性質、原因や金額が重大である。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F8 通常の業務過程にはない重大かつ異常な関連当事者間取引が存在する。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F9 過去数年にわたり、経営陣の交替が早い。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f

「監査契約締結時における監査リスクの評価に関するアンケート調査」回答用紙

F10 取引の承認に対して、確立された有効な規定がない。	固有リスクの要因, 統制リスクの要因 どちらともいえない, いずれでもない	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F11 電算処理システムにおける全般統制が有効でない。	固有リスクの要因, 統制リスクの要因 どちらともいえない, いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F12 経営者は、利益計画を達成することを過度に重視する。	固有リスクの要因, 統制リスクの要因 どちらともいえない, いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F13 内部への財務報告に誤謬の可能性がある。	固有リスクの要因, 統制リスクの要因 どちらともいえない, いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F14 資産や会計記録を保護するための実際上の有効な規定がない。	固有リスクの要因, 統制リスクの要因 どちらともいえない, いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F15 取締役会の監督または監査役会(監査委員会)もしくは監査役の監査の機能が有効でない。	固有リスクの要因, 統制リスクの要因 どちらともいえない, いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F16 財務報告プロセスに関連する業務に従事する従業員(例えば、財務管理、電算処理、経理、内部監査の人員)間において、職務の分掌や連携が適切でない。	固有リスクの要因, 統制リスクの要因 どちらともいえない, いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f

注) 実施するリスク軽減策の選択肢

- a) 高い経験水準や専門的知識をもつ監査人を、契約に携わるチームに割当てる。
- c) 実証性テストや年度末テストの重視、サンプル・サイズの拡大等、テストを拡大する。
- e) 通常の審査パートナーのレビューに加えて、追加的なレビューを条件とする。

- b) その企業について収集する情報量を増加する
- d) 収集される必要がある監査証拠について計画する。
- f) 報酬率の値上げを要請する。

「監査契約締結時における監査リスクの評価に関するアンケート調査」回答用紙

1. 要因	2. この要因は、次の4つのうちのどれに最もよく当てはまりますか。	3. この要因は、固有风险または統制リスクの評価においてどの程度重要でしょうか。	4. この要因は監査契約締結の可否の判断においてどの程度重要でしょうか。	5. この要因がある場合に、監査リスクを軽減する方策を実施されるでしょうか。	6. リスク軽減策を実施される場合、監査リスクを抑える具体的な方策として最も重要と考えるものを下記のaからfより1つお選び下さい。
F17 非現実的な目標を奨励するなど、予算管理レベルや予算編成が適切でない。	固有风险の要因, 統制リスクの要因 どちらともいえない, いずれでもない	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F18 内部への財務報告における誤謬の発見、修正が迅速でない。	固有风险の要因, 統制リスクの要因 どちらともいえない, いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F19 多くの異論のある困難な会計上の問題が存在する(例えば、繰延税金資産の実現可能性の問題など)。	固有风险の要因, 統制リスクの要因 どちらともいえない, いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F20 その企業が属する産業の他企業と比較して、その企業の収益性は不十分または変わりやすい。	固有风险の要因, 統制リスクの要因 どちらともいえない, いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F21 会計基準に対するその企業の経理担当者の知識の程度は低い。	固有风险の要因, 統制リスクの要因 どちらともいえない, いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f

F22 経済諸要素(例えば、インフレーション、利子率、失業者数など)への、その企業の業績の感応度が高い。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F23 発見された欠陥を報告する際の内部監査の機能が有効でない。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F24 ゴーイング・コンサーンとして継続する企業の能力についての重要な疑義を生じる内的あるいは外的な事情がある。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F25 過去数年にわたり、経理担当社員の交替が早い。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F26 予算差異分析が適切でない。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f
F27 経営陣が、例えば利益を増加させる会計方針を積極的に適用するなど、有利な決算報告をしようとする傾向がある。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する, しない	a, b, c, d, e, f

注) 実施するリスク軽減策の選択肢

- | | |
|--|----------------------------|
| a) 高い経験水準や専門的知識をもつ監査人を、契約に携わるチームに割当てる。 | b) その企業について収集する情報量を増加する |
| c) 実証性テストや年度末テストの重視、サンプル・サイズの拡大等、テストを拡大する。 | d) 収集される必要がある監査証拠について計画する。 |
| e) 通常の審査パートナーのレビューに加えて、追加的なレビューを条件とする。 | f) 報酬率の値上げを要請する。 |

1. 要因	2. この要因は、次の4つのうちのどれに最もよく当てはまりますか。	3. この要因は、固有リスクまたは統制リスクの評価においてどの程度重要でしょうか。	4. この要因は監査契約締結の可否の判断においてどの程度重要でしょうか。	5. この要因がある場合に、監査リスクを軽減する方策を実施されるでしょうか。	6. リスク軽減策を実施される場合、監査リスクを抑える具体的な方策として最も重要と考えるものを下記のaからfより1つお選び下さい。
F28 内部監査スタッフに割り当てられた職務、責務、報告ラインが適切でない。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	重要でない ← 重要である → 1 2 3 4 5 6 7	する、しない	a, b, c, d, e, f
F29 経営陣が異例の事業リスクを受け入れるという評判がある。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する、しない	a, b, c, d, e, f
F30 問題を明らかにする際の内部への財務報告の有効性に欠ける。	固有リスクの要因、統制リスクの要因 どちらともいえない、いずれでもない	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	する、しない	a, b, c, d, e, f

注) 実施するリスク軽減策の選択肢

- a) 高い経験水準や専門的知識をもつ監査人を、契約に携わるチームに割当てる。
- b) その企業について収集する情報量を増加する
- c) 実証性テストや年度末テストの重視、サンプル・サイズの拡大等、テストを拡大する。
- d) 収集される必要がある監査証拠について計画する。
- e) 通常の審査パートナーのレビューに加えて、追加的なレビューを条件とする。
- f) 報酬率の値上げを要請する。

最後に、回答をしていただいている方ご自身についてお伺いします。

(統計集計上、重要な参考資料としてお伺いするものであり、回答者が特定されることはございませんのでご協力をお願い申し上げます。)

(1) 回答をしていただいている方の役職について該当するものの番号をご記入下さい。

① 代表社員 ②社員 ③左記以外の CPA

(2) 回答をしていただいている方の年代について該当するものの番号をご記入下さい。

① 20代 ② 30代 ③ 40代 ④ 50代以上

(3) 貴監査事務所の証券取引法監査および商法特例法監査の関与会社数は、次の区分のうちのいずれに該当するでしょうか。該当する番号でお答え下さい。

① 300以上 ② 100以上300未満 ③ 50以上100未満 ④ 10以上50未満
⑤ 10未満

(4) 回答をしていただいている方の公認会計士としての経験は何年でしょうか。年数をお書き下さい。

(5) 回答をしていただいている方は、実際に監査契約を締結するかどうかの決定を行った経験がおありでしょうか。該当する方に○印をおつけ下さい。

ある, ない

アンケートにご協力下さいまして誠にありがとうございました。

ご回答は別紙「回答用紙」にてご記入の上、8月25日(月)までに、同封の返信用封筒にてご返送のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、調査結果の郵送をご自宅の方にご希望の場合は、その旨をご記入くださいますようお願いいたします。ご記入のない場合は、事務所の方に郵送させていただきます。

引用文献・参考文献

- 1) American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), *Consideration of the Internal Control Structure in a Financial Statement Audit, Audit Guide*, 1990.
- 2) American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Practice Alert No. 94-3, *Acceptance and Continuance of Audit Clients*, 1994.
- 3) American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), *AICPA Professional Standards*, Vol. 1, 1996.
- 4) American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), *AICPA Professional Standards*, Vol. 2, 1997.
- 5) American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), *Audit Risk and Materiality in Conducting an Audit*, Proposed Statement on Auditing Standards, Exposure Draft, 2002a.
- 6) American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), *Performing Audit Procedures in Response to Assessed Risks and Evaluating the Audit Evidence Obtained*, Proposed Statement on Auditing Standards, Exposure Draft, 2002 b .
- 7) Asare, S., K. Hackenbrack, and W. R. Knechel, *Evidence on the Key Factors Considered in the Client Acceptance Decision Process*, in *Auditing Symposium XIV : Proceeding of the 1994 Kansas Symposium on Auditing Problems*, 1994, pp. 1-33.
- 8) Asare, S. and W. R. Knechel, Termination of Information Evaluation in Auditing, *Journal of Behavioral Decision Making*, Vol. 8, No. 1, 1995, pp. 21-31.
- 9) Ayers, S. and S. E. Kaplan, Potential Differences Between Engagement and Risk Review Partners and Their Effect on Client Acceptance Judgments, *Accounting Horizons*, Vol. 12, No. 2, 1998, pp. 139-153.
- 10) Bedard, J. C., An Archival Survey of Audit Program Planning, *Auditing : A Journal of Practice & Theory*, Vol. 9, No. 1, 1989, pp. 57-71.

- 11) Bell, T. B., J. C. Bedard, K. M. Johnstone, and E. F. Smith, KriskSM : A Computerized Decision Aid for Client Acceptance and Continuance Risk Assessments, *Auditing : A Journal of Practice & Theory*, Vol. 21, No. 2, 2002, pp. 97-113.
- 12) Bell, T. B., W. R. Landsman, and D. A. Shackelford, Auditors' Perceived Business Risk and Audit Fees : Analysis and Evidence, *Journal of Accounting Research*, Vol. 39, No. 1, 2001, pp. 35-43.
- 13) Cohen, J. R. and D. M. Hanno, Auditors' Consideration of Corporate Governance and Management Control Philosophy in Preplanning and planning Judgments, *Auditing : A Journal of Practice & Theory*, Vol. 19, No. 2, 2000, pp. 133-146.
- 14) Colbert, J. L., Use the Concept of Inherent Risk—It Helps, *The Internal Auditor*, 1987, pp. 45-48.
- 15) Colbert, J. L., Inherent Risk : An Investigation of Auditors' Judgments, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 13, No. 2, 1988, pp. 111-121.
- 16) Colbert, J. L., M. S. Lueblfing, and C. W. Alderman, Engagement Risk, *The CPA Journal*, (March) 1996, 54-57.
- 17) Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission, *Internal Control-Integrated Framework*, 1992. (鳥羽至英, 八田進二および高田敏文訳『内部統制の統合的枠組み(理論編)』, 白桃書房, 1996 年。)
- 18) Dirsmith, M. W. and M. E. Haskins, Inherent Risk Assessment and Audit Firm Technology : A Contrast in World Theories, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 16, No. 1, 1991, pp. 61-90.
- 19) Gendron, Y., The Difficult Client-Acceptance Decision in Canadian Audit Firms : A Field Investigation, *Contemporary Accounting Research*, Vol. 18, No. 2, 2001, pp. 283-310.
- 20) Hackenbrack, K. and W. R. Knechel, Resource Allocation Decisions in Audit Engagements, *Contemporary Accounting Research*, Vol. 14, No. 3, 1997, pp. 481-499.
- 21) Haskins, M. E., Client Control Environments : An Examination of Auditors' Perceptions, *The Accounting Review*, Vol. 62, No. 3, 1987, pp. 542-563.

- 22) Haskins, M. E. and M. W. Dirsmith, Control and Inherent Risk Assessments in Client Engagements : An Examination of their interdependencies, *Journal of Accounting and Public Policy*, 14, 1993, pp. 63-83.
- 23) Helliar, C. V., G. S. Monroe, and D. R. Woodliff, UK Auditors' Perceptions of Inherent Risk, *British Accounting Review*, 28, 1996, pp. 45-72.
- 24) Holmes, H. W., ABREMA : Activity Based Risk Evaluation Model of Auditing, [http : // www.abrema.net. / abrema / ca_plan. html](http://www.abrema.net/abrema/ca_plan.html), *Australian Educational Research Pty Ltd.*, 1998.
- 25) Houston, R. W., M. F. Peters, and J. H. Pratt, The Audit Risk Model, Business Risk and Audit-Planning Decisions, *The Accounting Review*, Vol. 74, No. 3, 1999, pp. 281-298.
- 26) Huss, H. F. and F. A. Jacobs, Risk Containment : Exploring Auditor Decisions in the Engagement Process, *Auditing : A Journal of Practice & Theory*, Vol. 10, No. 2, 1991, pp. 16-32.
- 27) Johnstone, K. M., *Risk, Strategy, and the Client Acceptance Decision : A Casual Model*, UMI, 1997.
- 28) Johnstone, K. M., Client-Acceptance Decisions : Simultaneous Effects of Client Business Risk, Audit Risk, Auditor Business Risk, and Risk Adaptation, *Auditing : A Journal of Practice & Theory*, Vol. 19, No. 1, 2000, pp. 1-25.
- 29) Johnstone, K. M. and J. C. Bedard, *Risk Evaluation and Risk Adaptation in Client Acceptance Decisions*, Working Paper, University of Wisconsin-Madison, 2001a.
- 30) Johnstone, K. M. and J. C. Bedard, Engagement Planning, Bid Pricing, and Client Response in the Market for Initial Attest Engagements, *The Accounting Review*, Vol. 76, No. 2, 2001b, pp. 199-220.
- 31) Messier, W. F. and L. A. Austen, Inherent Risk and on the Effect of Pervasive and Specific Risk Factors, *Auditing : A Journal of Practice & Theory*, Vol. 19, No. 2, 2000, pp. 119-131.
- 32) Mock, T. J. and A. Wright, An Exploratory Study of Auditors' Evidential Planning Judgments, *Auditing : A Journal of Practice & Theory*, Vol. 12, No. 2, 1993, pp. 39-61.
- 33) Mock, T. J. and A. Wright, Are Audit Program Plans Risk-Adjusted?, *Auditing : A Journal of Practice & Theory*, Vol. 18, No. 1, 1999, pp. 55-74.

- 34) Monroe, G. S., K. L. Juliana, and D. R. Woodliff, The Importance of Inherent Risk Factors : Auditors' Perceptions, *The Australian Accounting Review*, Vol. 3, No. 2, 1993, pp. 34-46.
- 35) O'Keefe, T. B., D. A. Simunic, and M. T. Stein, The Production of Audit Services : Evidence from a Major Public Accounting Firm, *Journal of Accounting Research*, Vol. 32, No. 2, 1994, pp. 241-261.
- 36) Pratt, J. and J. D. Stice, The Effects of Client Characteristics on Auditor Litigation Risk Judgments, Required Audit Evidence, and Recommended Audit Fees, *The Accounting Review*, Vol. 69, No. 4, pp. 639-656.
- 37) Zimbelman, M. F., The Effects of SAS No. 82 on Auditors' Attention to Fraud Risk Factors and Audit Planning Decisions, *Journal of Accounting Research*, Vol. 35, Supplement, 1997, pp. 75-97.
- 38) 日本公認会計士協会、監査基準委員会報告書第 12 号(中間報告)「監査の品質管理」の改正について、*JICPA ジャーナル*, 第 14 巻, 第 3 号, 2002 年, 156-164 頁。
- 39) 日本公認会計士協会、監査基準委員会報告書第 5 号(中間報告)「監査上の危険性と重要性」の改正について、*JICPA ジャーナル*, 第 14 巻, 第 7 号, 2002 年, 154-162 頁。
- 40) 日本公認会計士協会、監査基準委員会報告書第 20 号(中間報告)「統制リスクの評価」の公表について、*JICPA ジャーナル*, 第 14 巻, 第 9 号, 2002 年、103-113 頁。
- 41) 町田祥弘、「わが国における監査契約の解除問題と監査リスクの評価」、『*會計*』, 第 164 巻, 第 5 号, 2003 年, 102-116 頁。